

功勞其行刑罰也、不以法令案罪過、而聽重臣之所言、

亂暴の君の、臣下に爵祿を賜ふことを行ふや、法令に由りて、功勞を案驗せず、其刑罰を行ふも、法令に由りて、其罪過を案驗せず、大臣の言ふ所を聽くのみ、故臣欲有所賞、主爲賞之、臣欲有所罰、主爲罰之、廢其公法、專聽重臣、如此、故群臣皆務其黨、重臣、而忘其主、趨重臣之門、而不庭、故明法曰、十至于私人之門、不一至於庭、

故に大臣が賞せんと欲する所あれば、君爲に之を賞す、大臣の罰する所あらんと欲せば、君爲に之を罰す、其公法を廢して、専ら重臣の言を聽く、此の如し、故に群臣は皆其重臣に黨するを務めて、其君を忘る、重臣の門に趨り行きて、君の朝廷に至らず、故に明法

國

亂暴の君は然らず、故に群臣は官位に處り、厚祿を受く、務めて國を治るものなし、國の重を管轄して、其利益を擅にするを期し、其人民を牧漁して貪り取り、其家を富ます、故に明法に曰く、其家を百たび慮りて、其國を一たびも圖らず、

牧魚其民、人民の物を取ることを、菟夫の牧に於ける漁夫の魚に於けるが如く、力を盡して取るをいふ、明主在上位、則、竟内之衆、盡力以奉其主、百官分職、致治、以安國家、亂主則不然、雖有勇力之士、大臣私之、而非以奉其主也、雖有聖智之士、大臣私之、非以治其國也、

明君の上位に在るときは、境内の衆民は力を盡して其君に奉ず、百官も職を分ちて國家を安んず、亂君は

に曰く、十たび私人の門に至るも、一たび君の廷に至らずと、私人之門、重臣の家をいふ、

明主之治也、明於分職、而督其成事、勝其任者、處官、不勝其任者、廢免、故群臣皆竭能盡力、以治其事、

明君の國を治むるや、人才に應じて、其職を分ち、其事を成すを督す、其任に勝るものは官に處し、其任に勝へざるものは廢免す、故に群臣は皆能を竭くし、力を盡して、其事を治む、

亂主不然、故群臣處官位、受厚祿、莫務治國者、期於管國之重、而擅其利、牧魚其民、以富其家、故明法曰、百慮其家、不一圖其

然らず、勇力の士あるも、大臣は之を私に取る、其君に奉するに非ず、聖智の士あるも、大臣は之を私に取る、其國を治むるに用ひず、

故屬數雖衆、不得進也、百官雖具、不得制也、如此者、有人主之名、而無其實、故明法曰、屬數雖衆、非以尊君也、百官雖具、非以任國也、此之謂國無人、

故に、臣屬の數は衆きも、朝廷に進むを得ず、百官は具はるも、國事を制するを得ず、此の如きもの人君の名ありて、其實なし、故に明法に曰く、屬數は衆しと雖も、君を尊ぶにあらず、百官具はると雖も、國事を執るにあらず、此れ之を國に人才なしといふ、明主者、使下盡力、而守法、分故群臣、務尊主、而不敢顧其家、臣主之分明、上下之位審、故大臣

各處其位、而不敢相貴、

明君は下をして力を盡し、法の分限を守らしむ、故に群臣は務て君を尊びて、其家を顧みず、臣と君との分限は明かに、上と下との位は審かなり、故に、大臣は各其位に處りて相貴ばず、

相貴 相貴ぶとは、相互に推薦すること、

亂主則不然、法制廢而不行、故群臣得務益其家、君臣無分、上下無別、故群臣得務相貴、如此者非朝臣少也、衆不爲用也、故明法曰、國無人者、非朝臣衰也、家與家務相益、不務尊君也、大臣務相貴、而不任國也、

亂君は然らず、法制廢して行はれず、故に群臣は務て其家に利益するを得、君臣の分なく上下の別なし、故に群臣は務て相貴ぶを得、此の如きものは、朝臣の少

數なるにあらず、衆人用を爲さざるなり、故に明法に曰く、國に人なしとは、朝臣の衰滅したるに非ず、家と家と務て相利益するを計りて、君を尊ばざるなり、大臣は務めて相貴びて國家の事を擔任せざるなり、人主之張官置吏也、非徒尊其身、厚奉之而已也、使之奉主之法、行主之令、以治百姓而誅盜賊也、是故其所任官者大則爵尊而祿厚、其所任官者小則爵卑而祿薄、爵祿者人主之所以使吏治官也、

人君の官を設け張り、吏人を置くは、徒に其身を尊くし、厚く之に奉ずるのみにあらず、之をして君の法を奉じ、君の令を行ひ、百姓を治て、盜賊を誅せしむるなり、是の故に、其官に任ずる務大なれば、爵は尊く祿も厚し、其官に任ずる務小なれば、爵卑く祿薄

而有功者舉之、試於官而事治者則用之、

明君の賢人を選ばず、勇を言ふものは、之を試むるに軍を以てし、智を言ふものは、之を試むるに、官を以てす、軍に試みて功あるものは、之を擧げ用ひ、官に試みて事治るものは、之を採用す、

故以戰功之事定勇怯、以官職之治定愚智、故勇怯愚智之見也、如白黑之分、亂主則不然、聽言而不試、故妄言者得用、任人而不官、故不肖者不困、

故に戰功の多少を以て勇怯を定め、官職の整否を以て愚智を定む、故に勇怯愚智の見はるや、白黒の分るが如く判然たり、亂君は然らず、言を聽て其實を試みず、故に妄言するものを擧用し、人に任じて官中の事を察せず、故に愚なるものも困しまず、

亂主之治也、處尊位受厚祿、養所與、倭而不以官爲務、如此者則官失其能矣、故明法曰、小臣持祿養倭、不以官爲事故、官失職、

亂君の國を治るや、尊位に處り、厚祿を受け、與に交る所を養ひ、官を以て務と爲さず、此の如きものは、官も其能を失ふ、故に明法に曰く、小臣は祿を維持して交際を修め、官を以て事とせず、故に官においては其職を失ふ、

養所與倭 與に交際するに注意して、虚名を取るに心を用ふ、倭は交に同じ、

明主之擇賢人也、言勇者試之以軍、言智者試之以官、試於軍

故明主以法案其言而求其實、以官任其身而課其功、專任法不自舉焉、故明法曰、先王之治國也、使法擇人、不自舉也、

故に明君は法を以て其言を案ず、而して其實を求む、官を以て其身に任じて、其功を課す、専ら法に任じて、自ら舉げず、故に明法に曰く、先王の國を治るや、法として人を擇ばしめ、自ら舉げざるなり、使法擇人。法度に由りて、用ふべき人ならば、之を舉ぐ、法度に背くときは、愛するものといへども、舉ぐるを得ず、是れ法の人を擇ぶなり、

凡所謂功者安主上利萬民者也、夫破軍殺將、戰勝攻取、使主無危亡之憂、而百姓無死虜之患、此軍士之所以爲功者也、

凡そ所謂る、功とは主上を安んじ、萬民を利するもの

なり、夫れ軍を破り、將を殺し、戰へば勝ち、攻れば取る、君をして危亡の患なからしめ、百姓をして死虜の患なからしむるは、此れ軍士の功となす所以のものなり、

奉主法治、竟内使強不凌弱、衆不暴寡、萬民驩盡其力、而奉養其主、此吏之所以爲功也、匡主之過、救主之失、明禮義以道其主、主無邪僻之行、蔽欺之患、此臣之所以爲功也、

君の法を奉じて、境内を治め、強も弱を凌がず、衆も寡を暴せず、萬民も驩んで其力を盡して、其君を奉養するに至る、此れ吏人の功と爲す所以なり、君の過を匡し、君の失を救ひ、禮義を明にし、其君を道びく、君主は邪僻なる行ひ無く、欺かるゝ患無し、此れ臣たるものゝ功と爲す所以なり、

故明主之治也、明分職而課功、勞有功者賞、亂治者誅、誅賞之所加、各得其宜、而主不自與焉、故明法曰、使法量功、不自度也、

故に明君の治るや、分職を明にして、功勞を課賦す、有功の者は賞し、治を亂すものは誅す、誅賞の加ふる所、各、其宜きを得て、君は自ら與からず、故に明法に曰く、法に功を量らしめ、自ら度らざるなり、

明主之治也、審是非、察事情、以度量案之、合於法則行、不合於法則止、功充其言則賞、不充其言則誅、

故言智能者必有見功、而後舉之、言惡敗者必有見過、而後廢、如此則士上通而莫之能妬、不肖者困廢而莫之能舉、故明法曰、能不可蔽、而敗不可飾也、

故に智と能とを言ふも、漫りに之を用ひず、必ず功を見るありて、後に之を舉ぐ、惡と敗とを言ふも、漫りに斥けず、必ず過を見て後に廢す、此の如くなれば、士は上に通じて、之を能く妬むものなし、愚なるものは、困廢して之を能く舉ぐるものなし、故に明法に曰く、能も隠す可らず、敗も飾る可らず、

明主之道、立民所欲、以求其功、故爲爵祿以勸之、立民所惡、以禁其邪、故爲刑罰以畏之、故案其功而行賞、案其罪而行罰、如

此則群臣之舉無功者不敢進也、毀無罪者不能退也、故明法曰、譽者不能進、而誅者不能退也、

明君の道は、民の欲する所を立て、其功を求む、故に爵賞を爲し、之を勸む、民の惡む所を立て、其邪を禁ず、故に刑罰を爲し、之を畏れしむ、故に其功を案じて賞を行ひ、其罪を案じて罰を行ふ、此の如くなれば、群臣の無功を擧るものも、其人を進むる能はず、無罪を毀るものも、其人を退くる能はず、故に明法に曰く、譽めらるゝも、進む能はず、誅らるゝも、退く能はず、唯其實質の善惡に由りて、進退す、
制群臣擅生殺主之分也、縣令仰制臣之分也、威勢尊顯主之分也、卑賤畏敬臣之分也、令行禁止主之分也、奉法聽從臣之分也、

則行以禁則止以求則得此之謂易治、故明法曰、君臣之間明別則易治、

故に君臣の間は明に分別すれば、君は尊く臣は卑し、此の如くなれば、下の上に従ふや、響の聲に應ずるが如く、臣の君に法とるや、影の形に隨ふが如し、故に上より令して、下は之に應ず、君行ひて臣従ふ、以て令すれば行はれ、以て禁すれば止む、以て求むれば得、此れ之を治め易しと謂ふ、故に明法に曰く、君臣の間は明に別れば治め易し、

明主操術任臣下、使群臣效其智能、進其長技、故智者效其計、能者進其功、以前言督後事、所效當則賞之、不當則誅之、

明君は術を操り、臣下に任ず、群臣をして其智能を效し、其長技を進めしむ、故に智者は其計りごとを效

分也、

群臣を制し、生殺を擅にするは、君の分なり、令を懸け、制を仰ぐは、臣の分なり、威勢の尊顯なるは、君の分なり、卑賤にして畏れ敬するは、臣の分なり、令行はれ禁止むは、君の分なり、法を奉じて聽從するは、臣の分なり、

故君臣相與高下之處也、如天之與地也、其分畫之不同也、如白之與黑也、

故に君と臣と相與に、高下に處るや、天と地との如く、其分畫の同じからざるや、白と黒との如きなり、故君臣之間明別則主尊臣卑、如此則下之從上也、如響之應聲、臣之法主也、如影之隨形、故上令而下應、主行而臣從、以令

し、能者は其功を進む、前言を以て、後事を督す、效す所當れば之を賞し、當らざれば之を誅す、

張官任吏治民案法、試課成功、守法而法之、身無煩勞、而分職、故明法曰、主雖不身下爲而守法爲之可也、

官を設けて、吏人に任じ、人民を治め、法を案じて成功を試課す、君は法を守り、人民をして之に法とらしむ、故に明法に曰く、君は身づから下りて臣下の爲す所を爲さずといへども、法を守りて、之を爲す可なり、然るときは、臣下之に法とるなり、

臣乘馬第六十八

管子輕重一

乘馬とは四馬なり、軍旅には馬を主として、法は田賦に出づ、故に兵賦を名けて、乘馬と

す、經言に乗馬篇あり、君の掌る所なり、此篇細碎なることを述ぶ、臣の掌る所なり、故に臣乘馬と名づく、輕重とは、貴賤といふ如し、凡そ物多ければ賤しく、少ければ貴し、物の情狀なり、多少を操り、貴賤を御す、財を運轉するもの、務る所なり、輕重諸篇、皆其理を論ず、甚しきものは、商賈も敢て爲さざるものあり、蓋し末流の弊にして、必らずしも管子の創めし所に非ず、

桓公問管子曰、請問乘馬、管子對曰、國無儲在、令桓公曰、何謂無儲在、令管子對曰、一農之量、壞百畝也、春事二十五日之内、桓公は管子に問ひて曰く、兵事に關する耕田の賦税は如何、管子對て曰く、國に儲蓄なきは、政令の宜しきを失ふに在り、桓公曰く、何をか國に儲蓄なきは、政令に在りと謂ふ、管子對て曰く、一農夫の量は、壞土百畝なり、春至りて南畝に事ある、僅に二十五日の

内に在り、

桓公曰、何謂春事二十五日之内、管子對曰、日至六十日而陽凍釋、七十日而陰凍釋、陰凍釋而秬稷、百日不秬稷、故春事二十五日之内耳也、

桓公曰く、何をか春事二十五日の内と謂ふ、管子對て曰く、冬至より六十日にして陽凍とて、山の南に在る凍は釋る、七十五日にして山北に在る、陰凍は釋るなり、六十日めは啓蟄の節にして、七十五日めは春分なり、陰凍解けて稷を藝ゆ、百日を過ぐれば、稷を秬るす、七十五日に二十五日を加ふれば、百日となる、其二十五日を怠れば、稷を秬ゆることを爲す可らず、故に春の事は、二十五日の内のみ、春事 春の田を耕して、藝種すること、○七十日 是は七十五日なるに、五の字を脱す、今君立扶臺、五衢之衆皆作、若

過春而不止、民失其二十五日、則五衢之内、阻棄之地也、

今や公は、扶臺を建築す、齊都の五大衢の衆民は、皆工夫となりて、營作す、若し春を過ぎて止まざれば、民は其二十五日を失ふ、斯くして、種藝することなれば、田地は荒廢し、艱阻なる棄地となるなり、扶臺 齊王遊覽の高臺なり、○五衢之衆 四達の所を衢といふ、齊の都には五大衢あり、

起一人之繇、百畝不舉、起十人之繇、千畝不舉、起百人之繇、萬畝不舉、起千人之繇、十萬畝不舉、春已失二十五日、而尙有起夏作、

一人の繇役を起せば、一人の耕す百畝の田は、農事舉らず、十人の繇を起せば、千畝の農事舉らず、百人の繇を起せば、萬畝の田は農作舉らず、千人の繇を爲す

ときは十萬畝の農事舉らず、春已に二十五日を失ひ、尙は夏に至りて、建作の事を起すあり、繇 政府が、人民を無賃にて使役するなり、

是春失其地、夏失其苗、秋起繇、而無止、此之謂穀地數亡、穀失其時、君之衡、藉而無止、民食什五之穀、則君已藉九矣、有衡求幣焉、此盜暴之所以起、刑罰之所以衆也、隨之以暴、謂之内戰、是れ春は、其地を失ひ、耕さざるに、夏は芸ざることなきゆゑに、其苗を失ふ、秋は繇役を起して止むことなし、此れ穀を生ずる地を數、亡ひて、穀も其芸り收る時を失ふものなり、而して君の收税の役人は、帳簿に由りて、民の收入より、十分の四の税を取ること止む無し、人民は食足らざるゆゑに、十分の五の利息を出し、富者より借り入れて、穀を食ふ、故に君は十分

の九を税する割合となる、又衡官は此の十分の九の税の外に、收斂して財幣を求む、此れ盜賊や、暴徒の起る所以にして、刑罰の衆多なる所以なり、之に隨ふに暴を以て、收斂す、之を内戰と謂ふ、
衡 官名なり、周に川衡林衡といふあり、齊は之を收税の官とす、衡とは公平を主とする義に取る、○藉籍と通ず、税することなり、

桓公曰、善哉、策乘馬之數、求盡彼王者不奪民時、故五穀興、豐五穀興、豐則士輕祿、民簡賞、彼善爲國者、使農夫寒耕暑耘、力歸於上、女勤於織、微而功歸於府者、非怨民心、傷民意、高下之策、不得不然之理也、

桓公の曰く、善い哉と、管子又説て曰く、乘馬を策る理數は、之を究むるを要す、彼の王者は民の耕耘の時

を奪はず、故に五穀は興り豊かなり、五穀盛に豊かなれば、士は祿を輕んじて食らず、民も賞與を簡にして求めず、窮乏の患なければなり、彼の善く國を爲るものは、農夫をして、寒に耕して、暑に耘り、其力を上に歸せしめ、女をして、織微なる紡績裁縫の事を爲して、其功を政府に歸せしむ、是は民心を怨まし、民意を傷ぶるに非ず、物價の高下を治むる策として、然らざるを得ざる理なり、

桓公曰、爲之奈何、管子曰、虞國得策、乘馬之數矣、桓公曰、何謂策、乘馬之數、管子曰、百畝之夫子之策、率二十七日、爲子之春事、資子之幣、春秋子穀大登、國穀之重去分、

桓公曰く、之を爲す奈何ん、管子曰く、昔し有虞の國には、田税を理する術を得たり、桓公曰く、何をか田税を理する術と謂ふ、管子曰く、百畝を耕す一夫に

は、策として計算書に金數を記したるものを與へ、率ね二十七日間を期限として、其間に之を與ふ、此限を過れば貸さず、農夫に令して曰ふ、是より春事を爲せ、汝の資本を與へん、秋穫の時に至り、汝の穀が大に登り、熟し國の穀價貴ければ、其半分を上納すべし、虞國 此篇末に有虞とあり、因て有虞と解す、戰國の策士は、古の聖賢を假りて己の言を信にする習慣あり、○春秋子穀 春秋といふべし、尊稱するなり、子は農夫を指す、○國穀之重 穀の價貴し、

謂農夫曰、幣之在子者、以爲穀、而廩之州里、國穀之分在上、國穀之重、再十倍、謂遠近之縣里邑百官、皆當奉器械備、

農夫に謂て曰く、幣財の貸して、汝に在るものは、穀に換算して、之を州里の倉廩に納よと、斯くして、納め畢れば、國中の米は平分して、一半は政府の倉中に在り、市中の穀價は騰貴し、秋成の日より再び上りて、十倍となる、是に於て遠近の縣の、里邑の官吏に、

謂て曰く、皆農具を修めて、春を待てよと、曰國無幣、以穀准幣、國穀之擴、一切什九還穀、而應穀、國器皆資、無藉於民、此有虞之策、乘馬也、

又曰く、國に財幣なきときは、穀を以て幣に准ず、穀の平價を十分の九とし、穀を以て幣に准じ、幣を以て穀に准じ、相環らして、出納す、器具は皆工人より取りて、農民より徴收せず、此れ有虞氏の田税を理する法なり、
横と同じ、横は衡と通ず、衡は平なり、時價一定して、高低なきことをいふ、

乘馬數第六十九

管子輕重二

田税を理する術數なり、

桓公問管子曰、有虞策乘馬已行矣、吾欲主策乘馬爲之奈何、管子對曰、戰國修其城池之功、故其國常失其地用、王國則以時行也、

桓公は管子に問ひて曰く、有虞氏は、既に田税を理する法を施行せり、吾も専ら之を行はんと欲す、如何ん、管子對て曰く、戰國は、城池の功を修むるに急なるを以て、民を役して、耕作の用を失へり、王者の國は、農民の耕耘せざる時を以て、土工を行ふ、

桓公曰、何謂以時行、管子對曰、出准之令、守地用人策、故開闢皆在上、無求於民、霸國守分上分下、游分之間而用足、

桓公曰く、時を以て行ふとは何ぞ、管子對へて曰く、

物價の平均を維持する令を出し、地の生ずる所と、人口の計とを守りて之を行ふ、錢穀を開闢する權は、上に在りて、米の貴きときは、上より米を出し賣り、米の賤しきときは、上に之を買ふ、別に賦税を民に求めず、霸國は物賤きときは、分つて上に入れ、貴きときは、分て下に出す、君は兩分の間に游んで、國用自ら足るなり、

王國守始、國用一不足則加一焉、國用二不足則加二焉、國用三不足則加三焉、國用四不足則加四焉、國用五不足則加五焉、國用六不足則加六焉、國用七不足則加七焉、國用八不足則加八焉、國用九不足則加九焉、國用十不足則加十焉、

王者は國を策し、之を未だ饑ゑざる始に守る、國用の

一分不足すれば、平常の貯藏より出して、一を補充す、二分不足すれば、二を補充す、三不足すれば、三を補充す、十分の不足するに至るも、十を補充す、蓋し國の儲蓄既に實するゆゑに、歲饑るも困乏せざるなり、堯帝の時の九年の大水、湯王の時の七年の大旱も、此術を以て國費を支へたり、

人君之守高下、歲藏三分、十年則必有五年之餘、若歲凶旱水洿、民失本則修宮室臺榭、以前無狗後無彘者、爲庸、故修宮室臺榭、非麗其樂也、以平國策也、

王者は、米價を高低する權を守る、一歲に米三分の一を藏めて、貯蓄し、十年積めば、五年間の不足を補填するに足る、若し歲に凶飢あり、大旱あり、水洿あり、民が資本を失ひ、窮困するときは、宮室臺榭を修繕して、貧民に傭作の賃錢を支給す、故に宮室臺榭を修むるも、其觀樂の地を華麗にするにあらず、國計を

平均して民を救ふ爲めなり、水洿。水溢と同じ、洪水のことをいふなり、○前無狗後無彘。貧の甚しきをいふ、狗は門を守る故に、前といふ、彘は牢に居る故に後といふ、今至於其亡、策乘馬之君、春秋冬夏不知時終始、作功起衆、立宮室臺榭、民失其本事、君不知其失、諸春策又失、諸夏秋之策數也、

今や乘馬を策せざる君に至りては、春夏秋冬に、農時の終始するを知らず、土功を作し、衆民を起し、宮室臺榭を立て、農民は其本事の耕耘を失す、君はこれを春策に失し、夏秋の策にも失するを知らず、是れ理數なり、民無糧賣子數也、猛毅之人淫暴、貧病之民乞請、君行律度焉

則民被刑僇而不從于主上此策乘馬之數亡也

民は窮して糲粥に飽くなきに至れば子を賣りて糊口すること數とす、猛き穀き人は淫暴す、貧病の人は物を乞ふ、此時に君が法律制度を行へば、人民は刑戮を被るも、主上に従はず、此れ乘馬を策する術數の亡びたるなり、

乘馬之准與天下齊准彼物輕則見泄重則見射此鬪國相泄輕重之家相奪也至于王國則持流而止矣

乘馬の法を行ふ爲めに、物價の平均を維持するは、天下と共通にす、若し共通せざれば、弊害あり、例へば物價が彼地に低く、我地に高ければ、彼れ其物を我に泄注して、之を貴賣す、彼れ物貴くして、我に賤しければ、我より買ひて利を取る、此れ國中を鬪はして利を争はしむ、是に於て輕買し、重賣する家は、互に相

奪ふなり、故に、王者の國は、物價平均の共通を維持し、流れて下に移ることなからしむ、

桓公曰、何謂持流管子對曰、有一人耕而五人食者、有一人耕而四人食者、有一人耕而三人食者、有一人耕而二人食者、此齊力而功地田策相圓、此國策之時守也、君不守以策則民且守於上、此國策流已、

桓公曰く、何をか流を持すと謂ふ、管子對て曰く、一人耕して五人食ふものあり、一人耕して四人食ふものあり、一人耕して三人食ふものあり、一人耕して二人食ふものあり、此れ田を耕して、勤惰あるにあらざれども、人事を計る功拙あり、家の儉奢と、田の肥瘠とを通算して、之が食を制するに在り、此れ國計の時に從ひ守るものなり、君は守るに計策を以てせざれ

ば、人民は上の執る權を守らんとす、此れ國計の柄は下に流れ移るなり、

桓公曰、乘馬之數盡于此乎管子對曰、布織財物皆立其貲財物之貲與幣高下穀獨貴獨賤桓公曰、何謂獨貴獨賤管子對曰、穀重而萬物輕穀輕而萬物重

桓公曰く、乘馬の術數は、此に盡くるか、管子對て曰く、布織の財物は、皆其價を定むるに、貨幣に資る、故に財物の價は、貨幣の價位と反對に高下す、米穀は貨幣の用を成す、故に獨り貴くもなり、賤くもなる、桓公曰く、何をか獨り貴く、獨り賤しといふ、管子對て曰く、米價貴くして、萬物の價は賤し、米賤くして萬物は貴くなるなり、穀獨貴獨賤 古代は、物と物との交易にして、穀を貨幣の如く使用す、別に貨幣有るも、穀の補助を成すの

み、故に穀と萬物と相輕重する此の如し、後世は物を買ふに専ら貨幣に資る、故に穀貴きときは、他物も從ひて貴し、管子の説と異なり、

公曰、賤策乘馬之數奈何管子對曰、郡縣上與之壤守之若干、間壤守之若干、下壤守之若干、故相壤定藉而民不移、振貧補不足、下樂上、

桓公曰く、乘馬の法を持して、穀價を輕くする術數は、奈何と、管子對て曰く、郡縣の上腴の田地は、其税を定るに若干なり、上田下田の間なる、中田は税を定る若干にして、下田は税を定る若干なり、故に壤土を相て、收税の藉を定むれば農民は移轉せず、貧を振ひ、不足を補へば、下民は上の政治を樂しむ、上吏 吏は腴に同じ、上等の肥腴の田なり、○守之 之を守るとは、其税を定ることをいふ、○間壤 上下の中間にて、所謂中田なり、

故以上壤之滿、補下壤之衆、
章四時、守諸開闔、民之不移
也、如廢方於地、此之謂策乘馬
之數也、

故に、上田に熟したる穀を以て、下田の瘠地の衆民の穀の足らざるを補ふ、又四時の物價を明にして、貴ければ之を開きて、上より其物を出す、賤しければ之を闔て出さず、故に物價は常に平なり、農民は、其所に固着して、方形の物を地上に置く如く、轉移せざるなり、此れ之を田稅整理の術數と謂ふ、

問乘馬第七十(七)

管子輕重三

事語第七十一

管子輕重四

事物を興起せしむる術數に就きて語る、

桓公問管子曰、事之至數可聞乎、管子對曰、何謂至數、桓公曰、秦奢教我曰、帷蓋不脩、衣服不衆、則女事不泰、俎豆之禮、不致牲、諸侯太牢、大夫少牢、不若此、則六畜不育、非高其臺榭、美其宮室、則群材不散、此言何如、

桓公は、管子に問ひて曰く、物事をして來り至らしむる術數は、聞く可きか、管子對て曰く、何を來り至らしむる術數といふ、桓公曰く、秦奢といふもの、我に教へて曰く、帷蓋を修めず、衣服を多くせざるときは、女事は泰豊ならず、俎豆の禮に、牲を供すること極めず、諸侯は、牛羊豕を供へず、大夫は羊豕を供へず、此の如く犧牲を用ひざる時は、牛羊狗馬鶏豚

は育せず、臺榭を高くし、宮室を美はしくするに非れば、群材は賣れざるなりと、此言は如何ん、帷蓋、帷は居室の四方に垂るゝものにて、今の窓掛の類なり、蓋は車の上に植る「キヌガサ」のこと、皆美麗なる布織を用ふ、○俎豆、俎はマナイタの高き脚あるもの、豆は碗の足高きもの、廟社に供物を盛る器なり、○群材不散、群多の材木も售れざるゆゑに、散せず、

管子曰、非數也、桓公曰、何謂非數、管子對曰、此定壤之數也、彼天子之制、壤方千里、齊諸侯方百里、負海子七十里、男五十里、若胸臂之相使也、故准徐疾、贏不足、雖在下也、不爲君憂、

管子曰く、是は術數にあらざるなり、桓公曰く、術數にあらざるは何ぞや、管子對て曰く、此は壤地を定むる術數に非るなり、蓋し天子の制は、壤地方千里にし

て、普通諸侯は、方百里なり、負海子とて、邊境に在り、海を負ひたる諸侯は、方七十里なり、男は五十里なり、胸の臂を使ふが如く、大より順次に小なるものを使ふなり、故に緩と急とを平均し、餘りと不足とを平均して、錢穀の需給を完くす、故に、小民の下に在るものも、君の憂とならざるなり、徐は緩なり、疾は急なり、○贏は餘るなり、○齊諸侯、普通の諸侯なり、○定壤の上に非の字を脱せり、彼壤狹而、欲舉與大國爭者、農夫寒耕、暑耘、力歸於上、女勤於緝績、黷織、功歸於府者、非怨民心、傷民意也、非有積畜、不可以用人、非有積財、無以勸下、秦奢之數、不可用於危隘之國、桓公曰善、彼の土壤の狹小にして、兵を擧げ大國と争はんと欲

する諸侯は、農夫をして、寒に耕し、暑に耘り、其力を上に歸せしめ、女をして、麻を緝き績んで、微織を勤め、其功を政府に歸せしむ、是は民心を怨まし、民意を害せんと欲するに非ず、政府に積みたる穀有るに非れば、人を用ふべからず、積みたる財有るにあらざれば、下民を勸む能はず、故に、民を勞して、國を富ますなり、秦奢の術數は、徒に奢侈を勸む、危險なる國に用ふ可らず、桓公曰く善し、

桓公又問管子曰、佚田謂寡人曰、善者用非其有、使非其人、何不因諸侯權以制天下、管子對曰、佚田之言非也、彼善爲國者、壤辟舉則民留處、倉廩實則知禮節、且無委致圍城脆致衝、夫不內定、不可以持天下、佚田之言非也、

桓公は、又管子に問て曰く、佚田といふもの、寡人に謂て曰く、善く巧みに國を治るものは、我の有に非るものを用ひ、我の家人に非るものを使ふ、何ぞ諸侯の權に因りて、天下を制御せざるやと、管子對て曰く、佚田の言は非なり、彼の善く國を治るものは、他を制するよりも、先づ自ら治む、土地開け起せば、民は留り處る、倉廩充實すれば、民は禮節を知る、且つ委積したる食物なければ、敵より攻圍せらるゝことあり、城の脆きは、敵の衝車に搗るゝことを致す、内を定めざれば、天下を持す可らず、佚田の言は非なり、管子曰く、歲藏一、十年而十也、歲藏二、五年而十也、穀十而守五、綈素滿之、五在上、故視歲而藏縣、

交易すれば、綿素とて、紬の白色なるものを、之に充つ、而して五分は猶ほ上に在るゆるに、農産の多少を視て、之を下邑の倉に藏め、凶年に備ふ、綿素、厚縉なり、漢にはこれを平紬といふ、素は色を染めざるなり、

時積歲、國有十年之蓄、富勝貧、勇勝怯、智勝愚、微勝不微、有義勝無義、練士勝毆衆、凡十勝者、盡有之、

時に積み、歲に藏め、國に十年の蓄あり、富は貧に勝ち、勇は怯に勝ち、智は愚に勝ち、微は不微に勝ち、有義は無義に勝ち、調練したる士は、毆聚の衆徒に勝つ、凡そ此の十勝は、國に藏穀あれば、盡くこれ有るなり、時積歲、歲の下に藏の字あるべし、○微勝不微、微は微に作るべし、微は善なり、善は不善に勝つといふこと、○毆衆、諸方より毆り逐ひ集めたるものをいふ、毆は驅なり、

故發如風、雨動如雷霆、獨出獨入、莫之能禁止、不待權與、故佚田之言、非也、桓公曰、善、

故に發するは風雨の如く、動くは雷霆の如し、獨り出て、獨り入る、之を能く禁止するものなし、權威ある同盟國の助けを要せず、故に佚田の言ふ所は非なり、桓公曰く、善し、不待權與、七法篇幼官篇、俱に權與に作る、此亦權與に作るべし、與國の威權あるものを待たず、己の國獨り之を爲すといふ、

海王第七十二

管子輕重五

桓公問於管子曰、吾欲藉於臺、

此は、海鹽の利を以て、國勢を盛にすること、を述ぶ、故に海王と名く、

雉何如管子對曰此毀成也吾欲藉於樹木管子對曰此伐生也吾欲藉於六畜管子對曰此殺生也

桓公は、管子に問ひて曰く、吾は臺の廣狹を算して、税を取らんと欲す、何如ん、管子は對て曰く、此は成れるものを毀つなり、人は税を厭ひて、臺を毀つに至らん、桓公曰く、吾は樹木より税を取らんと欲す、管子對て曰く、此は生木を伐ふなり、人皆樹木を伐り盡さん、桓公又曰く、吾は牛馬羊豚鶏狗に税せんと欲す、管子對て曰く、此は生物を殺すなり、人は税を厭ひ、六畜を殺さん、

臺雉 雉とは、長さ三丈、高さ一丈をいふ、臺又城の寸尺は、雉を以て數へ、城の高さ何雉といふ、○藉 歛むるをいふ、徵税することなり、

吾欲藉於人何如管子對曰此隱情也桓公曰然則吾何以爲

食鹽二升少半此其大曆也

桓公曰く、何をか鹽に税すと謂ふ、管子對て曰く、十口の家は、十人鹽を食ふ、百口の家は、百人鹽を食ふ、全一箇月には、大人の男子は、鹽を食ふこと、五升と升の三分の一と、大人の女子は、鹽を食ふこと、三升と升の三分の一となり、童子は鹽を食ふこと、二升と升の三分の一とす、此は其の大數なり、少半は一升の三分一をいふ、五升少半は我邦の四合七勺九撮有奇となる、

終月 一日より三十日に至る、全一箇月のこと、○吾子 小男小女のことにて、一には童子に作るあり、○曆 數なり、

鹽百升而釜令鹽之重升加一分彊釜五十也升加一彊釜百也升加二彊釜二百也鍾二千十鍾二萬百鍾二十萬千鍾二百萬

國管子對曰惟官山海爲可耳桓公曰何謂官山海管子對曰海王之國謹正鹽策

吾は人口に税せんと欲す、何如ん、管子對て曰く、此其情實を隠して、五人の家内を四人とすることあらん、桓公曰く、然らば、吾は何を以て國を爲めん、何物にも税するなくば、國家を維持する道なければなり、管子對て曰く、惟だ山と海とを官にて取扱ふときは可なり、桓公曰く、何をか山海を官にすと謂ふ、管子對て曰く、海王の國は、鹽策に由りて税す、國 海を負ふ國の、利を以て、其業を王にす、王は旺と同じ、盛んにすること、

桓公曰何謂正鹽策管子對曰十口之家十人食鹽百口之家百人食鹽終月大男食鹽五升少半大女食鹽三升少半吾子

鹽は百升にして一釜と曰ふ、鹽價騰貴して、一升到半錢を増すときは、一釜に五十錢となる、若し一升到一錢を増せば、一釜に壹圓となる、一升到二錢を増せば、一釜に二圓となる、十釜を鍾といふ、故に一鍾には二十錢となりて貳十圓なり、十鍾には二萬錢にして、二百圓となる、百鍾には二十萬錢にして、二千圓なり、千鍾には二百萬錢にして、二萬圓なり、分彊 半彊なり、半錢を稱す、彊は繩と通ず、繩の俗字は繩とす、本來錢貫百文の名なれども、遂に錢を呼ぶに用ふ、

萬乘之國人數開口千萬也禹之商日二百萬十日二千萬一月六千萬萬乘之國正九百萬也月人三十錢之藉爲錢三千萬

萬乘の國は、大數を擧ぐれば、口を開て食ふもの、一千萬とす、之を合せて計すれば、大男の鹽を食ふ、一

箇月に五升少半、大女は三升少半とし、吾子は二升少半とす、一家十口とし、男女大人を四人、吾子を六人とし、一箇月食ふ所を、三斗一升三合三勺三撮とす、之を十人に平均すれば、一人一日に、一合有奇となる、萬乗の國、一日に食する所を合算すれば、適に千鍾を盡くす、是れ商利一日に二百萬錢となる、即ち二萬圓なり、故に十日には二千萬錢にして、二十萬圓なり、一月には六千萬圓にして、六十萬圓となる、然るに、萬乗の國は、家長たるもの、百萬人なり、一月毎に、家長一人より三十錢の税を取るも、錢たる三千万緡にして、三十萬圓に過ぎず、

禹策之。禹は偶と同じ、合せ計ること、○正九百萬。正九は正人の誤なり、國蓄篇にも、以正人藉とあり、正人とは、家長たるものをいふなり、
今吾非藉之諸君吾子而有二國之藉者六千萬使君施令曰吾將藉於諸君吾子則必囂號今夫給之鹽策則百倍歸於上

人無以避此者數也、

今や、吾齊國は廣大なるを以て、諸父兄弟や、童子に税するに非るも、家長のみにて、萬乗の國を二つ合せたる六千萬錢の税を得べし、因て君をして、令を施さしめて、吾は諸の父兄や、童子に税すと曰は、民は必ず囂しく號叫せん、然れども、之に鹽策を施し、家長より收税せば、多額の利益は、上に歸せん、而も民は此を避くることなし、是れ自然の理數なり、
諸君吾子。家長の外の諸父兄弟を諸君といひ、童男女を吾子といふ、

今鐵官之數曰一女必有一鍼一刀若其事立耕者必有一耒一耜一鋤若其事立行服連輶輦者必有一斤一鋸一錐一鑿若其事立不爾而成事者天下無有

七、三耜鐵一人之藉也、其餘輕重皆准此而行、然則舉臂勝事、無不服藉者、

今や鍼の價を貴くし、一錢を増すときは、三十本の鍼にて、三十錢となる、家長一人の税なり、刀の價に六錢を加へ増す、五刀にて三十錢となる、家長一人の税なり、耜鐵の價に十錢を増す、三耜鐵にて三十錢となる、家長一人の税なり、其餘は輕重する、皆之に准して行ふ、然れば、民は税を納るも、利なるを以て、臂を舉げ事に勝るもの、鐵の藉を服し被らざるなし、
重加七。七は十の誤なり、○藉税なり、

桓公曰然則國無山海不王乎、管子曰因人之山海假之名有海之國、儲鹽於吾國、釜十五、吾受而官出之以百、我未與其本事也、受人之事、以重相推、此人

此以下は、鐵に税することをいふ、今や鐵官の計算に曰く、女一人ごとに、必一鍼と一刀とを所有すれば、女事成立す、耕すものは、必一耒と一耜と一鋤とを有すれば、其農事は成立す、行きて連輶輦といふ、農作器を載する車を服用するに、必一斤と一鋸と一錐と一鑿とを所有すれば、其農事成立す、然らずして事を成すものは、天下に有ることなし、

一鍼。一本の針をいふ、裁縫の用に供す、○一刀。布帛を裁つに用ふ、一耒一耜一鋤。耒は耜の柄にて、耜は唐鋤と稱す、田地を耕すに用ふ、○一鋤。鋤といふ鋤の類なり、地を穿つに用ふ、○連輶輦。連は輦なり、輦は小車なり、輦は大車なり、○一斤一鋸一錐一鑿。斤はマサカリといふ、斧の小なるもの、鋸はノコギリ、錐はキリ、鑿はノミ、農事を作すに、此器必用なり、

今鍼之重加一也、三十鍼一人之藉也、刀之重加六、五六三十、五刀一人之藉也、耜鐵之重加

用之數也

桓公曰く、然らば國に山海なくば、王たらざるなり、管子曰く、人の山海に因りて、之に名を假るなり、海ある國は、鹽を吾國に售るに、一釜の價五十錢なれば、吾は受けて官より之を出し賣るに、百錢を以てす、我は製鹽の本事に與らざるなり、但人の爲すことを受けて、價を重くして、推し進めば、一釜に五十錢の利あるべし、若し國に山海なきも、運用して國を富す、是れ術數なり、

國蓄第七十三

管子輕重六

國家は蓄藏し、有餘に據りて、不足を制す、國有十年之蓄、而民不足於食、是皆以其技能、望君之祿也、君有山海之金、而民不足於用、是

故善者執其通施、以御其司命、故民力可得而盡也、夫民親信而死、利海内皆然、民予則喜、奪則怒、民情皆然、先王知其然、故見予之形、不見奪之理、故民愛可洽於上也、

故に善く國を治る者は、錢幣使用の權を執り、民の司命たる食物を御す、故に民力も得て用ひ盡すべきなり、夫れ人民は信する所に親しみて、利益の爲に死す、海内皆然り、民に予ふれば喜ぶ、奪へば怒る、民情皆然り、先王は其然るを知る、故に予ふる形を見はし、奪ふ理を見はさず、故に民愛は上に洽ねく、上に對して愛の至らざるなし、

死利。我の身を利する者の爲には死を惜まず、租藉者所以彊求也、租稅者所慮而請也、王霸之君、去其所以

皆以其事業、交接於君上也

政府は十年の蓄あり、人民は食に足らず、此時は、民皆其技能を以て、君の祿を得んことを求む、君上は山海より生ずる金を有し、人民は財用に足らず、此時は、民皆その事業を以て、君上に接し利を取らんとす、

故人君挾其食、守其用、據有餘而制不足、故民無不累於上也、五穀食米、民之司命也、黃金刀幣、民之通施也、

故に人君は、其食を挾み持ち、其の財用を堅く守り、有餘に據りて、不足を制す、故に人民は上に係累せざるなし、心を君に離さざるなり、蓋し五穀食米は人民の司命にて生殺を自由にす、刀幣金錢は、人民の使用する所なり、刀幣。刀は、大なる錢のこと、幣は紙幣布幣あり、札のこと、

彊求、廢其所慮、而請、故天下樂從也、

租藉は工商に賦して、事に由り收納す、是れ彊て求むるなり、租稅は、農に就て、徵收す、豫め民に給したる田を量りて、此田には幾何の稅と定む、是れ慮りて請ふなり、王霸の君は、其彊求する所以を去り、其慮りて請ふ所を歛む、故に天下の人は從ふことを樂しむ、租藉。臨時の附加稅なり、○廢。歛に作るべし、

利出於一孔者、其國無敵、出二孔者、其兵不誦、出三孔者、不可、以舉兵、出四孔者、其國必亡、先王知其然、故塞民之養、隘其利途、

利とは貨財及び慶賞をいふ、利が一門より出で、君主獨り之を爲すときは、天下に敵なし、君と相との、二人より出るときは、國威未だ衰へず敵に屈すること

なし、君相及び他の臣の二者より、出るときは、其國
亂れて兵を擧ぐべからず、君相及び士民の四者より
出るときは、其國滅亡す、先王は其然るを知る、故に
民の衣食居室の屬に至るまで、制限して侵犯の患を
絶ち、人民の利益の道を狭くして、巨萬の暴利を得ざ
らしむ、

故予之在君、奪之在君、貧之在
君、富之在君、故民之戴上、如日
月、親君若父母、凡將爲國、不通
於輕重、不可爲籠以守民、不能
調通民利、不可以語制爲大治、
故に先王は、人民に與るも、君に在り、之を奪ふも君
に在り、之を貧にするも君に在り、之を富すも君に在
り、故に民の上を戴くことは、日月の如く、君に親し
むこと父母の如し、凡そ國を爲めんとして、物價輕重
の道に通せざれば、民を守る可らず、民の利を調達せ

ずんば、制度を語るべからず、大なる政治を爲す可ら
ず、
是故、萬乘之國、有萬金之賈、千
乘之國、有千金之賈、然者何也、
國多失利、則臣不盡其忠、士不
盡其死矣、

是の故に、萬乘の國は、萬金を有する賈人あり、千乘
の國は、千金を有する賈人あり、然るものは何ぞや、
國多く利を失へば、臣も其忠烈を盡さず、士も其死節
を盡さず、故に、國は多く利して、民の富むを圖る、
歲有凶穰、故穀有貴賤、令有緩
急、故物有輕重、然而人君不能
治、故使蓄賈游市、乘民之不給
百倍其本、

民之不治、貧富之不齊也、且君
引鋤量用、耕田發草上、得其數
矣、

夫れ人民富むときは、祿を以て使ふ可らず、貧なれば
罰を以て威す可らず、貧民は刑罰に觸るゝことを畏
れざればなり、法令の行はれざる、萬民の治らざる、
是れ皆貧富の齊しからざるに由るなり、且つ君は鋤
算を引き、財用を量り、田地を耕し、草土を伐り發き、
其年に生ずる所の數を得るなり、

引鋤 鋤は牙籌にて、算盤のことなり、○發草上
草土を伐り發くこと、開拓をいふ、上は土の誤なり、
民人所食、人有若干步畝之數
矣、計本量委則足矣、然而民有
飢餓不食者何也、穀有所藏也、
民人の食する所は、人ごとに若干の步畝の數ありて、
其生す所の本を計り、其食する所の委を量れば、十分
に足る計なり、然れども、民人に飢餓して、食はざる

には穀賤し、令急なれば物重く、令緩なれば、物輕し、
然も人君は之を治め制する能はず、故に富賈を自由
ならしめ、人民の足らざるに乘じ、其資本を運轉し
て、多額の利を取らしむ、

穰 米の多く熟するをいふ、○蓄賈 金を蓄へたる
賈人、
分地若一、彊者能守、分財若一、
智者能收、智者有什倍人之功、
愚者有不贖本之事、然而人君
不能調、故民有相百倍之生、
地を分つ、一の如きも、弱者は之を失ひ、強者は能く
守る、財を分つ、一の如きも、智者は能く聚め、愚者は
本を償はざる事あり、然も、人君之を調和する能はざ
れば、富民の財産は、貧民のものに百倍する差を生
ず、
夫民富則不可以祿使也、貧則
不可以罰威也、法令之不行、萬

ものあるは何ぞや、豪富の家に穀を藏蓄する所あればなり、

人君鑄錢立幣民庶之通施也、人有若干百千之數矣、然而人事不及用不足者何也、利有所并也、

人君は錢を造り、貨幣を製して、人民の通用に足らしむ、一人に割當れば若干百千の數あり、然れども、人事に爲んとする所あるも、錢幣足らずして、用を缺乏す、是れ何ぞや、豪富が利を并せ、其家に巨萬を積むを以てなり、

然則人君非能散積聚均羨不足、分并財利而調民事也、則君雖彊本趣耕而自爲鑄幣而無已、乃今使民下相役耳、惡能以

夫往歲之糶賤、狗彘食人食、故來歲之民不足也、物適賤則半力而無予、民事不償其本、物適貴則什倍而不可得、民失其用、然則豈財物固寡而本委不足也哉、

夫れ前年賣米賤ければ、狗豚も人の食すべき穀を食ふ、故に來歳の食物不足す、物賤ければ、價は功力に半にして、錢を予ふるなく、民事も其本資を償ふことなし、物貴ければ、價を十倍にするも、買取り難し、人民は財用を失ふ、然らば是れ、財物の寡きに非ず、本末の相不足するに非ず、

夫民利之時失而物利之不平也、故善者委施於民之所不足、操事於民之所有餘、夫民有餘

爲治乎、

然るときは、人君能く積聚る金穀を散せしめ、羨と不足とを均一にし、財利を分ち并せて、民事を調和するに非れば、君は本農を勉めしめ、耕作を促し、自ら爲に幣を鑄て已むなしといへども、却て富豪をして、之を并藏せしめ、下民を役使せしむるのみ、惡んぞ國を治むるを得んや、

歲適美則市糶無予而狗彘食人食、歲適凶則市糶釜十緡而道有餓民、然則豈壤力固不足而食固不贍也哉、

歲は適ま美にして、豐熟すれば、市に穀を糶するも錢を予へて買ものなし、狗や豚は、人の食物を食ふ、歲凶饑なれば、市に糶る米は、一釜即ち六斗四升、(我が五升七合四勺八撮餘)にして、價十緡、即ち千錢なり、道に餓死の民あり、然らば是れ土壤の力の足らざるに非ず、食の贍らざるに非ず、

則輕之故人君斂之以輕、民不足則重之故人君散之以重、斂積之以輕、散行之以重、故君必有什倍之利、而財之橫可得而平也、

夫れ人民の利は、物價の高低に由りて、失はる、是れ物の利の平かならざるなり、故に善く國を治むるものは、人民の不足する所に、物を散じ與へ、人民の餘りある所より、物を取る、夫れ民は餘りあれば、物を輕んず、故に、人君は之を斂むるに低價を以てす、人民足らざれば、物を重んず、故に人君は、之を散するに高價を以てす、斯くして、人君は物を斂め積むに、價賤くして、物を散じ施すに、價貴し、故に人君は、必ず多額の利ありて、財の擴張も得て平かにすべし、斂積之以輕、散行之以重、米を千錢に買ひ、萬錢に賣る如きをいふ、

凡輕重之大利、以重射輕、以賤

泄平萬物之滿虛隨財准平而不變衡絕則重見人君知其然故守之以准平

凡そ輕重の大利は、高價に賣り、低價に買ふに在り、我國の物重ければ、隣國の輕きを射取る、我國の物價賤しきときは、平價の地に泄注す、是れ貴賤を調和する所以なり、萬物の充滿すると、空虛なるとは、財貨の有無に隨ふ、財貨滿れば物品も隨ひて滿つ、財貨虛なれば物品も隨ひて空虛となる、准平にして物價變せず、衡平絶ゆれば、物の重き見はる、人君は其然るを知るゆゑに、之を守るに、准平を以てし、輕重ならしむ、
准平 月々に物價を平准して、高低なからしむ、○衡絶則重見 衡も平なり、平准にすること止めば、物價升る、

使萬室之都必有萬鍾之藏藏緡千萬使千室之都必有千鍾

り、稻は犁なり、○種饑 種は穀種をいひ、饑は午飯をいふ、○糧食 旅行者の齎す所の糗なり、○取贍 於君 贍は不足を補ふをいふ、耒耜器械より、糧食に至るまで、不足あるときは、官に告げて之を救助すること請ふなり、○豪奪 富人が財力を以て、之を奪ひとることをいふ、○民無廢事 民は、不足の物を官に借りて、補ふゆゑに事を廢することなし、

凡五穀者萬物之主也穀貴則萬物必賤穀賤則萬物必貴兩者爲敵則不俱平故人君御穀物之秩相勝而操事於其不平之間

凡そ五穀は、萬物の主なり、穀貴きときは、萬物必ず賤し、穀賤きときは、萬物必ず貴し、此の兩の者は、敵を相爲す、穀と物と俱に平なるを得ず、故に、人君は穀と物との秩序を治めて、貴を抑へ、賤を揚げ、相勝たしめて平准なるを要し、事を兩價高低の間に操る、

之藏藏緡百萬春以奉耕夏以奉芸耒耜器械種饑糧食畢取贍於君故大賈蓄家不得豪奪吾民矣然則何君養其本謹也春賦以斂繒帛夏貸以收秋實是故民無廢事而國無失利也
萬家ある都邑には、必ず米六萬四千石の貯藏あらしめ、緡を藏する千萬錢ならしむ、千家ある都邑には米六千四百石の貯藏あらしめ、緡を藏する百萬錢ならしむ、春は耕作に奉へ、夏は芸耨に奉へ、耒耜器械種饑糧食とも、畢く補助を君に仰ぐ、故に、大賈貯蓄家をして、下民を豪奪することを得ざらしむ、斯くして、君は其本なる農を養ふを、謹しむ、春は繒帛を斂め、夏は貸して秋の穀の實を待て收む、是の故に、民には廢事なくして、國には失利なきなり、
春以奉耕 春の耕作に、財用缺乏すれば、官の貯蓄を以て之に供ふ、奉は供なり、○耒耜 耒は耜の柄な

御穀物之秩 穀と物との兩價高低の次第を治めて、不平なからしむ、御は治なり、秩は次第なり、

故萬民無藉而國利歸於君也夫以室庶藉謂之毀成以六畜藉謂之止生以田畝藉謂之禁耕以正人藉謂之離情以正戶藉謂之養贏五者不可畢用故王者徧行而不盡也

故に萬民に稅籍するなくして、國利の君に歸するは、穀物の秩序を御し治むるに在り、夫れ家屋に稅するときは、之れを成る家を毀つといふ、六畜に稅するは、之を生育を止むといふ、田畝に稅するは、耕作を禁ずといふ、正人即ち家長たるもの、一人に三十錢を稅するは、之を君の親情を離すといふ、正戸の本業あるものに、稅するは、贏餘の游民を養ふと謂ふ、此の五の者は、同時に用ゆるを得ず、故に王者は、單に其一を行ふ、而して他の四者を用ひず、

謂之毀成。家屋に税すれば、民は成りたる家も毀つて小にす、○謂之禁耕。田には、常税あり、又小狹なる地にても、畝に従ひて税すれば、民は耕を止めて、棄地とす、○謂之離情。下情は上を離れて、君を怨む、○謂之養贏。正戸に税すれば、游食の民は、税を納めず、徒に養はるゝに似たり、

故天子藉於幣、諸侯藉於食、中歲之穀、糶石十錢、大男食四石、月有四十之藉、大女食三石、月有三十之藉、吾子食二石、月有二十之藉、

故に天子は、金幣に税す、諸侯は食物に税す、中歲にて豊年ならず、凶年ならざる穀は、糶するに、買人より每石十錢の税を取る、斯くすれば、人民の間接税は下の如し、大男は四石を食ふ、(一石は我が八升五合四勺八撮なれば、四石にて、三斗四升一合九勺二撮となる)、是は玄米なり、精すれば、此數減す、因て月

餘、百人廩食、千人得餘、

彼の人君は、其本末を守り操ることを謹み、嚴重にす、而して男女父兄童子は、悉く税に服し被らざるものなし、一人が君の廩祿を食するときは、十人其餘を食するを得、十人廩祿を得るときは、百人其餘を食するを得、百人廩食するときは、千人其餘を食するを得るなり、

夫物多則賤、寡則貴、散則輕、聚則重、人君知其然、故視國羨不足、而御其財物、穀賤則以幣予食、布帛賤則以幣予衣、視物之輕重、而御之以准、故貴賤可調、而君得其利、

夫れ物は多ければ賤し、寡ければ貴し、散じ賣れば軽く、聚め買へば重し、人君は其然るを知る、故に國の羨と不足とを視て、其財物を御す、穀賤しければ、幣

に四十錢の税あり、大女は三石を食ふ、月に三十錢の藉あり、童子は二石を食ふ、月に二十錢の税あり、歲凶穀貴、糶石二十錢、則大男有八十之藉、大女有六十之藉、吾子有四十之藉、是非人君發號令、收糶而戸藉也、

豊稔ならざるときは穀貴し、賣米は買人より、每一石に二十錢の税を取る、其結果として、大男は八十錢の税あり、大女は六十錢の税あり、童子は四十錢の税あり、是れ間接税なり、人君が號令を發し、戸毎に收むるにあらず、糶の誤りなり、○收糶。糶は斂なり、收斂することをいふ、

彼人君守其本委謹、而男女諸君吾子、無不服藉者也、一人廩食十人得餘、十人廩食、百人得

金を與へて、民に、穀を買はしめ、布帛賤しければ、幣金を與へて、民に衣を買はしむ、物の輕重を視て、之を御するに平均の術を以てす、故に物價の貴賤は調ふべくして、君は其利を得るなり、

前有萬乘之國、而後有千乘之國、謂之抵國、前有千乘之國、而後有萬乘之國、謂之距國、壤正方四面受敵、謂之衢國、

前に萬乘の國ありて、後方に千乘の國あるは、之を抵國といふ、抵は觸るゝことにて、獸角を以て人に觸ることく、大國の爲に抵觸せらるゝをいふ、前方には、千乘の國ありて、後方には萬乘の國ある、動もすれば其後方を襲撃せられ、雞距を以て物を撃つがごとく、之を拒ぐ故に、距國と名づく、土壤は方形にして、四面敵を受けるを衢國といふ、衢とは四達の道路なり、以百乘衢處、謂之託食之君、千乘衢處、壤削少半、萬乘衢處、壤

削太半、何謂百乘衢處託食之君也、夫以百乘衢處危備圍阻千乘萬乘之間、

百乘の小國を以て、四達の地に衢處す、之を託食の君と謂ふ、千乘の國を以て、衢處すれば、土壤を削らるゝ三分の一なり、萬乘の國を以て衢處すれば、土地削らるゝ三分の二なり、地廣くして、削らるゝ多し、何をか百乘衢處する、託食の君と謂ふ、蓋し百乘を以て千乘萬乘の國に、圍まれ阻てらるゝを、危ふみ懼れ、根據なくして、人に寄食する君なり、

夫國之君不相中、舉兵而相攻、必以爲扞格蔽圍之用、有功利不得鄉、大臣死於外、分壤而功列陳、繫纍獲虜、分賞而祿、

彼の百乘の君が、他の國の君と、相怨み怒り、兵を擧げて相攻むれば、百乘の下にも、必ず扞格し、蔽圍し

大國は款を鄰國に納れて降參し、小國は財用を傾けて亡ぶ、何を以て、此の勢を恢復せんか、繼孤 相續人なり、○及 反の誤なり、

曰百乘之國、官賦軌符、乘四時之朝夕、御之以輕重之准、然後百乘可反也、千乘之國、封天財之所殖、械器之所出、財物之所生、視歲之滿虛、而輕重其祿、然後千乘可足也、

曰く、百乘の國は、政府より、物の分量と符號とを定めて、民に公示し、民の物價を制するを許さず、政府は物價の高低に乗じ、輕重の平均を制す、然る後に、百乘の國も、強盛の勢に反るべし、千乘の國は、天然に蕃殖する、金玉草木、及び、器械に由りて成るもの、及び財物より製出するもの等を、政府にて專制し、歳の豐滿と凶虛とを視て、物價を輕重す、然る後に千乘の國も財用充足すべきなり、

て働く臣民あり、然れども、功利ありて、饜することを得ず、大臣が國外に戰死すれば、土壤を分ち封じて、功烈は政府に録し、獲虜を獻するものには、賞を分ちて祿す、扞格蔽圍 扞格は防ごこと、蔽はおほふこと、圍はふせぐこと、○不得郷 國貧にして、費途に窮するなり、郷は饜なり、

是壤地盡於功賞而稅藏殫於繼孤也、是殊名羅於爲君耳、無壤之有、號有百乘之守、而實無尺壤之用、故謂託食之君、然則大國內款、小國用盡、何以及此、是れ壤地は、功賞に用ひ盡し、稅の貯へたるものは、死事者の相續人に支給して、用ひ殫す、是れ殊に名は君たるに、羅列するのみにて、土地を有せず、百乘の守りありと號するも、實は一尺の土壤の用なし、故に託食の君といふ、斯くすれば、國は大小と無く、皆衰ふ、

四時之朝夕 是物價の四時に隨ひて、貴賤すること、をいふ、○封 利を專にし、自ら私するなり、○歲之滿虛 滿は豐年にて、虛は凶年なり、

萬乘之國、守歲之滿虛、乘民之緩急、正其號令、而御其大准、然後萬乘可資也、

萬乘の國は、歳の豐滿と虚凶とを守り、人民の緩急に乗じ、其號令を正して、其物價平均の術を普く行ふ、然る後に、萬乘の國も、資財充實すべし、

玉起於禺氏、金起於汝漢、珠起於赤野、東西南北距周七千八百里、水絕壤斷、舟車不能通、

玉は禺氏といふ地に生じ、金は汝漢の地に生じ、珠は赤野の地に生ず、東西南北に在りて、周を距ること七千八百里の遠きに在り、水も絶え壤地も斷えて、舟も車も通ずる能はざるなり、

先王爲其途之遠其至之難故託用於其重以珠玉爲上幣以黃金爲中幣以刀布爲下幣三幣握之則非有補於煖也食之則非有補於飽也

先王は、其途の遠くして、其至る難きが爲に、用を其重きに託し、珠玉を以て上幣と爲し、黄金を以て中幣となし、刀布を以て、下幣となす、三幣は之を握るも煖に補ひあるに非ず、之を食ふも、飽くに補ひあるに非ず、刀布は契刀とて、刀の形をなす、通用の銅貨なり、布は布にて造りたる、軍票のごときものなり、先王以守財物以御民事而平天下也、今人君藉求於民、令曰十日而具、則財物之賈什去一

山國軌第七十四

管子輕重七

山、木、國、田、皆度量術數を施して、國庫の收入に便にす、

桓公問管子曰、請問官國軌、管子對曰、田有軌、人有軌、用有軌、鄉有軌、人事有軌、幣有軌、縣有軌、國有軌、不通於軌數、而欲爲國不可

桓公は、管子に問ひて曰く、國にあるものをして、盡く職事に服せしめんとす、其度量の法を問ふ、管子對へて曰く、田に軌あり、人に軌あり、用に軌あり、人事に軌あり、貨幣に軌あり、縣に軌あり、城下に軌あり、軌數に通せずして、國を爲めんと欲するは不可なり、縣國、縣とは、田舎をいふ、國とは城下即ち都邑をいふ、○軌數、度量の方法にて、今の統計學のごとし、

令曰八日而具、則財物之賈什去二、朝令而夕具、則財物之賈什去九、先王知其然、故不求於萬民、而藉於號令也

先王は、財物を守り、人民の事を治めて、天下を泰平にす、今や、人君は人民に稅求するに、令して、十日以内に具へよといふときは、人民稅に困して、財物を低價に賣り、物價は十分の一を減す、令して、八日以内に具せよといふときは、財物の價は、十分の二を減す、令して五日以内に具せよといふときは、財物の價は、十分の五を減す、朝に令して、夕に具せしむるときは、財物の價は、十分の九を減す、急なれば、益す減す、先王は其然るを知る故に、萬民に求めず、常の號令に由る、人民は物價の激變を受けずして、稅を上納し畢るなり、

桓公曰、行軌數、奈何、對曰、某鄉田若干、人事之准若干、穀重若干、曰、某縣之人若干、田若干、幣若干、而中用穀重若干、而中幣終歲度人食若干、

桓公曰く、軌數を行ふは、奈何するか、對へて曰く、其郷の田地は若干にして、人事に支給する表準は若干なり、穀の價の貴は若干なり、曰く、某郷の人口は若干にして、田地は若干なり、通用の貨幣は若干にして、用に中る、又穀の貴きこと若干にして、幣の數に中る、一箇年に、此縣の人の食する所は若干なり、若干、幾何といふに似て、數を定めず、概言するなり、

曰、某郷、女勝事者、終歲績其功業若干、以功業直時、而橫之、終歲人已衣被之後、餘衣若干、別

群軌相壤宜

曰く、某郷の女は、壯健にして、事に勝るもの、一年紡績す、其功業は若干にして、時價の貴賤に當て、其價を定む、一箇年に他人と自分との衣被したる外の餘衣は、若干あり、凡そ群軌を區別するに、土地の宜きを相て、之を定む、

横。時價を一定して、高低なからしむること、漢にいふ月平の義なり、横は横と同じ、横は衡に通ず、平の義なり、

桓公曰、何謂別群軌相壤宜管子對曰、有莞蒲之壤、有竹箭檀柘之壤、有汜下漸澤之壤、有水潦魚鼈之壤、今四壤之數、君皆善官而守之、則藉於財物不藉人畝

桓公曰く、何を群軌を別ち、壤の宜きを相ると謂ふ

田若干、食者若干、某郷之女事若干、餘衣若干、

桓公曰く、軌する意は、如何に行ふか、管子對へて曰く、其軌に據ることを隱密にせざれば、下民は却て其上を制するに至る、桓公曰く、此の汝の言は何を謂ふか、管子對て曰、某の郷田は若干あり、之に食ふ民は若干あり、某郷の女事は若干にして、其餘衣は若干あり、

謹行州里曰、田若干、人若干、人衆田不度、食若干、曰、田若干、餘食若干、必得軌程、此調之泰軌也、

謹んで、州里を巡行し曰く、田地は若干ありて、人口は若干あり、人口多くして、田地少く、食を度らず、穀足らざる若干なり、曰く、田地は若干なり、餘食は若干あり、必ず軌數の章程を得、此れ穀價の輕重を調和する大數なり、

か、管子對て曰く、莞蒲の生ずる土壤あり、竹箭檀柘の土地あり、汜下とて水の延漫する所、漸澤とて水の浸す澤のある土地あり、水潦にして魚鼈の生ずる土地あり、此の四壤の軌數は、君皆適任の官吏をして、守らしめば、此の財物に税するを得べし、斯くすれば、人民の小なる畝に税せずして足る、

十畝之壤、君不以軌守、則民且守之、民有過移、長力、不以本爲得、此君失也、

十畝の小地といへども、君は軌數を以て、之を守らざれば、人民之を私して、守らんとす、人民既に之を守れば、此澤に生ずる、財物を他へ移し、此の竹箭を他に過して、自分の財力を増長し、本業の農を、得策とせざるに至る、此は君の過失なり、

桓公曰、軌意安出、管子對曰、不陰據其軌者、下制其上、桓公曰、此若言何謂也、管子對曰、某郷

然後、調立環乘之幣、田軌之有餘、於其人食者、謹置公幣焉、大家衆、小家寡、山田間田、曰、終歲其食不足於其人、若干、則置公幣焉、以滿其准、

然る後に、穀と幣と、多少に應じて交換する法を調へ立て、以て物價の平均を圖る、田地の軌數の、其人の食量に餘あるものは、謹んで公の幣を置く、大家は産を殖するものにて、自ら耕作せず、小家は皆農作を事とす、故に穀を生ずるもの少數にして之を食ふもの多き、山田及中等の田あり、一箇年に其食の人數に足らざる、若干なるときは、公の幣を置き、穀價の平均を完くす、

重歲豐年、五穀登、謂高田之萌、曰、吾所寄幣於子者、若干、郷穀之橫若干、請爲子什減三、穀爲

上幣爲下高田撫間田山不被穀十倍

重歲とは、毎年をいふ、豊年つゞきにて、五穀登り熟するるとき、上田に耕す民に謂ひて曰く、吾は幣を子に寄せ託するもの若干あり、郷穀の價平准して若干となる、請ふ子が爲に、幣の十分三を減じ、穀を以て納めしむべしと、斯くすれば、民喜びて、穀を多く上納す、幣は民間に流る、高田の民は、穀少きを以て、中等の田の民を慰撫し、山中の田は、穀粟を被らざるもの、他日に十倍す、

重歲 比年のことにて、連年といふごとし、○高田は膏腴の田なり、○蕪は民なり、

山田以君寄幣振其不贍未淫失也高田以時撫於主上坐長加十也女貢織帛苟合於國奉者皆置而券之

山田に耕す民は、君より寄託せられたる、幣を以て、

日、上且修游、人出若干幣、謂隣縣曰、有實者皆勿左右、不贍則且爲人馬、假其食民、

前策の外に、又一策あり、爰に政府の米倉充實して、平時の十倍なれば、大家の富豪に謂て曰く、上は游觀を修めんとす、人々若干幣を出せと、又隣縣に謂て曰く、穀實あるものは、左右して米を賣り出す勿れ、政府は糧食足らざれば、從ふ所の人馬の爲に、糧食を沿途の民に假らんとす、

隣縣四面橫穀、坐長而十倍、上下令曰、貴家假幣、皆以穀准幣、直幣而庚之、穀爲下、幣爲上、

隣縣の四面は、穀價を平にし、坐ながら十倍の騰貴に至る、此時、上より令を下して曰く、富者に假したる幣は、皆穀價を以て准用し、穀の代りに、幣を上納せよと、是に於て、穀は下に流れ、幣は政府に入る、

穀の贍らざるを補ひ、未だ大に失はず、之を久しくして、高田も穀乏しくなれば、君上より幣を受けて慰勉せらるゝに至る、是に於て、穀の價は坐ながら長じて、十倍となることなり、女の織帛を奉供するもの、國の供用に適ふときは、皆留め置て、代金を予へず、券を與ふ、

以郷橫市准曰、上無幣有穀、以穀准幣、環穀而應策、國奉決穀、反准賦軌幣、

上より織帛の代金を予んとするとき、郷橫市准として、町村の平准の價を定め、告げて曰く、上には幣なくして、穀あり、穀を以て幣に准ず、穀を環らして、織帛の價に須ゆる所の計數に應ず、政府より支拂ふには、穀を出し、幣の割合に應じて、民間に布く、以て、國幣の軌數を完くす、

郷橫市准 郷里に價を定め、市中に價を定む ○賦は布なり、

穀廩重有加十、謂大家委貴家、

庚は價なり、百都百縣軌、據穀坐長十倍、環穀而應假幣、國幣之九在上、一在下、幣重而萬物輕、

四縣を都と稱す、官吏を置きて、之を治む、百都も百縣も、幣穀交換の法に由り、穀價十倍に騰貴したる時は、其騰貴の相場を以て、富家への貸金を算し、穀の代りに、幣を上納せしむ、是に於て、國幣十分の九は、政府に入り、其は民間にあり、故に幣重くして、萬物は輕し、

歛萬物應之以幣、幣在下、萬物皆在上、萬物重十倍、府官以市橫出萬物、隆而止、國軌布於未形、據其已成、乘令而進退、無求於民、謂之國軌、

政府は萬物を買ひ、之に應じ支拂ふには幣を以てす、

幣は下に在りて、萬物は上に在り、民間の萬物は價貴き十倍となる、府官は市の平准なる價を以て、萬物を出し賣る、其高價を極めて止む、國家の軌量する法は、其數を未形の前に布く、價の貴賤已に成るに據りて、錢穀百物を運用す、又號令に因りて、物價を進退す、毫も民に求むることなし、之を國軌といふ、歛は收なり、買入るなり、

桓公問於管子曰、不藉而贍國、爲之有道乎、管子對曰、軌守其時、有官天財、何求於民、

桓公は、管子に問ひて曰く、税を取らずして、國家を贍はすに道あるか、管子對て曰く、四時の天候を軌り守りて、天の生ずる所の財をして、其職を盡さしめ、海より珠玉を出し、山より金を産する類を、十分ならしめば、何ぞ人民に求むるを要せん、

桓公曰、何謂官天財、管子對曰、泰春民之功、泰夏民之令、之

矣、泰秋民之且所用者、君已廩之矣、泰冬民之且所用者、君已廩之矣、

桓公曰く、何をか四務と謂ふ、管子對て曰く、泰春に農民の用ひんとする耒耜器より種饒糧の類に至るまで、君は之を廩に藏め、泰夏泰秋泰冬も皆此の如く、廩に藏めて、豪富大賈の利を擅にするを制す、

泰春泰夏 大春大夏といふに同じ、尊びて稱すなり、泰春功布日、春縑衣、夏單衣、桿籠累箕勝籬屑糗、若干日之功、用人若干、無貲之家、皆假之、械器勝籬屑糗、功已而歸公、衣折券、

春事の令を民間に布く日に、政府は春の縑衣、夏の單衣を備へ、籠累箕勝籬屑糗の類をも、籠め置き、若干日の間の仕事には、若干人を要すと豫定す、故に、

所止、令之所發、泰秋民令之所止、令之所發、泰冬民令之所止、令之所發、此皆民所以時守也、此物之高下之時也、此民之所以相并兼之時也、君守諸四務、桓公曰く、何をか天財を官にすと謂ふか、管子對て曰く、泰春は民の功徭に就く時なり、泰夏は、政令の禁止する所あり、開發する所あり、山澤に禁あり、發ある類なり、君は四時の天候により、禁發を號令す、泰秋泰冬も同じ、蓋し是れ民が時節に應じて、自から守り、物を賣買する時なり、故に物價高下の時なり、民の相ひ并せ兼ぬる所以の時なり、君は之を制御する爲めに、四時の務を守る、

桓公曰、何謂四務、管子對曰、泰春民之且所用者、君既廩之矣、泰夏民之且所用者、君已廩之、

資力無き家は、皆此の官の具を借りて、械器勝籬屑糗、公衣等を使用す、既にして仕事畢れば、之を官に返し、其借用證文を取消す、

置くことなり、○籠累 竹にて組み編みて、土を盛り二人にて、之を昇くもの、○勝籬 土を盛る器なり、今のテザルの類なり、○衣折券 衣は衍字なり、折券とは割引すること、帳消しのこと、

故力出於民、而用出於上、春十日不害耕事、夏十日不害芸事、秋十日不害斂實、冬二十日不害除田、此之謂時作、

故に、勞働は民より出て、財用は上より出づ、民の費なし、春の十日の間には衣食器械を具へざれば、農作出來ざるに、今之を上より借りて、耕作の損害を免る、夏の十日も芸耨することを害せず、秋の十日も實を斂むることを害せず、冬の二十日も田を治むることを害せず、此れ之を時作といふ、

冬二十日 春夏秋は、農事急なるを以て、衣食器具の

準備を、十日間に完成す、冬は農務尤も間にして、且つ短日ゆゑに、二十日を用ゆ、

桓公曰、善、吾欲立軌官、爲之、奈何、管子對曰、鹽鐵之策、足以立軌官、桓公曰、奈何、管子對曰、龍夏之地、布黃金九千、以幣貨金、巨家以金、小家以幣、

桓公曰、善し、吾は軌官を立んと欲す、之を爲すに奈何ん、管子對て曰く、鹽鐵の策は、以て軌官を立るに足る、桓公曰く、奈何ん、管子對て曰く、龍夏の地へは、貸附る金額九千にして、幣貨と金とを用ゆ、巨家には貸すに金を以てし、小家には幣貨を以てす、小家は用ゆる所、少くして贖ふこと能はざる恐れあり、故に幣貨即ち刀布を貸附とす、

周岐山至於崢丘、之西塞丘者、山邑之田也、布幣稱貧富、而調

之、周壽陵而東、至少沙者、中田也、據之以幣、巨家以金、小家以幣、三壤已撫而國穀再什倍、

周の岐山より崢丘の西なる塞丘に至るは、山邑の田なり、此地に幣を貸附け、貧富を稱りて、之を調和す、周の壽陵より東して少沙に至るは、中田なり、之を治むるに、幣の貸附を以てす、巨家には金を以てし、小家には幣貨を以てす、龍夏岐山壽陵の三地は慰撫せられて、其穀を致す、故に、政府の藏穀は、二十倍の多きに至る、

梁涓陽瑣之牛馬、滿齊衍、請毆之、顛齒量其高壯、曰、國爲師旅、戰車毆就、斂子之牛馬、上無幣、請以穀視市、橫而庚子牛馬爲上粟、二家立、費散其粟、反准、牛馬歸於上、

梁と涓陽と瑣との牛馬は、平廣の野に滿つ、牧者は、之を毆り、售らんと請ふ、是に於て、官は牛の角を檢し、馬の齒を察し、其老壯を量りて曰く、國家に師旅の起るあらば、戰車に之を毆り就くる爲に、子の牛馬を斂め買はん、然れども、官は幣なきゆゑに、請ふ穀を以て、市の平准なる價に由り、子の牛馬を償はんと、乃ち粟を進めて、買者と牧者と相議して、價を定め、其粟を散して、牛馬の價と平准し、牛馬は官に歸す、齊衍 平廣の牧地なり、○顛齒 顛は牛の角にて、齒は馬の齒なり、牛は角にて年を知り、馬は齒にて年を知る、

管子曰、請立費於民、有田倍之、内毋有其外、外皆爲費、壤被鞍之馬千乘、齊之戰車之具、具於此、無求於民、此去丘邑之藉也、

も、皆費ある地となる、鞍を被る馬千乘、及び戰車の具は、皆此の新地價に屬する税を以て、辨するを得べし、更に人民に求ることなし、此れ丘邑の税を免する法なり、○地價のなき、小細の田畝も、皆地價あるに至る、今日の我邦の如くなれば、收税は大に増す、○丘邑之藉 四井を邑といふ、四邑を丘といふ、兵馬戰車は丘邑より出づ、

國穀之朝夕、在上、山林廩械器之高下、在上、春夏秋冬夏之輕重、在上、行田疇、田中有木者、謂之穀賊、宮中四榮樹其餘、曰、害女功、

穀價の貴賤を制するは、上の權に在り、山林の價の高低、及び廩に藏むる所の器械の價の升降及び春秋冬夏の産物の輕重等を制するも、上の權に在り、田疇を巡行して、田中に木あるものは、之を穀賊と曰ひ、之

を伐らしむ、宮中とは屋敷をいふ、屋敷の周圍に、桑を植ふるすして、花木を植ふるは、女功を害するものとす、朝夕は高下なり、○榮樹は花木なり、

宮室械器、非山無所仰、然後君立三等之租、於山曰、握以下者爲柴、植把以上者爲室奉、三圍以上、爲棺槨之奉、柴植之租若干、室奉之租若干、棺槨之租若干、

宮室を作り、械器を造るは、山に非れば、其木材を仰ぐ所なし、然る後に、君は二等の租を山に立つ、曰く、隻手に握るを握とす、握以下の木は柴植とす、兩手に握るを把とす、把以上を室奉とす、室を造くるに用ゆるゆるなり、三把以上を棺槨の奉とす、柴植の租は若干、室奉の租は若干、棺槨の租は若干なり、

國、民之貧富如加之、以繩、謂之國軌、

大家は、其の宮室を美はしく修むるに、大木を用ゆる、重租に服す、小家は室廬を造るに、小木を用ゆるゆるに、小租に服す、政府は軌量の法を立て、人民の貧富兩者は、準繩を當てたる如く、小大輕重、各自適度の租税を納むるに至る、之を國軌と謂ふ、

山權數第七十五

管子輕重八

此篇は天地人の三權を本とし、權數を以て、國家を御することを説く、

桓公問管子曰、請問權數、管子對曰、天以時爲權、地以財爲權、人以力爲權、君以令爲權、失天

管子曰、鹽鐵撫軌、穀一廩十、君常操九、民衣食而繇、下安無怨咎、去其田賦、以租其山、巨家重葬其親者、服重租、小家非葬其親者、服小租、

管子曰く、鹽鐵の税を取扱ふに、幣穀交換の法に依れば、穀は一分の割合にても、鹽鐵の上納には、十分の利租あり、故に、君は常に此九分を運用して、民財を羅し取る、民は假貸して衣食し、徭役に就く、安んぞ君上を怨まざるを得んや、政府は宜しく其田に賦する、兵車戦具の税を去るべし、其の代りに山木に租すべし、斯くすれば、巨家は其親を重葬する爲めに、多く木材を買ひて、重租に服し、小家は其親を非く葬るゆるに、小租に服す、

巨家美修其宮室者、服重租、小家爲室廬者、服小租、上立軌於

之權、則人地之權亡、

桓公は、管子に問ひて曰く、權數を問ふ、管子對て曰く、天は時を權とし、地は財を權とし、人は力を權とす、君は法令を權とす、天が權を失ふときは、人地の權は亡ぶ、權とは自ら重くして、物を致す力なり、

桓公曰、何謂失天之權、則人地之權亡、管子對曰、湯七年旱、禹五年水、民之無檀、賣子者、湯以莊山之金、鑄幣而贖民之無檀、賣子者、禹以歷山之金、鑄幣而贖民之無檀、賣子者、故天權失、人地之權皆失也、

桓公曰く、何をか天の權を失へば、人地の權亡ぶと謂ふ、管子對て曰く、湯王の時に七年の大旱あり、禹王の時に五年の大水あり、人民の窮して檀なく、子を賣るものあり、湯王は莊山の金を鑄て、貨幣を造り、人

民の糧なく子を賣るものを贖ひ、禹王は歷山の金を鑄て、貨幣を造り、民の糧なく子を賣るものを救助せり、天權失すれば、人地の權は皆失すること此の如し、

王者歲守十分之參、三年與少半成歲、三十一年而藏、十一年與少半、藏三之一、不足以傷民、而農夫敬事力作、故天毀壑、凶旱水洸、民無入於溝壑、乞請者也、此守時以待天權之道也、

故に王者は、歲に穀の十分の三を守り、三年及び一年の三分の一を積み、一歳の穀を成す、三十一年間を積み、九歳及び一歳の三分の一の穀を收む、蓋し參分の一を藏するは、少額にて、人民に害無きを以てなり、斯くすれば、農夫は敬て力作を事とす、故に天災地禍にて、久旱洪水あるも、人民は溝壑に落つるもの無く、乞食するものもなし、此れ時を守りて、天權

粟、顧之、立黔、落力重、與天下調、彼重則見射、輕則見泄、故與天下調、泄者失權也、見射者失策也、

管子曰く、請ふ貨幣を鑄造せん、二年積み蓄へたる穀を、保證準備として存し置き、村落を設けて、銅錢を鑄ん、斯くすれば、我の財力は重くなりて、天下と錢穀百貨を調劑するに足る、蓋し我國に財力無ければ、隣邦に利せらる、例へば、物價が彼重ければ、我の輕きを買ひ取る、彼輕ければ、我に高く賣り込む、斯の如く、隣邦が物價高低の利を制して、我國に賣買するは、是れ我國が、輕重の權策を失ふに由るなり、顧、籬るなり、擔保することなり、○黔、黔首として民のこと、落は村のこと、○泄、賣込なり、○射、取るなり、

不備天權、下相求、備准、下陰相、隸、此刑罰之所起、而亂之本

の回復を待つ道なり、
○乞請、乞食するをいふ、
○壑、壑は地の古文なり、

桓公曰、善、吾欲行三權之數、爲之、奈何、管子對曰、梁山之陽、精、夜石之幣、天下無有、管子曰、以守國穀、歲守一分、以行五年、國穀之重、什倍異日、

桓公曰く善し、吾は三權の數を行はんと欲す、之を爲す奈何ん、管子對て曰く、梁山の陽は赤縮の緡線や夜中に光を放つ玉ありて、幣貨となる、是は天下に有ることなし、此幣貨を以て、穀を買ひ、一歳に半分を守り、五年を積むときは、民間の穀少くして、其の重きこと、異日に十倍するに至るべし、
管子曰、此三字は衍文なり、○一分、一半と同く用ふ、

管子曰、請立幣、國銅以二年之

也、故平則不平、民富則不如貧、委積則虛矣、此三權之失也已、
政府が、久旱洪水凶荒等に備へざれば、下民は必ず自から相求めて、準備を爲し、陰かに富家に隸屬す、此れ刑罰の起る所にして、亂の起る本なり、故に此富家が穀を備へ置く状態にて、物價の平均を保つは、其實に於て平均に非ず、富家に制せらるゝなり、蓋し政府より見れば、人民の富めるよりは、貧なるにしかず、人民富めば、政府の貯藏は、去りて富家に歸す、遂に天地人三權の利を失ふ、

桓公曰、守三權之數、奈何、管子對曰、大豐則藏、分、阨亦藏、分、桓公曰、阨者所以益也、何以藏、分、管子對曰、隘則易、益也、一可以爲十、十可以爲百、以阨守豐、阨之准數、一上十、豐之策數、十去

九、則吾九爲餘於數、策豐則三、權皆在君、此之謂國權、

桓公曰く、三權を守る法は、奈何ん、管子對て曰く、大豊年には、政府收穀の半分を藏め、凶年にも半分を藏む、桓公曰く、凶年には、民食足らず、上より附け益して、之を救ふべきに、何を以て能く其半分を藏むるか、管子對て曰く、凶年には、人民自ら食し難きを知る、故に少しく益すも、大に喜ぶ、且つ穀價の騰貴に由り、一石は十石の用を爲すべく、十石は百石の用を爲す可し、凶年の心を以て豊年を守れば、凶年の准數は米價高きを以て一石を十石に當るも、豊年の策數は十に九を去りて用ひず、豊凶共に十分の一を用ゆ、斯くして、政府は常に九の數を餘饒とす、故に豊年を計れば府庫常に實す、凶年にも半分を藏む可し、斯くして天地人の三權は、君に歸す、此れ之を國權といふ、隘と阨、兩字共に凶の意なり、

桓公問於管子曰、請問國制、管子對曰、國無制、地有量、桓公曰、

不通權策、其無能者矣、

地量百畝は、一夫の力にて作る所なれども、穀の價は、一より百までの間を高低す、年の豊凶によりて、此差あり、其の移し賣るとき、代價十倍に上れば、百畝は千畝の如く、千乗の國は萬乗の國の如し、故に地に量ありて、國に策なし、桓公曰く、善し、今や小國は大國を治めんと欲し、大國は天下を治めんと欲す、權策に通せざれば、能することなし、

桓公曰、今行權奈何、管子對曰、君通於廣狹之數、不以狹畏廣、通於輕重之數、不以少畏多、此國策之大者也、

桓公曰く、今や權を行ふは、奈何せん、管子對て曰く、君は、百乗の小國を、千乗の大國と爲す術に通せば、狹きを以て、廣きを畏れざるべし、輕きを重くする法に通せば、收粟の少きを以て、收粟の多きを畏れざるべし、此れ國策の大なるものなり、

何謂國無制、地有量、管子對曰、高田十石、間田五石、庸田三石、其餘屬諸荒田、

桓公は管子に問ひて曰く、國の制を問ふ、管子對て曰く、國に制なし、地に量あり、桓公曰く、何をか國に制なく、地に量ありといふ、管子對て曰く、高田は十畝に十石、中田は十畝に五石、下田十畝に三石、其餘はこれを荒田に屬す、

高田間田庸田、高田は上田のこと、間田は上下の間即ち中田にして、庸田とは下田をいふ、

地量百畝、一夫之力也、粟賈一、粟賈十、粟賈三十、粟賈百、其在流策者、百畝從中千畝之策也、然則百乘從千乘也、千乘從萬乘也、故地有量、國無策、桓公曰、善、今欲爲大國、大國欲爲天下、

桓公曰、善、蓋天下視海內、長譽而無止、爲之有道乎、管子對曰、有、曰、軌守其數、准平其流、動於未形、而守事已成、

桓公曰く、善し、威は天下を蓋ひ、徳は海内に示し、名譽を延長して止むことなきは、之を爲すに道あるか、管子對て曰く、軌法を誤らず、穀價の平均を維持して、市價の高低激甚ならざる以前に、糶糴を操縦し、高下の定りたる後に守る、

物一也、而十是九爲用、徐疾之數、輕重之策也、一可以爲十、十可以爲百、引十之半、而藏四、以五操事、在君之決塞、

物は一なれども、價上りて十となる、是れ一を保存するも、吾が用となるもの九を餘すなり、蓋し、疾徐の術數あり、疾くすれば重くなり、徐くすれば輕し、例

へば千石の米を、一日間に用ゆれば、價は重し、一箇月に用ゆれば、價は輕し、故に高下の操縦に由れば、一を以て十となすべく、十を以て百と爲す可し、斯くして十の半を引て、其四を藏め、五を以て運用の事を操るも、別に一の餘饒あり、以て君の政道の開閉に便にす、

桓公曰、何謂決塞、管子曰、君不高仁、則國不相被、君不高慈、則民簡其親、而輕過、此亂之至也、則君請以國策十分之一者、樹表置高、鄉之孝子、聘之幣、孝子兄弟衆寡、不與師旅之事、

桓公曰、何をか政道の開閉と謂ふ、管子曰、君は仁德を崇めざれば、國は惠を被らず、君は慈孝を崇めざれば、人民は其親を簡略にして、過を輕んず、人情輕薄にして、亂の至りとなる、故に君は前文の餘饒なる十分の一を以て、此仁德慈孝の費用に供ふべし、其

之黃金一斤直食八石、民之能蕃育六畜者、置之黃金一斤直食八石、

桓公は管子に問ひて曰く、人民を教ふる法を請ひ問ふ、管子對て曰く、人民の能く農事を知るものを選びて、教ふることを爲さしむ、之に黃金一斤と、直食八石とを賜ひ、俸給とす、人民の能く六畜を蕃殖して、飼育するものは、黃金一斤直食八石の俸給にて教導せしむ、

直食、當直の日の食といふことなり、〇八石、大男二月間の食なり、

民之能樹藝者、置之黃金一斤直食八石、民之能樹瓜瓠葷菜百果、使蕃育者、置之黃金一斤直食八石、民之能已民疾病者、置之黃金一斤直食八石、民之

方法としては、人の見易き表を樹て、高所に置き、郷里の孝子は、之を存問して、物を贈り、孝子の兄弟は衆寡に拘らず、軍事の役務を免除すべし、樹表置高、而高仁慈孝、財散而輕乘、輕而守之以策、則十之五有、在上運五、如行事、如日月之終復、此長有天下之道、謂之准道、

人民の目表を樹て、高きに置きて、仁德と慈孝とを崇ぶときは、財は富家に聚らずして、價輕し、輕きに乘じて、之を守るに、策を以てするときは、十の五は上に在り、上は五を運用して、事を行ふと、日月の終りて、其の始に復るが如くす、是れ、長く天下を有つ道なり、之を政治の開閉にて、物價を平均する法といふ、桓公問於管子曰、請問教數、管子對曰、民之能明於農事者、置

知時、曰歲且阨、曰某穀不登、曰某穀豐者、置之黃金一斤直食八石、民之通於蠶桑、使蠶不疾病者、皆置之黃金一斤直食八石、

人民の能く草木を培養する者、及び果物を蕃殖せしむる者、及び醫士には、何れも黃金一斤直食八石を俸給とし、人民の時季を知りて曰く、今年は凶年なり、曰く某の穀は登り熟せず、曰く某の穀は、豐熟なりと、豫め之を知るものあらば、黃金一斤直食八石を給與し、人民の蠶桑の事に通じ、蠶の疾病を除く方法を知らるものは、黃金一斤直食八石の俸給を與ふ、皆教務を執らしむ、

謹聽其言、而藏之官、使師旅之事、無所與、此國策之者也、國用相靡而足、相困揲而咨、然後置

四限高下、令之疾徐、毆屏萬物、守之以策、有五官技、

謹て其熟達の言を聴き、之を官に藏め、此の者には、軍事の役務を免除し、其俸給は、國庫より支辨す、教導の法は、右の如し、又國用の相費ゆるを制するに、は、五官の技あり、蓋し民は勤勞して、國費を充足し、辛苦して其困難を免れんことを圖る、是に於て政府は、國の四境に物價高下の平准を取り、號令の疾徐によりて、萬物を毆り屏けて之を售り、之を守る、皆軌法に由る、五官の技ある所以なり、

困操而咨、困苦し畏懼して、之を咨ひ謀る、○四限四方の境、○五官、五行の官、即ち政府の百官なり、桓公曰、何謂五官技、管子曰、詩者所以記物也、時者所以記歲也、春秋者所以記成敗也、行者道民之利害也、易者所以守凶吉成敗也、卜者卜凶吉利害也、

桓公曰く、何を五官の技といふ、管子曰く、詩は禽獸草木の事を知る所以なり、時は歲の氣候の變遷を知る所以なり、春秋の史は、政事の成敗を知る所以なり、行政は人民の利害を治るなり、易の學は、吉凶成敗を守るなり、卜の術は、吉凶利害を判するなり、民之能此者、皆一馬之田、一金之衣、此使君不迷妄之數也、六家者、即見其時、使豫先蚤間之日受之、

此の詩、時、春秋、行、易、卜、の六道の中にて、其一道に通曉したるものには、一馬の田、即ち十六井の地と、一金即ち萬錢とを、衣食の料として給し置く、之を六家と稱す、此れ君をして、政事に誤らざらしむる法なり、六家は其時に應じ、朝蚤く、又は君の間暇なる日を以て、吉凶動靜の變を、君に上申す、一馬之田、四井を邑とし、四邑を丘とす、四丘を甸とす、一甸には、牛十二頭、馬四匹を出す、故に一馬は、十六井なり、○受は授の誤なり、

餘皆以數行、

故君無失時、無失策、萬物興豐、無失利、遠占得失、以爲末教、詩記人無失辭、行殫道、無失義、易守禍福吉凶、不相亂、此謂君揀、

故に君たるもの、時を失ふこと無く、策を失ふこと無し、萬物は興り豊かにして、利を失ふことなし、遠く得失を占ひて後日に害を避け、利に就く教と爲す、詩を爲るもの、春秋の史を爲るもの、辭を失ふことなく、行ひは道を殫し、義を失ふなく、易の禍福吉凶を守り知りて、相ひ亂れず、此を君の柄と謂ふ、末教、後日の教、○詩記、詩は詩經なり、記は春秋なり、○君揀、揀は柄と同じ、

桓公問於管子曰、權揀之數、吾已得聞之矣、守國之固、奈何、曰、能皆已官、時皆已官、得失之數、萬物之終始、君皆已官之矣、其

桓公曰く、法を以て行ふとは、何の謂ぞ、管子對て曰く、穀は人民の司命なり、智識は人民の輔佐なり、故に人民智識ありて、君上暗愚なれば、下民は富て、君主は貧となる、蓋し君は智にして富み、民は愚にして貧なるべきに、君は愚にして貧に、民は智にして富めり、此れ事と名と一ならず、故に之を事名二なりとい

下貧而君富の五字は、衍文なり、
 國機徐疾而已矣、君道度法而已矣、人心禁繆而已矣、桓公曰、
 何謂度法、何謂禁繆、管子對曰、
 度法者量人力而舉功、禁繆者
 非往而戒來、故禍不萌通而民
 無患咎、

國を治る機は、徐と疾とのみ、君たる道は、法を度るのみ、人心は繆を禁ずるのみ、桓公曰く、何をか法を度るといふ、何をか繆を禁ずるといふ、管子對て曰く、法を度るとは、人力を量りて、功を擧ぐるなり、繆を禁ずるとは、往事を非として、將來を戒むるなり、故に禍は萌し生ずるなくして、人民に患ひ咎むることなし、

桓公曰、請聞心禁、管子對曰、晉

策盡於此乎、管子曰、未也、將御神用寶、桓公曰、何謂御神用寶、管子對曰、北郭有掘闕而得龜者、此檢數百里之地也、

桓公は、管子に問ひて曰く、物の時價を輕重する法は、既に之を施し行ふ、策は此に盡くるか、管子曰く、未だ盡さず、此より神を驅使し、寶を用ひんとす、桓公曰く、何をか神を驅使し、寶を用ゆと謂ふ、管子對て曰く、北郭に地を掘り穿ちて、龜を得たるものあり、此れ數百里の地を檢し求め得る手段なり、

桓公曰、何謂得龜百里之地、管子對曰、北郭之得龜者、令過之平盤之中、君請起十乘之使、百金之提、命北郭得龜之家、曰賜若服中大夫、

有臣不忠於其君、慮殺其主、謂之公過、諸公過之家、毋使得事君、此晉之過失也、齊之公過、坐立長差、惡惡乎來、刑善善乎來、榮戒也、此之謂國戒、

桓公曰く、心に非を爲すを禁じ、徒らに顔色を革むるのみならざる方法を問ふ、管子對て曰く、晉に其君に不忠にして、其主を殺さんと慮るものあり、之を公過といふ、諸の公過の家は子孫に至るまで、君に事ふることを得ざらしむ、此れ晉國の過失なり、齊國の公過は、犯罪に其主犯と從犯とを分つのみにて、子孫に連及せず、蓋し惡を惡む甚しければ、刑を來して、罪人絶ゆることなし、善を善とする深ければ、榮を來して、罪人なし、此れ戒なり、之を國戒と謂ふ、
 諸公過 衆多の公過なり、○坐立長差 罪の輕重に因り、等差を爲して、刑を適用す、

桓公問管子曰、輕重准施之矣、

桓公曰く、何をか龜を得て百里の地を求め得と謂ふ、管子對て曰く、龜を手段と爲して、地を取るなり、北郭の龜を得たるものに命じ、其龜を平盤の中に置かしめ、政府車十乘の使を以て、百金を幣とし、之を北郭の龜を得たる家に遣し、命じて曰く、若に中大夫の禮服を賜ふと、
 令過之 過は置くなり、○賜若服中大夫 中大夫の服を賜ふのみ、未だ本官とせざるなり、○若 は汝なり、

曰、東海之子類於龜、託舍於若、賜大夫之服、以終而身、勞若以百金之龜、爲無費、而藏諸泰臺、一日而豐之、以四牛、立寶曰無費、

使者をして、更に言はしめて曰へ、東海の神の子は、龜に類す、若に寓舍す、因て汝に大夫の服を賜ひて、汝の身を終へしめん、汝を慰勞するに、百金を以てす

と、斯くして、其龜を貴びて、無貨と爲し、これを泰臺に藏め、一日にして、豊するに四牛を以てし、之を無貨の寶と定むべし、
無貨 貨は限り、無貨は無限の貴きものなり、○而は汝なり、○泰 是尊き意なり、

還四年伐孤竹、丁氏之家粟、可食三軍之師、行五月、召丁氏而命之曰、吾有無貨之寶於此、吾今將有大事、請以寶爲質於子、以假子之邑粟、

四年間に互りて、孤竹の國を伐つ、丁氏は齊の富人にして、丁惠といふもの、其家に在る米は、三軍の衆に供へて、五月間を支ふべし、因て丁氏を召し、之に命じて曰く、吾に無限の寶あり、吾は大事あらんとす、請ふ此寶を抵當として、子の邑の米を假らん、
丁氏北郷再拜入粟、不敢受寶

出寶國安行流

桓公は、常税以外の戰時貢數の文書を定め、之を算するに、行ふこと七年に中る、龜は四千金に中り、黑白の子は、千金に中る、管子曰く、戰時の貢制は、國費十分の二に中る、是れ齊の田制なり、故に貢を取るときは、國危し、寶を神にし、富家の金を取りて、壞策を助くるときは、國家安泰にして、貨幣も流通す、

桓公曰、何謂流、管子對曰、物有豫則君失策而民失生矣、故善爲天下者、操於二豫之外、

桓公曰く、何をか流通といふ、管子對て曰く、豫め備ふるに偏して、財物を運用せざれば、君は策を失ひて、民は生を失ふ、故に善く天下を爲むるものは、君民兩者の豫め備へたる租税の外において、財物運用の術を操る、

桓公曰、何謂二豫之外、管子對曰、萬乘之國、不可以無萬金之

質、桓公命丁氏曰、寡人老矣、爲子者不知此數、終受吾質、丁氏歸、革築室、賦籍藏龜、還四年伐孤竹、謂丁氏之粟中食三軍五月之食、

丁氏は君に對し、北に向ひ再拜して、粟を入れる、敢て寶の質を受けず、桓公は丁氏に命じて曰く、寡人は老たり、吾の子たるもの、此の借る所の數を知らず、今に於て、汝は此の抵當品を受取るべしと、丁氏は歸り、革めて室を築き、寶の籍を敷て、龜を藏む、夫より再び四年にして孤竹を伐つ、謂ふに丁氏の米は三軍を食ふ、五箇月の食に中ると、
還以下十九字は衍文なり、

桓公立貢數、文行中七年、龜中四千金、黑白之子當千金、凡貢制中一齊之壞策也、用貢國危、

蓄飾、千乘之國、不可以無千金之蓄飾、百乘之國、不可以無百金之蓄飾、以此與令進退、此之謂乘時、

桓公曰く、何をか、君民兩者の豫備したる租税の外に取ると謂ふや、管子對へて曰く、是れ蓄飾の術なり、蓄飾とは、或種の物を蓄藏して、之を寶と定め、法令を以て、其價を高く飾るなり、國の大小に應じて、蓄飾一個の價を増減す、萬乘なれば萬金とし、千乘なれば千金とし、百乘なれば百金とす、以て法令と進退し、物價の輕重を制す、此れ時機に乗じて、財物を運用する道なり、租税の外に於て、國庫を利する術なり、

山至數第七十六

管子輕重九

此は君に山あり、山に金あり、財幣を鑄て、穀價を平准にする事より、國家の錢穀を経理する法を述ぶ、

桓公問管子曰、梁聚謂寡人曰、古者輕賦稅、而肥藉斂、取天下無順於此者矣、梁聚之言何如、

桓公は管子に問ひて曰く、梁聚は寡人に謂て曰く、古へは賦稅の農より取るは軽くし、藉斂の商工より取るは重くす、下に取るは、此より順なるものなしと、梁聚の言は何如ぞや、藉斂、商工に賦する税なり、

管子對曰、梁聚之言非也、彼輕賦稅、則倉廩虛、肥藉斂、則械器不奉、械器不奉、而諸侯之皮幣不衣、倉廩虛、則傳賤無祿、

管子對て曰く、梁聚の言は非なり、農の税を軽くすれ

蚤起、力作、而無止、彼善爲國者、不曰使之使、不得不使、

農夫も穀價の十倍するを喜び、夜深けて寝ね、朝は早く起きて、其業を勉む、上より使はるを待たず、是に於て五穀は他日の十倍を産出す、此時に士は祿を半減にするも、穀價十倍なるを以て、所得は他日に五倍す、故に恩に感じて、君の爲に死するを辭せず、農夫は增收を視て益、勉め夜ふけて寝ね、朝早く起き、力作して止むことなし、蓋し善く國を治るものは、之を使ふと曰はず、民をして、使はれざるを得ざらしむ、

不曰貧之、使不得不用、故使民無有不得不使者、夫梁聚之言非也、桓公曰善、

上に用ひ使はるれば、農民は貧となる、故に賢君は民を貧にすと曰はず、税法を以て、民を導き、用ひられざるを得ざらしむ、蓋し民を用ふるは、政府の道なり、彼の梁聚の言の如くすれば、民は上に使はれざる

ば、政府の米倉は、空虛となる、商工の税を重くすれば、器械供らず、器械供らざれば、諸侯の皮幣は、交易の損失を恐れて來らず、米倉は空虛となれば、市上には米多くして價下り、農民損失す、而して政府は士に與ふる祿米無し、

傳賤、傳は立るなり、傳賤は穀の價を立る低きなり、外皮幣不衣於天下、内國傳賤、梁聚之言非也、君有山、山有金、以立幣、以幣准穀、而授祿、故國穀斯在上、穀價什倍、

外は皮幣來らず、財物天下に流通せず、内は國の穀價を立る賤し、是を以て梁聚の言ふ所の誤れるを知るべし、抑も君には山あり、山には金あり、金を鑄て幣を造る、幣を以て穀價を平准にして、士には祿を授く、故に國穀は官府に在りて、民間の穀價は十倍す、農夫夜寝蚤起、不待見使、五穀什倍、士半祿、而死君、農夫夜寝

を得るなり、故に非なり、桓公曰く、善し、

桓公又問於管子曰、有人教我、謂之請士、曰、何、不官百能、管子對曰、何謂百能、桓公曰、使智士、盡其智、謀士盡其謀、百工盡其巧、若此、則可以爲國乎、

桓公又管子に問ひて曰く、人あり我に教ゆ、其人を請士と謂ふ、請士曰く、何ぞ百能を官に用ひざるや、管子曰く、何をか百能と謂ふ、桓公曰く、厚く祿を與へ、智士は其智を盡さしめ、謀士は其謀を盡さしめ、百工は其巧を盡さしむ、此の如くすれば、國を爲む可きか、

管子對曰、請士之言非也、祿肥則士不死、幣輕則士簡賞、萬物輕則士偷幸、三怠在國、何數之

有彼穀十藏於上三游於下

管子曰く、請士の言は非なり、祿重ければ、士たるもの上の爲めに死せず、幣輕ければ士は賞を輕んず、萬物輕ければ、士は儉も僥倖せんとなす、此の三意の在るときは、何の智能術計も出でざるべし、蓋し穀の七分は、上に藏めて、三分は下に流通せしむべし、是れ上を富まし、下を貧にする術なり、

謀士盡其慮、智士盡其知、勇士輕其死、請士所謂妄言也、不通於輕重、謂之妄言、

斯くして、上富み下貧なれば、士は争ひて官祿を取らんと欲し、謀士は其思慮を盡し、智士は其知を盡し、勇士は其死を輕んず、請士の謂ふ所の如く、士を富ますは、士を怠らしむるのみ、是れ妄言なり、物價輕重の術に通せざるもの、之を妄言と謂ふ、

桓公問於管子曰、昔者周人有

金と珠と曾青との三物を流通して、諸方に移轉し、利を收むる策なり、
賓は従なり、○屬は類なり、

桓公曰、天下之數盡於軌出之屬也、今國穀重什倍而萬物輕、大夫謂賈之子爲吾運穀而斂財、穀之重一也、

桓公曰く、天下の利を制する術數は、軌量して賣出す法に止るか、管子曰く、今國の穀は其價の重きこと、十倍にして、萬物は輕し、大夫は賈人の子に謂ふ、吾の爲に穀を運びて、代金を上納せよと、此時穀の分量は前日と同一にして、代金は十倍す、斂は收なり、

今九爲餘、穀重而萬物輕、若此則國財九在大夫矣、國歲反一、財物之九者、皆倍重而出矣、財

天下諸侯賓服、名教通於天下、而奪於其下、何數也、管子對曰、君分壤而貢入、市朝同流、黃金一策也、江陽之珠一策也、秦之明山之曾青一策也、此謂以寡爲多、以狹爲廣、軌出之屬也、

桓公は管子に問ひて曰く、昔し周人は天下を有ち、諸侯服從して、聖人の教は天下に通せしも、遂に其下の諸侯に制せられ、土地權勢を奪はる、是れ何の理なるや、管子對て曰く、君は土壤を諸侯に分封し、之をして其地方の産物を貢入せしめ、市朝に之を流移して、其利を收む、黃金も一策なり、江陽の珠も一策なり、秦の明山の曾青も一策なり、之を流移し寡を以て多と爲し、狹きを以て廣きと爲さしむ、是れ軌量して、穀物を賣り出す方法なり、苟くも此方法を誤れば、國衰ふ、
名教 聖人の教なり、○一策 諸侯より貢入する、黃

物在下、幣之九在大夫

斯くして、十倍の代金より、一分を費途に用ひて、九は餘得となる、穀價重くして萬物輕し、此の如きときは、國財の九は大夫に在りて、國家の歲入は反て一となる、貨物の九は穀價の高きに由り、平時より倍加して出で、民間に在り、而して財幣の九は、大夫に在り、然則幣穀羨在大夫也、天子以客行、令以時出、熟穀之人亡、諸侯受而官之、連朋而聚與、高下萬物、以合民用、

然るときは、幣と穀との餘得は、大夫に在り、此時天子は、諸侯の國より來れる客商に對し、時に應じ令を出して、穀を賣る、然れども穀の大半は、大夫に在るを以て、穀乏し、故に熟穀の農民も、遂に困窮し、畿内を去る、諸侯は客商の手より、穀を受けて、之を官に收め、朋を連ね、黨與を合せ、穀の價を以て、萬物を高下し、以て民用を聚め、其利を貪り取る、

美は餘得なり、○亡は逃げ去るなり、
 内則大夫自還而不盡忠、外則
 諸侯連朋聚與、熟穀之人則去
 亡、故天子失其權也、桓公曰善、
 内においては、大夫自ら穀價の利を占め、財用を運轉
 して、忠を盡さず、外に於ては、諸侯の朋を連ね黨與
 を聚め、穀を收めて、利を貪るあり、熟穀を有する農
 民は、去り亡げて君王の配下に在らず、故に周の天子
 は、其權を失ふなり、桓公曰く善し、

桓公又問管子曰、終身有天下、
 而勿失、爲之有道乎、管子對曰、
 請勿施於天下、獨施之於吾國、
 桓公曰、此若言何謂也、管子對
 曰、國之廣狹、壤之肥瘠、終歲食
 餘有數、

干、穀重一也、以藏於上者、國穀
 參分則二分在上矣、泰春國穀
 倍重數也、

秋季には、國穀の價三分の一を減ず、新穀の既に熟し
 たるを以てなり、君は令を下して郡縣屬の大夫に謂
 ふ、里邑は皆粟を税として、若干を上納せよと、而し
 て穀の價は、三分の一を減ず、故に郡縣の買入れて、
 政府に上納する穀は、國の穀を三分して、二分は上に
 在り、價低きを以て穀多きなり、春季は舊穀減じて、
 國穀の價倍貴となり、政府の利を生ず、是れ自然の數
 なり、
 泰秋泰春 泰の字を冠するは、太秋太春といふが如
 く、尊ぶ意なり、

泰夏賦穀以市、橫民皆受上穀、
 以治田土、泰秋田穀之存予者
 若干、今上斂穀以幣、民曰無幣、
 以穀則民之三者歸於上矣、

桓公は、又管子に問ひて曰く、終身天下を有て失ふな
 き、之を爲すに道あるか、管子對て曰く、請ふ天下に
 施す勿れ、獨り之を吾が國に施すべし、是れ天下を制
 する道なり、桓公曰く、汝の言ふ所は何の謂ぞや、管
 子對て曰く、國の廣狹と、土壤の肥瘠とによりて、一
 年の食ふ所と餘す所と數あるなり、

彼守國者、守穀而已矣、曰、某縣
 之壤廣若干、某縣之壤狹若干、
 則必積委幣、於是縣州里受公
 錢、

彼の國を守るは、穀を守るのみ、例へば、某縣の土地
 は、廣きこと若干にして、某縣は狹きこと若干なれ
 ば、政府は其縣州里に宛て、貨幣を積み置く、縣州里
 は政府の積みたる公錢を受け取りて、穀を買ひ入る
 用に供ふ、

泰秋國穀去參之一、君下令謂
 郡縣屬大夫、里邑皆籍粟入、若

夏季は、政府より穀を下げ渡すに、市の平准なる價を
 以てす、民は其穀を借り受け、之を資本として、田土
 を治む、秋季に至り、穀の未だ取入れざるもの、田に
 存留するか、人に賣り渡したるもの、若干なるかを問
 ひ、民に令して曰く、夏季貸附の穀を上納するに、財
 幣を以てせよと、民曰く、財幣無し、穀を以てせんと、
 是に於て、國穀の三分の一の民にあるもの、上に歸す、
 前章の三分の二と併せて、政府の有となる、
 市橫 市において、穀價を平准することをいふ、○民
 之三者 有は又と同じ、

重之相因、時之化舉、無不爲穀
 策、君用大夫之委、以流歸於上、
 君用民以時歸於君、藏輕出輕、
 以重數也、則彼安有自還之大
 夫獨委之、

重價の相因るには、時の變動を以て、穀を賣買する策
 と爲さる無し、君は縣大夫の委積したる穀を、流通

せしめて、上に歸せしめ、更に民を用ひ、時を以て、穀を上に歸せしむ、輕き價の穀を藏めて、之を出すに、重價を以てす、是れ運用の術なり、斯くすれば、國穀を運用する大夫も、賣買の利を獨占する能はず、時之化舉。時價の變動にて、穀を運す、

彼諸侯之穀十、使吾國穀二十、則諸侯穀歸吾國矣、諸侯穀二十、吾國穀十、則吾國穀歸於諸侯、故善爲天下者、謹守重流、而天下不吾洩矣、

彼の諸侯の穀は、價十にして、吾國の穀は價二十なれば、諸侯の穀は吾が國に歸す、諸侯の穀は價二十にして吾が國の穀は價十なれば、吾が國の穀は諸侯に歸す、故に善く天下を爲むるものは、謹で重價の流通を守り、鄰國の穀を我に移り來らしむ、此の如くすれば、天下も吾國穀を洩し出さしむること能はず、彼重之相歸、如水之就下、吾國

歲非凶也、以幣藏之、故國穀倍重、故諸侯之穀至也、是藏一分、以致諸侯之一分也、

彼の價の重きに、穀の歸するは水の下流に就くが如し、吾が國は凶年にあらざるも、財幣を以て、穀を買ひ藏む、故に市上の穀は減じて、價は倍重となり、諸侯の穀も至る、是れ我の一分を藏めて、諸侯の一分を招き取るなり、

利不奪於天下、大夫不得以富侈、以重藏輕、國常有十國之策、故諸侯服而無止、臣橫從而以忠、此以輕重御天下之道也、謂之數應、

右の如くすれば、利は天下より奪ひ取らず、大夫も富を以て侈るを得ず、又重き價を賣り輕き價を買ふが如き、獨占の利を貪るを得ず、國の穀は常に其國産に

十倍す、故に諸侯も服して止むことなく、臣は平に從ひて、忠實となる、此は物價輕重の策を以て、天下を制御する道なり、之を術數にて時に應ずと謂ふ、

桓公問管子曰、請問國會、管子對曰、君失大夫爲無伍、失民爲失下、故守大夫以縣之策、守一縣以一鄉之策、守一家以一人之策、

桓公は管子に問ひて曰く、國家の會計を爲すは如何、管子對て曰く、君として大夫を失ふは、兵にして伍なしとす、民を失ふは下なしとす、故に支拂の額を定め、大夫を守るには一縣に用ゆる數を以てし、一縣を守るには、一郷に用ゆる數を以てし、一郷を守るには、一家の數を以てし、一家を守るには、一人の數を以てす、守家以一人之策、一家十人なれば、一人用ゆる所を十倍す、即ち一家に用ゆる所の數なり、

桓公曰、其會計數奈何、管子對曰、幣准之數、一縣必有一鄉中田之策、一鄉必有一鄉中田之策、一家必有一家直人之用、故不以時守郡、爲無與、不以時守鄉、爲無伍、

桓公曰く、其會計する數は、何ん、管子對て曰く、財幣を以て穀に准する數は、左の如し、例へば、一縣には、必ず上中下の三等の田あるも、中田の生ずる所の計を以て准となす、一家幾口ありとも、一人に當る計を以て算するときは、五人にても、七人にても、其用ゆる計を得べし、故に時を以て、郡を守らざれば、與徒なしと爲す、時を以て郷を守らざれば、伍なしと爲す、

桓公曰、行此奈何、管子對曰、王者藏於民、霸者藏於大夫、殘國

亡家藏於篋。桓公曰：何謂藏於民？請散棧臺之錢，散諸城陽、鹿臺之布，散諸濟陰。

桓公曰：此を行ふ奈何ん？管子對て曰く、王者は人民に藏め、霸者は大夫に藏め、荒廢の國及び滅亡の家は、これを篋瓜に藏む。桓公曰く、何をか人民に藏むと謂ふや？管子曰く、請ふ散せよ。棧臺に積み蓄へたる錢は、これを城陽の民に散じ與へ、鹿臺に貯蓄したる布は、これを濟陰の民に散せよ。城陽、地名にして棧臺の在る所なり。○濟陰、鹿臺の在る所の地名なり。

君下令於百姓曰：民富、君無與貧。民貧、君無與富。故賦無錢布、府無藏財、貲藏於民。歲豐五穀登、五穀大輕、穀賈去上歲之分、以幣據之。

君は令を百姓に下して曰ふべし、民富めば、君も與に貧なることなし、民貧なれば、君も與に富むことなし、故に賦税に錢布を取るなし、府庫に藏財なし、貲は民に藏むと、斯くして、歲豐熟し、五穀實るときは、五穀の價は大に輕し、穀價は去歲の半分を減ず、故に政府は財幣を用ひて之を買ひ藏む、去上歲之分、去年の半分を減去するといふ、穀爲君幣、爲下、國幣盡在下、幣輕、穀重、上分上歲之二分在下、下歲之二分在上、則二歲者四分在上、則國穀之一分在下、穀三倍重、是に於て、穀は上となりて、官に入り、幣は下となりて、民に歸す、國幣は盡く下に在り、幣は輕く、穀は重し、政府は去歲の藏めたる三分二の穀を出し、下民に賣り與へて、下民既に之を食ひ盡す、今年買入れたる三分の二は、亦た上に在り、是れ二歲を通算して、六

分の四は上に在れば、其下に在るもの新穀僅かに一分のみ、是に於て、穀價は三倍騰貴す、上歲下歲、上歲は去年のこと、下歲は今年のこと、

邦布之籍終歲十錢、人家受食十畝、加十、是一家十戶也、出於國穀策而藏於幣者也、以國幣之分復布百姓、四減國穀、三在上、一在下、復策也、大夫聚壤而封、積實而驕、上請奪之以會。

國內に布く所の人頭税は、一年に十錢とす、人家に定めたる一人の食は、十畝に生ずる所の量なり、一家百畝なれば、十人にて税百錢とす、一家に十戶の税ある割合なり、是れ國の穀を運用する法に由りて、幣を上を藏むるなり、藏めて復た出す、幣重ければ穀輕し、國幣の半分を民間に散布すれば、國穀を四分して、三は上に在り、一分は下に在り、反復已なき策なり、今大夫は土地を聚めて之を封じ、實穀を積みて上に驕

る、請ふ之を奪ふに會計の法を以てせん、

桓公曰：何謂奪之以會？管子對曰：粟之三分在上、謂民萌皆受上粟、度君藏焉、五穀相靡、而重去、什三爲餘、以國幣穀准、反行、大夫無什於重、君以幣賦祿。

桓公曰く、何をか之を奪ふに會計を以てすといふ、管子對て曰く、國の穀粟を四分とすれば、三分は上に在りて、下に一分あるのみ、民人は粟に乏し、因て民萌に謂ふ、皆上の粟を受けよ、君の藏する所において濟はるべしと、斯くして五穀消費せられ、價重く、平時の十倍に上る、故に、十の七を藏めて、國用を待ち、其三を以て餘りとなし、國幣を以て穀の平准價を制し、高下に從ひ賣買して、反復之を行ふ、大夫は穀の重きときにも、十分の蓄を爲すなし、君は幣を以て穀に平准して、祿を賦與すればなり、萌は民なり、

什在上君出穀什而去七君斂
 三上賦七散振不資者仁義也
 五穀相靡而輕數也以鄉完重
 而藉國數也出資財散仁義萬
 物輕數也乘時進退故曰王者
 乘時聖人乘易桓公曰善

十分の利は上に在り、君は穀を出すに、十分の利の内にて、七を去り藏め、君自ら其二を斂めて取る、既にして、其藏めたる七分を散じ、資本なきものを救ふ、是れ仁義の行なり、五穀相費えながら、價上らざるも理數なり、郷に藏めたる穀完くして、其價重し、之を賣出して、國に税するも理數なり、實財を出し、仁義の爲に散するときは、萬物は輕し、是亦理數なり、總て時に乘じて、進退すべし、故に曰く、王者は時勢に乗じて、聖人は變易に乗ず、桓公曰く善し、散振、財を散じ、救ふなり、○藉國、穀を賣るに、一石には何錢といふ、税を取るなり、○乘時進退、諸

事は時勢を見て進退す、穀貴きとは糶し、賤きときは糴する類なり、

桓公問管子曰、特命我曰、天子三百領、泰嗇而散、大夫准此而行、此如何、管子曰、非法家也、大夫高其壘、美其室、此奪農事及市庸、此非便國之道也、

桓公は管子に問ひて曰く、特に我に命るものあり、曰く、天子は毎衣に三百領あり、泰に收めて之を散す、大夫も此に准じて、行ふべしと、此は如何ん、管子曰く、法家の言ふ所に非るなり、大夫は其墳墓の地を高く築き、其居室を美麗に造る、此れ農事及び市雇を奪ひて、人夫を勞役す、此れ國に便する道に非ず、命我、我に教ゆるなり、○三百領、天子は單衣給衣等に三百領づゝありと、奢侈のことをいふ、○市庸、市内に備せられて、賃料を取るもの、○嗇、收なり、

民不得以織爲繡、綃而黹之於地、彼善爲國者、乘時徐疾而已矣、謂之國會、

人民窮困すれば、薄絹及び綺の如き美麗のものを、爲ることを得ずして、之を地中に埋没す、故に、彼の善く國を治るものは、時に乘じて、徐にすると、急にすると、の二つを進退す、之を國家の錢穀を會計する道といふ、

繡、繡は縑なり、即ち畫絹のこと、綃は綺なり、綾織の薄き絹をいふ、○黹、之於地、黹は埋に同じく用ゆ、地に埋むるは、復た用ひざるをいふ、

桓公問管子曰、請問爭奪之事、何如、管子曰、以戚始、桓公曰、何謂用戚始、管子對曰、君人之主、弟兄十人、分國爲十、兄弟五人、分國爲五、三世則昭穆同祖、十

世則爲祔、

桓公は管子に問ひて曰く、爭奪の事は何如なる邊より起るか、管子曰く、親戚を以て始る、桓公曰く、親戚を以て始るとは何の謂ぞや、管子對て曰く、人に君たる主は、弟兄十人あれば、國を分ちて十とす、兄弟五人あれば、國を分て五とす、三世の間は、三昭三穆の祖廟に祭りて、親しみあるも、十世に至れば、其神主即ち位牌を石室に藏めて、之を祭らず、之を祔と謂ふ、

昭穆、諸侯以上は、祖廟を造るに、左を昭といひ、三廟あり、右を穆といひ、三廟あり、正面には、太祖の廟あり、凡そ七廟あり、○祔、石にて造るものにて、祖廟の傍に在り、蓋し祭らざる神位を藏むる所なり、

故伏尸滿衍、兵決而無止、輕重之家、復游其間、故曰、毋予人以壤、毋授人以財、財終則有始、與四時廢起、

故に戸を伏して、廣野に満たし、兵を以て決戦し止むことなきに至る、物價の輕重に乗じて、利を射る徒は、其間に遊びて、亂を起すを勸む、故に曰く、人に予ふるに土壤を以てする母れ、人に授くるに財を以てする母れ、財は時に從ひて増減す、終れば始めあり、多ければ、賤しく、少なれば貴し、故に四時に由りて、廢起を爲す、

聖人理之以徐疾、守之以決塞、奪之以輕重、行之以仁義、故與天壤同數、此王者之大轡也、

故に、聖人は内外に臨み、理むるに、徐にし疾する號令を以てし、守るに、開決し閉塞する術を以てし、奪ふに、物價輕重の法を以てし、行ふに、仁義を以てす、故に天地と數を同じくし、永久に敗ることなし、此れ天下に王たるもの、人民を御し治る大轡なり、大轡。天下の人民を治ること、馬を御することとし、故に大なる轡といふ、轡は馬の手綱のことなり、
桓公問管子曰、請問幣乘馬、管

子對曰、始取夫三大夫之家、方六里而一乘、二十七人而奉一乘、幣乘馬者、方六里、田之美惡若干、穀之多寡若干、穀之貴賤若干、凡方六里用幣若干、穀之重用幣若干、故幣乘馬者、布幣於國、幣爲一國陸地之數、謂之幣乘馬、

桓公は管子に問ひ曰く、幣を以て乘馬を出す法は如何、管子對て曰く、始め夫の三大夫の家に取る、方六里即ち三十六井にして、一乘馬を出す、二十七人にして、一乘を奉ず、幣乘馬に就ては、方六里の田の美惡は若干、穀の多寡は若干、穀の貴賤は若干なり、故に幣乘馬は、幣を國に布き、幣は一國陸地の數となる、之を幣乘馬と謂ふ、
一國陸地之數 山林川澤を除きたる、外の陸地の數

を治めて、之に幣を布く、方六里に應用する幣は、若干、又穀價に應用するの幣は若干と、割付るなり、

桓公曰、行幣乘馬之數、奈何、管子對曰、士受資以幣、大夫受邑以幣、人馬受食以幣、以幣則一國之穀資在上、幣資在下、國穀什倍數也、

桓公曰く、幣乘馬を行ふ數は奈何ん、管子對て曰く、士は祿を受くるに、幣を以てし、大夫は邑を受くるに、幣を以てし、人馬は食を受くるに、幣を以てす、斯くするときは、穀資は上に在りて、一石も出さず、貨幣のみを以て給す、故に幣資は下に在りて、穀を買ふ、國穀の價は十倍す、是れ自然の理數なり、

萬物財物去什二策也、皮革、筋角、羽毛、竹箭、器械、財物、苟合於國器、君用者、皆有矩券於上、君

實鄉州藏焉、曰、某月某日、苟從責者、鄉決州決、故曰就庸一日而決、

是に於て、萬物布帛の類に至るまで、平時に比して、價の十分の二を減す、是れ穀貴きより來る計なり、皮革や、筋角や、羽毛や、竹箭や、器械財物の苟も國器となり、君用となるものは、皆上に矩券あり、君は預め郷州に此券を實て、藏め曰く、某月某日苟も求るものには、郷にても支拂ひ、州にても支拂ふと、券を以て引換しむ、故に曰く、價を求むるものは、自ら往くを要せず、代理人にて、一日に受取るを得べし、
○就庸。 代理人を依頼するなり、

國策出於穀、軌國之策、貨幣乘馬者也、今刀布藏於官府、巧幣萬物輕重皆在賈之、彼幣重而萬物輕、幣輕而萬物重、彼幣重

而穀輕、人君操穀幣金衡、而天下可定也、此守天下之數也、

國財の計は、穀より出づ、國を軌量する策は、貨幣乘馬の法なり、今や刀布は官府に藏め、奇巧の帛にて造りたる幣と、萬物との輕重を察して、之を買ふ、彼の幣重ければ、萬物は輕し、幣輕ければ萬物は重し、彼の穀の重きと、穀の輕きとは、人君が穀、金、幣の三者に就きて、其權衡を操るに由るなり、斯くして天下は定むべし、此れ天下を守る術數なり、
皆在買之。在は察すること、買は買ふことなり、○刀布 刀は契刀などいふ錢のこと、布は幣のことなり、

桓公問於管子曰、准衡輕重、國會、吾得聞之矣、請問縣數、管子對曰、狼牡以至於馮會之日、龍夏以北至於海莊、禽獸羊牛之地也、何不以此通國策哉、

桓公は管子に問ひて曰く、物價を平かにすること、物價を高下すること、錢穀を會計することの三者は、吾れ之を聞くを得たり、縣を治る法を請ひ問ふ、管子對て曰く、狼牡の地より、馮會の口に至る、龍夏以北より海莊に至る、是れ、禽獸羊牛の多き地なり、何ぞ此を以て、國策を通せざるや、
馮會之日 日は口の誤なり、
桓公曰、何謂通國策、管子對曰、馮市門一吏書贅直事若其事、唐圉牧食之人、養視不失、扞殂者去其都秩與其縣秩、
桓公曰、何をか國策を通すと謂ふ、管子對て曰く、市門の吏人に命じ、會合交游するもの、名を書し、其行爲を正し、監察せしむ、塘を築き牛羊の逃逸を禦ぐ人、及び牛羊を牧養する人の、養視して失はざるを要す、或は牛羊を撃ち殺すを見れば、都に隸屬するものは、都祿を去り、縣に隸屬するものは、縣祿を去り、以て罰とす、

贅 會游するものなり、○唐圉 唐は塘に通ず、圉は禦に同じ、○扞殂 扞は撃つこと、殂は死なり、擊殺すること、

大夫不鄉贅合游者、謂之無禮義、大夫幽、其春秋列、民幽、其門山之祠、馮會龍夏、牛羊犧牲、月賈十倍、異日、此出諸禮義、藉於無用之地、因捫牢策也、謂之通、

大夫の郷の會合に遊ばざるものは、之を禮義なしと謂ひ、大夫を幽閉す、其春秋の會合に合游せざる庶民は、幽閉す、斯く會飲の多き上に、里門と靈山との祠に具へる會合もあり、是に於て、馮會龍夏の牛羊犠牲の月價は、異日に十倍す、此れ會遊の禮義より出でて、無用の地の産物を増し、税を加ふるに至る、蓋し牛羊の蕃殖の策に因るなり、之を國策を通すと謂ふ、捫牢 牢は牛羊なり、牛羊を牧養することをいふ、捫は持つと同じ、○其 具の誤なり、

桓公問管子曰、請問國勢、管子對曰、有山地之國、有氾下多水之國、有山地分之國、有水洑之國、有漏壤之國、此國之五勢、人君之所憂也、

桓公は、管子に問ひて曰く、國の地勢は如何、管子對て曰く、山地として山に住する國あり、氾下として水の延漫する國あり、山と平地と半分なる國あり、水洑として、川の溢れて大水ある國あり、漏壤として、水泉の漏る、國あり、此國の五勢は、人君の憂慮する所なり、
山地之國、常藏國穀三分之一、氾下多水之國、常操國穀三分之一、山地分之國、常操國穀十分之三、水泉之所傷、水洑之國、常操十分之二、漏壤之國、謹下

諸侯之五穀與工、雕文梓器、以下天下之五穀、此准時五勢之數也、

山處の國は、常に國穀の三分の一を藏む、汎濫して水多き國は、常に國穀の三分の一を操る、山と平地と等分の國は、常に國穀十分の三を操る、水泉の傷ぶる所の水洩の國は、常に十分の二を操る、漏壤の國は、五穀を生せず、故に諸侯の五穀と工匠とを招き致して、木製の細工物に雕刻し、文飾し、之を鬻きて、天下の五穀を招き寄せ、生活を計る、此れ時に應じ、五勢を理する計なり、

下。招き致すなり、
桓公問管子曰、今有海內縣諸侯、則國勢不用已乎、管子對曰、今以諸侯爲等、公州飾焉、以乘四時、行捫牢之策、以東西南北

故に曰く、諸侯となれば、萬物を高下して、他の諸侯に應ず、徧く天下を有てば、幣錢を天下に布き賦して、萬物の輕重の調和を守るのみ、利に足るあれば行ひ、満たざれば止むことあり、王者は郷州に時を以て之を察し省みる、故に利を見て、相ひ傾け、奪はず、其居る所に懸りて、死するに至る、他に移る心無し、君は大道を守りて、一徳を奉ず、之を國計の薄と謂ふ、

地數第七十七

管子輕重十

地に就て、得失の數あり、能く之を輕重すれば、天下の實は我の用と爲るべし、故に地數と曰ふ、

桓公曰、地數可得聞乎、管子對曰、地之東西二萬八千里、南北二萬六千里、其出水者八千里、

相彼用平而准

桓公は、管子に問ひて曰く、今や海内を有ち、諸侯に縣るときは、國勢は用ひずして、已むか、管子對て曰く、今や諸侯を驅使する、芋の手に隨ひ左右して、布帛を織り成すが如く、齊國を飾る、以て四時に乘じ、牛羊蕃殖の策を行ふ、東西南北彼の用ゆる牛羊の多少を相て、平均し之が准を立つ、
爲等。等は機を織るときに緯を持つて、左右するもの、俗に之を「ヒ」といふ、○公州。齊國のことをいふ、○捫牢。牛羊を牢といふ、捫は持なり、牛羊を持ち養ふ、

故曰、爲諸侯則高下萬物、以應諸侯、徧有天下、則賦幣、以守萬物之朝夕、調而已、利有足則行、不滿則有止、王者郷州以時察之、故利不相傾、縣死其所、君守大奉、一、謂之國簿、

受水者八千里、出銅之山四百六十七山、出鐵之山三千六百九山、此之所以分壤樹穀也、

桓公曰く、地數のことは、聞くを得べきか、管子對て曰く、地の東西は二萬八千里にして、南北は二萬六千里あり、其水を出るもの八千里にして、水を受るもの八千里なり、銅を出す山は、四百六十七山あり、鐵を出す山は、三千六百九山あり、此れ壤を分ち、穀を樹る所以なり、

戈矛之所發、刀幣之所起也、能者有餘、拙者不足、封於泰山、禪梁父、封禪之王、七十二家、得失之數、皆在此內、是謂國用、

前述の地域は、戈や矛の出づる所なり、金錢の出づる所なり、術に巧なる者には餘あり、計に拙なる者には足らず、泰山には土を封じ、天を祭り、梁父には土を

除ひ、地を祭る、封禪する王は、七十二家にして、得失の數は、皆此の地域の内に在り、是を國用といふ、
戈矛、戈は劍に似たる「ホコ」にて、矛は槍に似たる「ホコ」なり、

桓公曰、何謂得失之數皆在此、
管子對曰、昔者桀霸有天下、而用不足、湯有七十里之薄、而用有餘、

桓公曰く、何をか得失の數は、皆此に在りと謂ふや、
管子對て曰く、昔し桀王は、天下を霸有しながら、財用は足らず、湯王は七十里の都に過ぎざるも、財用は餘りあり、
薄は毫の假借字なり、湯王の都を毫といふ、

天非獨爲湯、雨菽粟、而地非獨爲湯、出財物也、伊尹善通移、輕重、開闔決塞、通於高下、疾徐之

陶天下、陶器を造ることく、自然に化することくをいふ、
○莞、蒲に似たる草にて、席に爲るべし、
○蚤牙、爪牙なり、

黃帝曰、此若言可得聞乎、伯高對曰、上有丹沙者、下有黃金、上有慈石者、下有銅金、上有陵石者、下有鉛錫赤銅、上有赭者、下有鐵、此山之見榮者也、

黃帝曰く、此れ汝の言は聞くを得べきか、伯高對て曰く、上に丹沙あれば、下に黄金あり、上に慈石あれば、下に銅金あり、上に稜石あれば、下に鉛錫赤銅あり、上に赭石あれば、下に鐵あり、此れ山の榮華に就きて發見せらる、
○陵石、陵は讀んで稜とす、稜石は石の稜角あるもの、方解石といふ類なり、
○赭、赭石といひ、赤土の如きものなり、
○見榮者也、下に寶石あれば、其華必ず上に見はる、

策、坐起之費時也、

天は獨り湯王の爲に、菽粟を雨らすに非ず、地は獨り湯王の爲に財物を出すに非るなり、是其宰相伊尹が、善く物價の輕重を通じ移し、利あれば之を開き、利あらざれば之を闔ち、物の高低緩急を制し、其動靜の生産消費を御せし成功なり、
○高下徐疾、高下は物價の貴賤なり、徐疾は緩急なり、
○決塞、開闔の深なり、
○坐起、動靜なり、

黃帝問於伯高曰、吾欲陶天下、而以爲一家、爲之有道乎、伯高對曰、請刈其莞而樹之、吾謹逃其蚤牙、則天下可陶而爲一家、
黃帝は、伯高に問ひて曰く、吾は天下を陶化して、一家と爲んと欲す、之を爲すに道あるか、伯高對て曰く、請ふ其の莞を刈りて、之に穀を樹るん、吾は謹で其の猛獸の爪牙を逃れて、金銀銅錫の礦山を開けば、天下は化して一家となるべし、

苟山之見其榮者、君謹封而祭之、距封十里而爲一壇、是則使乘者下行行者趨、若犯令者罪死不赦、然則與折取之遠矣、
苟くも、山が其榮華を見はし、其礦物あるを知れば、君は謹で封じ、之を祭れ、封を距ること十里にして、一の壇場を爲り、是れを過ぐるものに命じ、車馬に乗るものは、下り行かじめ、歩行するものは趨走せしめよ、令を犯すものあれば、死刑にして赦さず、斯くすれば礦物を發見するも、漫りに摘み取るもの無し、
○折取之、折は磨に同じ、磨は挑摘することなり、

修教十年、而葛盧之山發、而出水、金從之、蚩尤受而制之、以爲劍、鎧矛戟、是歲相兼者諸侯九、
教練を修むる、十年にして、葛盧の山は、水を出す、金は之に従ひ生ず、權臣蚩尤は受けて、之を治め、劍と

鎧と矛や戟を造る、是の歳征伐して、諸侯九國を併せ取る、

雍孤之山發而出水、金從之、蚩尤受而制之、以爲雍狐之戟、芮戈、是歲相兼者、諸侯十二、故天下之君頓戟一怒、伏尸滿野、此見戈之本也、

雍孤の山は、水を出す、金は之に従ひ生ず、蚩尤は受けて、之を治め、雍狐の戟と短き戈とを造る、是の歳に、諸侯十二國を併せ取る、故に天下の君たる黄帝が、戟を鈍らして一怒すれば、伏尸は野に滿つ、此れ戈を見る始なり、
芮戈。芮は短なり、短き戈をいふ、○頓戟。疾く戦ふときは、戟も鈍くなる、頓は鈍なり、○見戈之本也。本は始なり、

桓公問於管子曰、請問天財所

有動封山者、罪死而不赦、有犯令者、左足入左足斷、右足入右足斷、然則其與犯之遠矣、此天財地利之所在也、

封じたる山を掘り毀るものあれば、死刑に處して赦さず、令を犯すものは、左足を山に入れば、左足を切斷す、右足を山に入れば、右足を切斷す、然らば之を犯すもの無し、此れ天の財及び地の利の在る所なり、

桓公問於管子曰、以天財地利立功成名於天下者、誰子也、管子對曰、文武是也、桓公曰、此若言何謂也、

桓公は管子に問ひて曰く、天財と地利とを以て、功名を天下に立るものは、誰なるか、管子對て曰く、文王武王是なり、桓公曰く、此れ汝の言ふ所は、何の謂ぞ、

出地利所在、管子對曰、山上有赭者、其下有鐵、上有鉛者、其下有銀、一曰、上有鉛者、其下有銚銀、

桓公は管子に問ひて曰く、天財の出る所と、地利の在る所とは如何、管子對て曰く、山の上に赭石あるものは、其下に鐵あり、上に鉛のあるものは、其下に銀あり、一に曰く、上に鉛のあるものは、其下に銚銀あり、銚銀は礦なり、銀礦のあることをいふ、

上有丹沙者、其下有銚金、上有慈石者、其下有銅金、此山之見榮者也、苟山之見榮者、謹封而爲禁、

上に丹沙あるものは、其下に銚金あり、上に慈石あるものは、其下に銅金あり、此れ山の榮華を見はすものなり、苟も山の榮を見はすものは、謹て封を爲す、

管子對曰、夫玉起於牛氏邊山、金起於汝漢之右澗、珠起於赤野之末光、此皆距周七千八百里、其涂遠而至難、

管子は對て曰く、夫れ玉は牛氏の邊山に生じ、金は汝漢の川の深淵に生じ、珠は赤野の末光に生ず、此れ皆周の都を距ること、七千八百里あり、其途は遠くして、甚だ難處なり、
右澗。西北の深淵なり、

故先王各用於其重、珠玉爲上幣、黃金爲中幣、刀布爲下幣、令疾則黃金重、令徐則黃金輕、先王權度其號、令之徐疾、高下、其中幣而制下上之用、則文武是也、

故に先王は、各其の重きを用ひ、珠玉を上幣とし、黄金を中幣とし、刀布を下幣とす、而して、黄金買收の令を急にすれば、黄金重く、其令を緩にすれば、黄金輕し、先王は號令の緩急を權度し、中幣の價を高下して、上下兩幣の用を完くす、文王武王是なり、權度は所謂、かけひきにて之れを能くするものは利を失はず、

桓公問於管子曰、吾欲守國財而毋稅於天下、而外因天下、可乎、管子對曰、可、夫水激而流、渠令疾而物重、先王理其號令之徐疾、內守國財、而外因天下矣、桓公は管仲に問ひて曰く、吾は國財を守りて、天下に稅するなくして、外は天下の財用に因らんと欲す、可なるか、管子對て曰く、可なり、夫れ水は激して、流れ大なり、或物に對して、買收の令を疾くすれば、其物の價重し、故に先王は號令の緩急を理めて、内は國財

國穀二什倍、巨橋之粟、亦二什倍、武王以巨橋之粟二什倍、而市繒帛、軍五歲毋籍衣於民、以巨橋之粟二什倍、而衡黄金百萬、終身無籍於民、准衡之數也、人民は聚めたる米を出し、千二百斛に満たして、之を上に納め、以て重泉の戍兵に行くを避く、而して國穀の蓄は二十倍となる、巨橋の粟も亦二十倍となる、武王は其積りたる巨橋の粟を以て、繒帛を市ふ故に、軍する五年にして、衣服を民より徵收せず、巨橋の粟二十倍なるを利用して、黄金百萬と平衡せしむ、斯く米價を貴くするゆゑに、終身民に稅せずして、財足る、是れ准衡の法なり、

之煮、此三者、亦可以當武王之數、桓公は管子に問ひて曰く、今も武王の如く行ふ可きか、管子對て曰く、可なり、夫れ楚には、汝漢の金あり、齊には渠展の鹽あり、燕には遼東に煮る鹽あり、此の三の者は武王の法に當つべし、十口之家、十人啗鹽、百口之家、百人啗鹽、凡食鹽之數、一月大、夫五升少半、婦人三升少半、嬰兒二升少半、鹽之重、升加分耗、而釜五十、升加一耗、而釜百、升加十耗、而釜千、十口の家は、十人とも鹽を啗る、百口の家は、百人鹽を啗る、凡そ食鹽の數は、一箇月にて、男大人は五升三合三勺なり、我邦の四合七勺九撮となる、婦人は三升三合三勺にて、嬰兒は二升三合三勺なり、鹽百升の

を失はず、外は天下の財用に因る、流渠、流の巨大なるをいふ、渠は巨と通ず、

桓公問於管子曰、其行事奈何、管子對曰、夫昔者武王有巨橋之粟、貴糴之數、桓公曰、爲之奈何、管子對曰、武王立重泉之戍、令曰、民自有百鼓之粟者、不行、桓公は管子に對て曰く、其の國財を守り、天下に因るとの事を行ふは如何、管子對て曰く、昔し武王は巨橋といふ地に米倉ありて、貴く糴せり、桓公曰く、之を爲す如何、管子對て曰く、武王は重泉といふ、遠地の戍兵を立て、民を之に行かしむ、令して曰く、千二百斛の粟を上納するものには、行役を免除すと、一鼓は十二斛なり、壹斛は我邦の八升九合八勺餘なり、民舉所最粟、以避重泉之戍、而

價は、壹升に五厘を加ふれば、五十錢を増し、一錢を加ふれば、百錢を増し、十錢を加ふれば、千錢を増す、少半。三分の一なり、○釜。米六斗四升を釜といふ、鹽は百升を一釜とす、○升加分耗。耗は讀んで好となす、好は孔と通ず、分孔は半錢のこと、一耗は一錢のことなり、

君伐菹薪、煮沚水、爲鹽、正而積之、三萬鍾、至陽春、請籍於時、桓公曰、何謂籍於時、管子曰、陽春農事方作、令民毋得築垣墻、毋得繕冢墓、丈夫毋得治宮室、毋得立臺榭、

君は、枯草や薪を伐り、漉したる潮を煮て、鹽を造り、鹽税を定めて、鹽を積むこと三萬鍾あり、陽春に至る、願はくは、此時に税せん、桓公曰く、何をか此時に税すと謂ふ、管子曰く、陽春は農事方に急なり、故に、

出を減すれば、鹽價は四十倍すべし、此賣上金を以て、河濟の水運を便にし、梁に達する輪漕を開き、宋衛濮陽にも、水路を十分に修むべし、人は粗食して鹽なきときは、肉腫れて戦ふ能はず、鹽を用ゆるは、國を守り禦ぐ根本なり、故に鹽税を利用すれば、天下も齊國の財を減すること能はず、

桓公問於管子曰、吾欲富本而豐五穀、可乎、管子對曰、不可、夫本富而財物衆、不能守則稅於天下、

桓公は管子に問ひて曰く、吾は國の本なる農を富まして、五穀を豊かにせんと欲す、是れ可なるか、管子對て曰く、不可なり、農夫は富みて、財物衆多となり、之を守ること能はざるときは、税を天下に支拂ふが如く、利を天下に取り去らる、

五穀興、豐巨錢、而天下貴、則稅於天下、然則吾民常爲天下虜、

民に命じ垣墻を築くを許す毋れ、冢墓を繕ふことを許す毋れ、大夫は宮室を治るを得ず、臺榭を立るを得ず、

菹薪。菹は草と同じ、枯草をいふ、○沚水。凡そ鹽を煮るには、潮を沙上に撒して、既に乾けば、沙を器に盛り、又潮を灌ぎて之を漉し、然る後に之を煮る、故に曰く、沚水を煮ると、沚は漉すなり、○正は征なり、鹽税をいふ、○丈は太の誤なり、

北海之衆、毋得聚庸、而煮鹽、然鹽之賈必四什倍、君以四什之賈、修河濟之流、南輪梁、赴宋衛濮陽、惡食無鹽、則腫、守圉之本、其用鹽獨重、君伐菹薪、煮沚水、以藉於天下、然則天下不減矣、

齊の北海の人民には、雇人を聚め、鹽を造ることを禁ず、此の如く、法令を以て、民を農に向はしめ、鹽の産

矣、夫善用本者、若以身濟於大海、觀風之所起、

五穀は盛に興り、大錢を豊かにす、然れども、天下の穀價貴ければ、齊國の穀は、他邦に吸取せらる、然らば吾が人民は、天下の奴となり、天下に使はるゝなり、夫れ善く本を用ゆるものは、身を以て大海を濟るが如く、風の起る所を觀て豫め用意を爲す、

天下高則高、天下下則下、天高、我下、則財利稅於天下矣、

時の物價を見て、天下の價高ければ、我も之を高くし、天下の價下れば、我も之を低くす、此高下の制を必要とす、若しも天下高くして、我下れば、財利は天下に吸ひ取らるべし、天高我下。天の下に下の字を脱す、天下高くして、我下ればといふなり、

桓公問於管子曰、事盡於此乎、管子對曰、未也、夫齊衢處之本、

通達所出也、游子勝商之所道、人求本者、食吾本粟、因吾本幣、騏驥黃金、然後出、令有徐疾、物有輕重、然後天下之寶、壹爲我用、善者用非、有使非人、

桓公は管子に問ひて曰く、事は此に盡るか、管子對て曰く、未だ盡きざるなり、夫れ齊國は天下の衢處の首にして、通達の出る所なり、天下游歴の士も、豪富の商人も、通過する所なり、人の資本を求むるもの、吾が本粟を食ひ、吾が本幣に因る、故に交易に由りて、良馬も、黄金も、他邦より出で来る、號令に緩急あり、財物に輕重ありて、天下の寶は、壹に我の用となる、善く國を治るものは、我の有に非るものを用ひ、我の人民に非るものを使用す、衢處之本、天下の通衢となる、主要の地なり、○游子勝商、游子は遊説を試み、諸國を遍歴するもの、勝商は、豪富の商人なり、○騏驥黄金、騏も驥も、一日千里

を馳すといふ良馬なり、燕代の地に産す、黄金は荆徐の地に生ず、

揆度第七十八

管子輕重十一

國家の諸事、揆度して、之を處するを要す、揆度は計り量ることなり、

齊桓公問於管子曰、自燧人以來、其大會可得而聞乎、管子對曰、燧人以來、未有不以輕重爲天下也、

齊の桓公は、管子に問ひて曰く、太古の燧人氏より以來の其大なる會計は、得て聞くべきや、管子對て曰く、燧人氏以來、君主は、輕重の策を以て、天下を治む、歷代皆然り、燧人、太古、燧人氏あり、帝となり、燧を鑽りて、人に

火食を教ゆ、共工之王、水處、什之七、陸處、什之三、乘天勢、以隘制天下、至黃帝之王、謹逃其爪牙、不利其器、燒山林、破增藪、焚沛澤、逐禽獸、實以益人、然後天下可得而牧也、

共工氏の王たるや、天下水多し、故に水に處るもの十の七にして、陸に處るもの十の三なりしに、共工氏は天勢に乗じ、隘狹なる陸處を以て、天下を制せり、黃帝の王たるに至りては、謹で猛獸の爪牙を逃れ、未だ其器を利にせず、猛獸に勝つことを知らず、山林を燒き、重なる藪を伐り、沛澤を焚きて、禽獸を逐ひ、其地に人民を充實せしめて、之を益す、然る後に、天下は得て養ふ可きに至れり、

至於堯舜之王、所以化海內者、

北用禺氏之玉、南貴江漢之珠、其勝禽獸之仇、以大夫隨之、桓公曰、何謂也、管子對曰、令諸侯之子、將委質者、皆以雙武之皮、堯舜の王たるに至りて、海内を化する所以は、北に禺氏の玉を用ひ、南に江漢の珠を貴ぶ、其猛獸の害に勝つは、大夫の官を以て之に隨ふなり、桓公曰く、何の謂ぞや、管子對て曰く、諸侯の子が、天子に仕へんとして、質を置くととき、皆虎の皮二枚を以てせしむ、故に、人競ひて、虎の皮を取り、猛獸は、逃れ去るに至れり、委質、質は贄のこと、君主に初見するに、物を獻する禮なり、委は置くことなり、雙武之皮、武は虎なり、北魏の時に、君の諱を避け、虎を武となし、古書を改めしなり、

卿大夫豹飾、列大夫豹曠、大夫散其邑粟、與財物、以市虎豹之

皮故山林之人刺其猛獸若從親戚之仇此君冕服於朝而猛獸勝於外大夫已散其財物萬人得受其流此堯舜之數也

卿大夫は豹の皮を以て袖の飾となし、列大夫は豹の皮を襟の飾と爲す、大夫は其邑より入る所の粟と、財物とを散じて、虎豹の皮を市ふ、故に山林の人は、其猛獸を刺し殺すこと、父母の仇を討つごとくにす、此れ君は朝廷に冕服して、安坐しながら、外において、猛獸に勝つなり、大夫は己に其財物を散じ、萬人其利を受く、此れ堯舜の法なり、蓋し猛獸を驅り除き、財物を流通せしむるに、君の力を勞せず、是れ堯舜物價輕重の術に由るなり、
○豹。 幘は襟なり、
○親戚。 父母をいふなり、○幘。 幘は襟なり、

桓公曰事名二正名五而天下治何謂事名二對曰天策陽也壤策陰也此謂事名二何謂正

鼈なからしむ、故に人君は、法數を以て、之を人に制し、妄りに取ることを禁するなり

味者所以守民口也、聲者所以守民耳也、色者所以守民目也、人君失二五者、亡其國、大夫失二五者、亡其勢、民失二五者、亡其家、此國之至機也、謂之國機、味は人の口を守る所以なり、聲は人の耳を守る所以なり、色は人の目を守る所以なり、人君にして、二五の法を失ふものは、其國を亡ふ、大夫にして二五を失ふものは、其勢を失ふ、人民にして二五を失ふものは、其家を亡ふ、此れ國家盛衰の至極の機なり、これを國機といふ、
輕重之法曰、自言能爲司馬、不能爲司馬者、殺其身、以釁其鼓、自言能治田土、不能治田土者、

名五對曰權也、衡也、規也、矩也、准也、此謂正名五、

桓公曰、事名二つ、正名五つにして、天下治まるといふ、何をか事名二つと謂ふ、管子對て曰く、天の策は陽なり、地の策は陰なり、陰陽ありて、諸物生ず、諸物生じて、事起る、故に陰陽を事名二と曰ふなり、桓公又問ふ、何をか正名五と謂ふ、對て曰く、權なり、衡なり、規なり、矩なり、准なり、此の五者は、物を正す器なれば、此れを正名五といふ、

其在色者青黃白黑赤也、其在聲者宮商角徵羽也、其在味者酸辛鹹苦甘也、二五者童山竭澤、人君以數制之人、

正名五は、色に在りて、青黃白黒赤となり、聲音に在りて、宮商羽徵角となり、味に在りて、酸辛鹹苦甘となる、陰陽の二の者より生じ、五の者の用を成す、其勢は山を童にして、草木なからしめ、澤を竭くして魚

殺其身、以釁其社、自言能爲官、不能爲官者、劓以爲門父、

輕重の法に曰く、自ら言ふ、我は能く司馬たらんと、而も司馬たる能はずんば、其身を殺して陣鼓に血祭す、自ら言ふ、我は能く田土を治んと、而も田土を治むる能はずんば、其身を殺して、其社に血祭す、自ら言ふ、我は能く官を爲めんと、而も官を爲る能はずんば、劓りて門を守る卒となす、蓋し言行の一致せざるを罰するなり、

○治田土。 田地を治め、隄防を作り、溝渠を掘り、田地の事を掌る役なり、
○門父。 門の番人なり、

故無敢姦能誣祿、至於君者矣、故相任寅爲官都、重門擊柝不能去、亦隨之以法、

故に、能あらざるに能ありといふもの無し、又は祿を貪るもの無し、漫りに君に求め至るものなし、故に相

保證し、敢て自ら其能あることを言はず、官たるものは、實て其職務を執り、成績の美はしきをなす、重門の中に撃柝する人も、逃げ去る能はず、唯敬し勤るのみ、蓋し之に隨ふに法を以てするなり、
都は美なり、

桓公問於管子曰、請問大准、管子對曰、大准者天下皆制我而無我焉、此謂大准、桓公曰、何謂也、管子對曰、今天下起兵加我、臣之能謀厲國定名者、割壤而封、臣之能以車兵進退、成功立名者、割壤而封、

桓公は管子に問ひて曰く、天下を大に平准する法は如何、管子對て曰く、天下皆我を制して、我れなし、此を大准といふ、桓公曰く、何の謂ひなるや、管子對て曰く、今天下は兵を起して、我に加ふるるとき、臣の能

我、民棄其來、耜出持戈於外、

君の民は富むに非るも、鄰國より之を富ます、鄰國動搖する毎に、君の民を重ねて富す、蓋し諸侯の兵來り犯せば、君は緊急の令を出し、軍事逼りて、穀價上り、民は富を得るなり、貧者は戦役にて、重貧となり、富者は戦利にて、重富となる、是れ大准の法にして、天下我を制して、我なきに在り、桓公曰く、何の謂ぞや、管子對て曰く、今や天下兵を起し、我に加ふ、民は耒耜を棄て、出て戈を外に持つ、

然則國不得耕、此非天凶也、此人凶也、君朝令而夕求具、民肆其財物、與其五穀爲讎、厭而去、
然らば、國は戦争に由り、耕すを得ず、此れ天凶に非るなり、人凶なり、君は朝に令を發して、夕に事の具備するを求む、民は其財物及び五穀を陳し肆ねて、君の求に讎い、政府の用を満足せしめて退く、

賈人受而廩之、然則國財之一

く國を厲まし、名を定るものは、土地を割て之を封ず、臣の能く車兵を以て進退し、功を成し名を立るものは、土地を割てこれを封ず、

然則是天下盡封君之臣也、非君封之也、天下已封君之臣十里矣、天下每動、重封君之民二十里、

然るときは、是れ天下盡く君の臣を封するなり、天下來伐つによりて已むなく、有功の臣を封ず、是れ君の之を封するに非るなり、天下は已に君の臣を十里に封ず、天下の動搖する毎に、人民は富を得ること、功臣に倍す、是れ人民を二十里に封するなり、
君之民非富也、鄰國富之、鄰國每動、重富君之民、貧者重貧、富者重富、大准之數也、桓公曰、何謂也、管子對曰、今天下起兵加

分在賈人、師罷、民反其事、萬物反其重、賈人出其財物、國幣之少分、廩於賈人、

賈人は上の聚めたる財物を受けて、之を倉庫に藏め置く、然らば、國財の一分は賈人の手に在り、師旅罷めば、農民は農業に反る、萬物の價も其重きに反る、賈人は其藏めたる財物を出し賣る、是に於て、國幣の少分即ち三分一は、賈人の廩に入る、

若此則幣重三分、財物之輕重三分、賈人市於三分之間、國之財物盡在賈人、而君無策焉、民更相制、君無有事焉、此輕重之大准也、

此の若くなれば、幣の重き平價より三分の高きに至る、財物を賣るには、三分軽く、買ふには三分重し、賈

人は此の三分の間に賣買して、利を占む、國の財物は盡く賈人に在り、君は策を施さず、富民は互に相ひ制し、君は輕重に事あるを要せず、此れ輕重の大准なり、

管子曰、人君操本、民不得操末、人君操始、民不得操卒、其在塗者、藉之於衢塞、其在穀者、守之春秋、其在萬物者、立貨而行、

管子曰く、人君が本を操れば、民は末を操るを得ず、人君が始を操れば、民は卒を操るを得ず、人君は其本始の術として、塗穀及び萬物を治む、故に塗に於ては、行商より關市の税を徵收す、穀は春秋に守る、秋は賤して、春は貴し、穀を守りて、其輕重を軌量す、萬物は價を定めて、妄りに貴賤せしめず、衢塞は市なり、塞は關なり、○立貨而行。貨は貨幣なり、物價を定め立て、妄りに高下することなからしむ、

管子曰く、善く商業を正すものは、先づ其の肆塵の有るものを省減す、肆店を減省すれば、市は間にして、朝も間なり、市朝の間なるときは、人民農業を勉め、田野充滿す、田野充滿すれば、民財も充足す、民財の充足するときは、君の税を斂むること窮らざるなり、今則不然、民重而君重、重而不能輕、民輕而君輕、輕而不能重、天下善者不然、民重則君輕、民輕則君重、此乃財餘以滿不足之數也、

今や然らず、民において物の重きときは、君も重くす、重きを軽くする能はず、民において物の輕きときは、君も軽くす、輕きを重くする能はず、天下の善く治るものは、然らず、民において重ければ、君は軽くす、民において輕ければ、君は重くす、此れ餘りを裁制して、不足に満たす法なり、財は裁なり、

故物動則應之、故豫奪其塗、則民無遵、君守其流、則民失其高、故守四方之高下、國無游賈、貴賤相當、此謂國衡、以利相守、則數歸於君矣、

故に物價變動すれば、人君之に應じて、輕重を制す、故に豫め利塗を奪ふときは、民は其塗に遵はず、利なきを知ればなり、君は財物を流移する權を守れば、民は物價の貴重を恣にするを得ず、故に國は四方の物價の高下を守りて、商賈も四方に、利を逐ふこと無し、物價の貴賤は、物と相當す、此を國衡といふ、蓋し利を以て相守れば、輕重する法は君に歸す、

管子曰、善正商任者、省有肆、省有肆則市朝間、市朝間則田野充、田野充則民財足、民財足則君賦斂焉不窮、

故凡不能調民利者、不可以爲至大治、不察於終始、不可以爲至矣、動左右、以重相因、二十國之策也、鹽鐵二十國之策也、錫金二十國之策也、五官之數、不藉於民、

故に凡そ民利を調和する能はざるものは、大治を爲す可らず、終始を明かにせざるものは、至極の治と爲す可らず、幣穀を變動して、之を左右し、重價を以て相因らしむるは、國の固有する富力を二十倍する策なり、鹽鐵を治むるも、國を二十倍する策なり、錫や金を出すも、國を二十倍する策なり、斯くして、國の收入多くなれば、政府百官の歳費は、人民に税せずして足る、

桓公問於管子曰、輕重之數、惡終管子對曰、若四時之更舉、無

所終國有患憂輕重五穀以調用積餘藏羨以備賞

桓公は管子に問ひて曰く、輕重の法は惡に終る、管子對て曰く、四時の更るゝに擧りて、冬となり、春となるが如し、終る所なし、國に患ひ憂ふることあり、五穀を輕重して費用を調ふ、餘を積み羨を藏めて、賞賜に備ふ、

天下賓服有海內以富誠信仁義之士故民高辭讓無爲奇恠者彼輕重者諸侯不服以出戰諸侯賓服以行仁義

天下の諸侯服從して、我は海内を有ち、誠信なる仁義の士には、祿を與へて、富ましむ、故に民も禮讓すること高尚とし、奇恠の行を爲すものなし、彼の物價の輕重を行ふ所以は、諸侯服せざれば、出て戦ひ、諸侯服從すれば、仁義を行ふに在り、國費の計なり、賓は從なり、

不得不用也

且つ天下は、茲を舍て用ひず、茲を行ひて用ゆ、其舍くと、行ふと、皆我に在りて、天下は壹にすべし、夫れ天下は之を使ふも使はれず、之を用ゆるも用ひられず、故に善く天下を治るものは、之を使ふと曰はず、民をして使はれざるを得ざらしむ、之を用ゆと曰はず、民をして用ひられざるを得ざらしむ、

管子曰善爲國者如金石之相舉重鈞則金傾故治權則勢重治道則勢贏今穀重於吾國輕於天下則諸侯自泄如原水之就下

管子曰く、善く國を治るものは、金石の相擧ぐるが如し、其量均しければ、金は輕くして、傾き昂る、故に權を治るときは、勢重く、道を治れば、勢疲る、蓋、道は權に如かず、金の石に如かざるごとし、今穀が吾國に重くして、天下に輕ければ、諸侯は穀を我に輸入す、

管子曰一歲耕五歲食粟價五倍一歲耕六歲食粟價六倍二年耕而十一年食夫富能奪貧能予乃可以爲天下

管子曰く、一歲耕して、收穫したる穀を五分し、其一を食ひ、其四を上納す、是れ一年耕して、五年食ふなり、此の如くすれば、粟の下に在るも少くして、其價は五倍となる、一年耕して、六年食ふときは、粟價は六倍す、二年耕して、十一年食ふときは、我富者は、能く他國の財物流移の權を奪ひ、我貧者も餘裕を生じ、物を人に與ふるに至る、乃ち以て天下を治むべし、

且天下者處茲行茲如此而天下可壹也夫天下者使之不使用之不用故善爲天下者毋曰使之使不得不使毋曰用之使

原上の水が、下き處に流れ就くごとし、故物重則至輕則去有以重至而輕處者我動而錯之天下即已於我矣物藏則重發則輕散則多幣重則民死利幣輕則決而不用故輕重調於數而止

故に我國の物重ければ、他國より至る、我の物輕ければ、他國に去る、重きを以て至りながら、下落して處るものあり、我は原價を變動して、之を置く、其價は輕し、是に於て天下は我の財を取ること休止す、蓋し物は貯藏するときに重くなり、發し散るときに輕く、又多し、幣重ければ、人民は利の爲に死するを辭せず、幣輕ければ去りて用ひず、故に物價は、輕重の術に調和して成る、

五穀者民之司命也刀幣者溝瀆也號令者徐疾也令重於法

社稷重於親戚、胡謂也、對曰、夫城郭拔、社稷不血食、無生臣、親沒之後、無死子、此社稷之所重於親戚者也、

曰く、五穀は民の司命なり、五穀あらざれば生活することなし、金錢は財穀を流通する溝瀆なり、號令は物の緩急の生ずる所なり、故に號令は法よりも重く、社稷は父母より重し、是れ何の謂ひなるか、對て曰く、夫れ城郭拔き取られ、社稷も祭祀を廢すれば、臣民は滅びて、生存し難し、彼の父母の死後に、子の生存すると異なり、此れ社稷が父母より重き所以なり、親戚、父母なり、○血食、祖先を祭るに、牲を以てす、之を血食といふ、○無生臣、臣死す、○無死子、子生す、

故有城無人、謂之守平虛、有人而無甲兵、而無食、謂之與禍居、故に城ありて人なきは、之を平らなる墟を守るといふ、

陽之珠一策也、秦明山之玉一策也、一策也、禹氏邊山之玉一策也、此謂以寡爲多、以狹爲廣、天下之數、盡於輕重矣、

汝漢水の西北の深淵に産する黄金も、一策なり、江陽に産する珠も、一策なり、秦の明山に産する曾青といふ仙藥も、一策なり、戎王禹氏の邊山に産する玉も、一策なり、以上の七策は、寡を以て多となし、狹を以て廣と爲すと謂ふ、天下の術は、悉く物價輕重の法に由る、

右衢は、西北の流域なり、桓公問於管子曰、陰山之馬具、駕者千乘、馬之平賈萬也、金之平賈萬也、吾有伏金千斤、爲此奈何、

桓公は管子に問ひて曰く、陰山の麓より良馬を産す、

ふ、人ありて、甲兵無く、食無きは、之を禍と與に居るといふ、
○虚に墟と通ず、○而無食、而の上に有甲兵の三字を脱せしならん、甲兵は有れども、兵食のなきは之を守り戰ふこと能はず、禍は直に來る、

桓公問於管子曰、吾聞海内玉幣有七策、可得而聞乎、管子對曰、陰山之礪磬一策也、燕之紫山白金一策也、發朝鮮之文皮一策也、

桓公は管子に問ひて曰く、吾れ聞く、海内の玉幣に七策ありと、得て聞く可きか、管子對て曰く、塞北の陰山に産する、礪磬といふ寶石あり、是れ一策なり、燕の紫山に産する、白金は一策なり、發といふ東夷の地、及び朝鮮に産する虎豹の文皮は、一策なり、礪磬、礪磬に作るべし、玉に次ぐ寶石なり、

汝漢水之右衢黄金一策也、江

我は其四千匹を買ひて、駕に用ひんと欲す、然るに馬壹匹の平價は萬錢なり、金一斤の平價も萬錢なり、吾れに藏めたる金千斤あり、僅に馬千匹を買ひ得るのみ、之を如何せん、
千乘は馬四千匹なり、

管子對曰、君請使與正籍者皆以幣還於金、吾至四萬、此一爲四矣、吾非埏埴搖鑪橐而立黄金、今黄金之重一爲四者數也、

管子對て曰く、民の家長に税する徵收を、黄金と定め、錢幣を禁ずべし、斯くすれば、金價騰貴して、金壹斤は、四萬錢に直り、一千斤の金は、四千匹の馬を買ふに足るべし、吾れは埏埴を埏し、鑪橐を搖かして、黄金を造るを要せず、今や黄金の貴き、一斤が四斤となるものは、計策の數によるなり、

珠起於赤野之末光、黄金起於汝漢水之右衢、玉起於禹氏之

邊山此度去周七千八百里其塗遠其至阨故先王度用其重而因之珠玉爲上幣黃金爲中幣刀布爲下幣

珠は赤野の末光といふ地に産し、黄金は汝漢水の西北の流域に産し、玉は戎王禹氏の邊山に産す、此地を度るに、周の都を去ること、七千八百里あり、其塗は遠くして、其送り致すこと亦難し、故に先王は價を量り、其重きを用ひて、之に因り、珠玉を上幣とし、黄金を中幣とし、錢布を下幣とす、

先王高下中幣利下上之用百乘之國中而立市東西南北度五十里一日定慮二日定載三日出竟五日出竟十日而反千乘之制輕重毋過五日百乘爲耕田萬頃

爲戶萬人爲開口十萬人爲分者萬人爲輕車百乘爲馬四百匹
先王は中幣を高下して、下上の用を利し、百乘の國は方百里なれば、中央の地に市を立つ、市より度るに東西南北ともに、五十里宛なり、一日に思慮を定め、準備を爲し、二日に載せる荷物を修め、三日に境を出で、往復五日にして反る、故に百乘の國が、物價の輕重を制するは、五日を過ぎずして足る、百乘は耕田萬頃となる、戸たる一萬戸にして、口を開て食するもの十萬人となる、而して田の分配を受くる家長一萬人あり、輕車の兵用となるもの百乘にして、馬四百匹あり、
千乘之國中而立市東西南北度百五十餘里二日定慮三日出載五日出竟十日而反千乘之制輕重毋過一旬千乘爲耕

田十萬頃爲戶十萬戶爲開口百萬人爲當分者十萬人爲輕車千乘爲馬四千匹

千乘の國は、方三百十六里餘なれば、中央にして、市を立つ、市より東西南北を度るに、何れも百五十餘里となる、二日に思慮を定めて、三日に載せものを理め、五日に境を出で、十日にして往反す、故に千乘の國が、物價の輕重を制するは、十日間にて足る、千乘の耕田十萬頃、其戸數は十萬、人口百萬、其田の分つべきもの十萬人、輕車千乘、馬四千匹とす、

萬乘之國中而立市東西南北度五百里三日定慮五日出載十日出竟二十日而反萬乘之制輕重毋過二旬萬乘爲耕田百萬頃爲戶百萬戶爲開口千

萬人爲當分者百萬人爲輕車萬乘爲馬四萬匹
萬乘の國は、方千里なれば、中央にして、市を立つ、市より東西南北を度るに、何れも五百里となる、三日に慮を定めて、五日に載せものを定め、十日に境を出で、二十日にして反る、故に萬乘の國が、物價の輕重を制するは、二十日間にて足る、萬乘の耕田百萬頃、戸は百萬、人口は壹千萬、其田の分つべきもの百萬人、輕車は萬乘とし、馬は四萬匹とす、
管子曰、匹夫爲鰥、匹婦爲寡、老而無子者爲獨、君問其若有子弟師役而死者、父母爲獨、上必葬之、衣食三領、木必三寸、鄉吏視事、葬於公壤、若產而無弟兄、上必賜之匹馬之壤、故親之殺其子、以爲上用、不苦也、

管子曰く、特夫を鰥とす、特婦を寡とす、老て子なきものを獨とす、君は之を慰問す、其子弟が戰役にて死し、父母が獨となりて、遂に死するときは、官にて之を葬り、衣衾三領を與へ、棺の木は厚さ必ず三寸以上とす、郷の官吏は、喪の事を視て、公地に葬る、其戰死者の遺腹の子、産して弟兄なきときは、上より之に方四里の地を賜ふ、故に親の其子を殺して、上の用となすも、苦しまざるなり、
匹夫は特夫なり、其配偶を亡ひたるものなり、○匹馬の地は、方四里の地なり、

君終歲行邑里、其人力同、而宮室美者、良萌也、力作者也、脯二束、酒一石、以賜之、力足蕩游、不作、老者、譙之、當壯者、遣之、邊戍、民之無本者、貸之、圃疆、故百事皆舉、無留力、失時之民、此皆國

土故先王謹於其始

上等の農は、五人を浹く養ふ、中等の農は、四人を浹く養ふ、下等の農は、三人を浹く養ふ、上等の女は、能織りて五人の衣服を爲る、中等の女は、四人の衣を織る、下等の女は、三人の衣を織る、農には常業あり、女にも常事あり、一農耕さるときは、民之が爲に飢るものあり、一女織らざるときは、民之が爲に飢るものあり、一寒ゆるものは、必ず土に糞することの足らざるに起る、故に先王は、其始を謹しみ、農を勉むるなり、
挾五、挾は浹に通じ、周ねく匝くことをいふ、

事再其本、民無檀者、賣其子、三其本、若爲食、四其本、則郷里給、五其本、則遠近通、然後死得葬、
農事は、其耕耘栽培の勞力を施すこと、二度に過ぎざるときは、植物蕃茂せず、民食ふに檀なくして、其子を賣る、勞作二度なれば、因て食するに乏からず、四度するときは、郷里にて物足る、五度するときは、遠近交通の餘裕を生ず、然る後に、死して葬むる禮を行

策之數也

君は一年中、邑里を巡視す、其民の力同一にして、宮室の美なるものは、耕作に勉強する良民なり、之に脯二束と酒一石とを賜ふ、其力は耕耘するに足るも、蕩游して勉強せざるものを視れば、老人は、之を譴責し、壯者は邊地を戍衛せしむ、農民の資本なきものは、菜圃の疆場を貸して作らしむ、故に百事皆舉る、力を弛めの時を失ふ民なし、此皆國を治むる法なり、
良萌、良民なり、萌は民をいふ、○譙之、之を責問して、罪に服し、心を改めしむ、○留力、十分の精力を費さずして、殘し留るは怠惰なり、

上農挾五、中農挾四、下農挾三、上女衣五、中女衣四、下女衣三、農有常業、女有常事、一農不耕、民有爲之、飢者、一女不織、民有爲之、寒者、飢寒凍餓、必起於糞

ふに足る、

事不能再其本、而上之求爲無止、然則姦涂不可獨遵、貨財不安於拘、隨之以法、則中內擲民也、

農事は、耕耘栽培を再びする能はざるに、上より租税公役の求め爲すこと、止むなければ、人民は、公道に背きて、姦途に走り、舊來の風俗も違ひ行ふべからず、貨財も人民の手に安留せず、劫盜竊盜の患ひあり、之に隨ふに法律を以てするときは、民皆罪人となる、此の如きは、内に人民を擲り殺すと同一なり、
輕重不調、無檀之民、不可責理、鬻子不可得使、君失其民、父失其子、亡國之數也、

物價輕重の術が、十分に整はざれば國衰ふ、檀なき貧民は、理を責むべからず、子を賣る程の窮民は、使ふ

を得べからず、君は其民を失ひ、父は其子を失ふ、是れ亡國の理數なり、

管子曰、神農之數曰、一穀不登、減一穀、穀之法什倍、二穀不登、減二穀、穀之法再什倍、夷疏滿之無食者予之、陳無種者貸之、新故無什倍之賈、無倍稱之民、

管子曰く、神農の法に曰く、一穀登らざれば、穀價は十倍すべし、二穀登ざれば穀價は二十倍となる、穀既に乏しければ、夷狄疏遠のものも來りて、京師に滿つ、是に於て、政府は食なきものに、陳穀を與へ、種なきものに、新粟を貸す、故に穀價を十倍して賣る商人無く、利息を倍出して穀を借る貧民なし、陳は古なり、前年の米をいふなり、

器、周人之王、官能以備物、五家之數殊而用一也、

管子對て曰く、黃帝の王たるは、猛獸の爪牙を逃るのみ、有虞の王たる、澤を枯らし、山を童にす、夏后の王たる、増數を燒き、沛澤を乾し、未だ人民の利益を爲さず、殷人の王たる、諸侯に牛馬飼養の牢なく、兵器を銳利にせず、周人の王たる、才能の士を官にして物に備へたり、此の五家の法は、殊にして用は一なり、

管子曰、然則五家之數、籍何者爲善也、管子對曰、燒山林、破増藪、焚沛澤、猛獸衆也、童山竭澤者、君智不足也、

桓公曰く、然らば、黃帝以下五朝の政策は、何れに従ふを善とするか、管子對て曰く、山林を燒き、増數を除き、沛澤を乾す、猛獸の衆多なるを以てなり、然

國准第七十九

管子輕重十一

此は國の物價を輕重して、其平准を爲すことを述ぶ、

桓公問於管子曰、國准可得聞乎、管子對曰、國准者、視時而立儀、桓公曰、何謂視時而立儀、

桓公は管子に問ひて曰く、國の物價を輕重して、其平准を爲すことは、聞くを得べきか、管子對て曰く、國准を爲すには、時を視て儀を立つるを要す、桓公曰く、何をか時を視て、儀を立つと謂ふや、

對曰、黃帝之王、謹逃其爪牙、有虞之王、枯澤童山、夏后之王、燒増藪、焚沛澤、不益民之利、殷人之王、諸侯無牛馬之牢、不利其

れども、山を童にし、澤を枯らすは、君の智の足らざるなり、山澤に籍りて、其利を網するなければなり、燒増藪、焚沛澤、不益民利、逃械器、閉智能者、輔己者也、諸侯無牛馬之牢、不利其器者、曰淫器、而壹民心者也、以人御人、逃戈刃、高仁義、乘天固、以安己者也、五家之數、殊而用一也、

増數を燒き、沛澤を乾し、民の利益を爲さず、械器を去り、智能の士を捨つ、以て害を避け、自分を助くる術とす、諸侯に牛馬を畜ふ牢なく、兵器を銳利にせず、戰馬甲兵を邪淫の器と稱し、之を去りて、民心を壹にす、人たる道を以て、人を御し治め、兵刃の害を逃れて、仁義の行を高尙とし、天性の固有する所に乘じて、自分を安全にす、五家の政策は、殊なれども、其用は同じ、

桓公曰、今當時之王者、立何而可、管子對曰、請兼用五家、而無盡、桓公曰、何謂、管子對曰、立祈祥、以固山澤、立械器、以使萬物、天下皆利、而謹操重策、

桓公曰く、今當時の王者は、何を立て、可なるか、管子對て曰く、請ふ黄帝以下五君の政策を兼用せよ、其用は盡ることなし、桓公曰く、何を謂ふか、管子對て曰く、福を祈る所を立て、山澤を堅固にし、器械を立てて、萬物を使ひ用ゆ、天下は皆之を利とす、我は謹で其重要な權を操る、
童山竭澤、益利搏流、出山金、立幣、存菹丘、立駢牢、以爲民饒、彼菹菜之壤、非五穀之所生也、
山の樹木を伐り、澤を枯らし、利を益し、流通を博くし、山の金を出して、貨幣を造り、茅菹の丘を存して、

牛羊を牧し、連りたる牢を立て、牛馬羊を畜ふ、以て民間の豐饒を致す、彼の野草蔬菜の土地は、五穀の生ずる所に非るなり、
駢牢 幾棟も連りたる牢をいふ、○搏流 流通を博くす、搏は博なり、○菹 蔬蘇沮の三字に、通じ用ゆ、菹は菜なり、蘇は枯草なり、沮は澤なり、
麋鹿牛馬之地、春秋賦、生殺老、立施以守五穀、此以無用之壤、臧民之贏、五家之數、皆用而勿盡、
麋鹿や、牛馬の産する地は、春秋に生育するものを分賦して、牧養せしめ、其老いたるものを殺して、食料に供へ、庶民に施與する法を立て、以て五穀を守る、此は無用の地を以て、人民の餘利を藏めしむ、五家の法は、皆用ひて盡くること無し、
臧民之贏 人民の餘饒を、收藏せしむ、臧は藏に同じ、一本に贏を贏に作るは誤なり、

桓公曰く、五代之王は、天下の術數を盡す、來世の王は、得て聞く可きか、管子對て曰く、下情を視察するを好みて、其爲す所を變せず、其好む所は亟變じて、其守る所は變せず、時至れば之を爲し、時過れば爲さず、王の行ふ所の術數は、豫め知るべからず、此れ五家の國家を爲る大准なり、
譏は察なり、

派の細瑣に涉る所なり、甲乙丙丁戊己の六篇に分つ、

數矣、來世之王者、可得而聞乎、管子對曰、好譏而不亂、亟變而不變、時至則爲、過則去、王數不可豫致、此五家之國准也、

桓公曰く、五代之王は、天下の術數を盡す、來世の王は、得て聞く可きか、管子對て曰く、下情を視察するを好みて、其爲す所を變せず、其好む所は亟變じて、其守る所は變せず、時至れば之を爲し、時過れば爲さず、王の行ふ所の術數は、豫め知るべからず、此れ五家の國家を爲る大准なり、
譏は察なり、

輕重甲第八十

管子輕重十三

輕重は物價の高下なり、天下の財を來し、天下の民を致すも、皆此術數に由る、管子の學

桓公曰、輕重有數乎、管子對曰、輕重無數、物發而應之、聞聲而乘之、故爲國不能來天下之財、致天下之民、則國不可成、

桓公曰く、物價を高下するに、法術あるか、管子對て曰く、物價を高下するは、法術と稱すべき無し、物發し動て、之に應じ、世の稱する所の聲を聞て之に乗ずるのみ、蓋し國家を治めて、天下の財物を來す能はず、天下の人民を、懷け致すこと能はされば、國家は成す可らず、
物發而應之 物の發動を視て、之に應じ、機を視て策を施すは、輕重の眼目なり、

桓公曰、何謂來天下之財、管子對曰、昔者桀之時、女樂三萬人、

端諫晨樂聞於三衢是無不服
文繡衣裳者伊尹以薄之游女
工文繡纂組一純得粟百鍾於
桀之國

桓公曰く、何をか天下の財を來すといふ、管子對て曰く、昔し桀王の時に、女樂二萬人ありて、首端に諫く晨樂の聲は、城外の第三衢までも聞ゆ、是れ多くの女樂するもの、文繡の衣裳を服せざるものなし、伊尹は湯王の都の、毫にある、女工と文繡纂組の一束とを以て、粟百鍾を桀王の國より得たり、薄之游女工、薄は毫のこと、湯王の都の名なり、游女工は浮浪する女工にて、常業なきものをいふ、○一純一束といふごとし、純は讀て屯とす、屯は束なり、夫桀之國者、天子之國也、桀無天下憂飾婦女鐘鼓之樂、故伊尹得其粟而奪之流、此之謂來

非其有、使非其人、動言搖辭、萬民可得而親、桓公曰善

桓公曰く、何をか天下の民を致すと謂ふ、管子對て曰く、請ふ、州には一掌事の役人を置き、一里に米を五筭に積み、人民の正籍に與かる無きものは、正業なきゆゑに、長久に資本を貸し予へ、死して葬らざるものは、長く濟ふを得しめ、飢るものは食を得、寒るものは衣を得、死するものは葬るを得、資本あらざるものは、振ふを得しめよ、斯くすれば、天下の我に歸するものは、流水の如くなるべし、此れ之を天下の人民を致すといふ、故に聖人は善く其有にあらざるを用ひ、其民にあらざるを使ふ、言を動かし、辭を搖かし、萬民得て親しむ可し、桓公曰く善し、窮地を穿ちて、米を藏むる所とす、○無與正籍正籍とは正戸正人の籍をいふ、正籍に預るなしとは本業なくして、困窮するものをいふ、○長假返濟の期限を定めずして、資本を貸し附くるなり、

桓公問管子曰、夫湯以七十里

天下之財

夫れ桀王の國は、天子の國なり、桀は天下の憂なし、婦女を飾り、鐘鼓の樂を爲す、故に伊尹は、此の發動を見て、其粟を得て、之が流通する權を奪ひたり、此れ之を天下の財を來すといふ、得其粟而奪之流、其女服を重じ、粟を輕んずるを見て、毫に輕んずる所の、女工と文繡とを以て、粟百鍾を取り、流通する粟を奪ひたり、

桓公曰、何謂致天下之民、管子對曰、請使州有一掌、里有積五窮、民無與正籍者、予之長假、死而不葬者、予之長度、飢者得食、寒者得衣、死者得葬、不資者得振、則天下之歸我者、若流水、此之謂致天下之民、故聖人善用

之薄、兼桀之天下、其故何也、管子對曰、桀者冬不爲枉、夏不束柎、以觀凍溺、弛牝虎、充市、以觀其驚愕、

桓公は管子に問ひ曰く、夫れ湯は七十里の毫を以て、桀の天下を兼ねたり、其故は何ぞや、管子對て曰く、桀王は冬に杜を爲らず、夏に柎を束ねずして、人民の凍え溺るゝを觀覽し、牝虎を放ちて、市に満たしめ、人民の驚愕するを觀覽せり、至湯而不然、夷競而積粟、飢者食之、寒者衣之、不資者振之、天下歸湯、若流水、此桀之所以失其天下也、桓公曰、桀使湯得爲是、其故何也、湯王の如きに至りては然らず、競を夷げて、粟を積

む、飢るものは之に食はし、寒ゆるものは之に衣す、資本あらざるものは之を振ひたり、故に天下の湯王に歸する、流水の若し、此れ桀の其天下を失ふ所以なり、桓公曰く、桀は湯をして、是を爲すを得しむ、其故何ぞや、

管子曰く、女華者桀之所愛也、湯事之以千金、曲逆者桀之所善也、湯事之以千金、内則有女華之陰、外則有曲逆之陽、陰陽之議合而得成其天子、此湯之陰謀也、

管子曰く、女華といふものは、桀王の愛する所なり、湯王は之に事ふるに、千金を以てす、曲逆といふものは、桀王の善くする所なり、湯王は之に事ふるに千金を以てす、内には女華の陰に助くるあり、外には曲逆の陽に助くるあり、陰陽の議合ひて其天子の地位を取るを得たり、此れ湯王の陰謀なり、

窺はん、此れ謂はゆる五戰して、兵を用ゆるに至るなり、桓公曰く善し、

桓公欲賞死事之後、曰吾國者衢處之國、饋食之都、虎狼之所棲也、今每戰輿死扶傷、如孤茶首之孫、仰刺戟之寶、吾無由與之、爲之奈何、

桓公は、戰爭の爲に、國事に死したるもの、後を賞せんと欲して曰く、吾が國は衢處して、四通する國なり、他の地方より饋り來る米穀にて、食を取る都府なり、虎狼の如き、敵兵の侵害する所なり、今や戰ふごとに、死屍を輿ひ、傷を扶く、而して戰死者の遺孤なる當主、及び白頭なる祖父、及び遺孤の弟妹等は、戟を以て敵を刺し殺したる賞賜を仰ぎ望む、然れども、吾は之を與ふるに由なし、之を爲す奈何ん、蓋し賞を望むもの衆くして、財寶足らざるなり、如孤茶首之孫、如は而の意なり、孤は死者の子にし

女華。婦人の名なり、○曲逆。佞人の名なり、

桓公曰く、輕重之數、國准之分、吾已得而聞之矣、請問用兵奈何、管子對曰、五戰而至於兵、桓公曰、此若言何謂也、管子對曰、請戰衡、戰准、戰流、戰權、戰勢、此所謂五戰而至於兵者也、桓公曰、善、

桓公曰く、輕重する法と、國の平准の分とは、吾れ已に得て之を聞く、請ひ問ふ、兵を用ゆる奈何ん、管子對て曰く、五たび戰ひて、兵に至る、桓公曰く、此れ若の言ふ所は、何の謂ひぞや、管子對て曰く、請ふ、衡を戰はして、我國と彼國との匹敵如何を見ん、准を戰はして、彼我の平准を考へん、流を戰はして、財物の流移することを計らん、權を戰はして、彼我の孰れか重きかを察せん、勢を戰はして、國勢の孰か盛なるかを

て、當主なり、茶首は白髮の老人にして、死者の父なり、孫は孤の弟妹なり、

管子對曰、吾國之豪家、遷封食邑、而居者、君章之以物則物重、不章以物則物輕、守之以物則物重、不守以物則物輕、

管子對て曰く、吾が國の豪家にして、封を遷し、邑に食みて居るものは、穀を朝廷に致せば、之を旌表するに、雜帛の賞賜を以てす、然るときは、其物價重くなる、章はすに物を以てせざれば、其物價輕し、之を守るとに物を以てすれば、物重し、守るとに物を以てせざれば、物輕くなるべし、

故遷封食邑、富商蓄賈、積餘藏羨、時蓄之家、此吾國之豪也、故君請縞素而就士室、朝功臣世家、遷封食邑、積餘藏羨、時蓄之

家

蓋し、封を遷し、邑に食むもの、及び、富商や財を蓄ふる、賈人の餘りを積み、羨りを藏むるもの、及び、時み蓄へたる家は、此れ吾國の富豪なり、故に君は縞素の喪服を衣て、事務を謀る室に就て、功臣や、世家や、封を遷し邑に食み、餘を積み羨を藏むる家を、朝廷に召し集めよ、

遷封食邑。封を遷すは、領地を轉すること、邑に食むは、邑を領して、其收入を取り食ふものをいふ、

曰、城脆致衝、無委致圍、天下有慮齊、獨不與其謀、子大夫有五穀菽粟者、勿敢左右、請以平賈取之、子與之定其券契之齒、釜鑑之數、不得爲侈矣、

斯くして申渡すべし、曰く、城は脆くして、敵の衝突を致す、倉には米の委積無くして、寇賊の圍を致す、天下に濟を慮るあるも、子が輩獨り戰守の謀に與ら

ず、子大夫に、五穀や、菽粟あるものは、之を移動すること勿れ、平價を以て政府へ買取るべし、子は其穀類に就きて券契の數と、釜鑑の數とを定めよ、決して實際より増減することを得ず、

左右。は移動なり、○券契。は證書なり、○齒。は數なり、○釜鑑。鑑は區と同じ、一斗六升を一區といふ、四區を一釜といふ、○侈矣。侈は多なり、矣は少なり、

困窮之民間而糴之、釜鑑無止、遠通不推、國粟之賈、坐長而四十倍、君出四十倍之粟、以振孤寡、收貧病、視獨老窮而無子者、靡得相鬻、而養之、勿使赴於溝瀆之中、

困窮したる民は、政府の策を聞きて、穀價の騰貴せんことを恐れ、争ひて米を買ふ、釜鑑の計算、繁忙を加へ、米の遠く通ずるは、推し去るを待たず、國粟の價

は、坐ながら長して、四十倍となる、君は四十倍の粟を出して、孤寡の者を振ひ、貧にして病めるを收め養ひ、獨身者、老人、及び窮して子なきものを視て、救恤し、貧者も子を賣るを要せざらしめて、之を養ふべし、斯くして、溝瀆に、身を投せんとする困厄を濟ふべし、

若此則士爭前戰爲顏行、不偷而爲用、輿死扶傷、死者過半、此何故也、士非好戰而輕死也、輕重之分使然也、

此の如くするときは、士は争ひ前進し、戰ふに顔を犯し行くことを爲す、輕薄ならずして、用を爲し、死屍を輿ひ傷あるものを扶け、戰死するもの過半なり、是れ何の故なるや、士は戰を好んで、死を輕んずるにあらず、是れ物價高下の利用に由りて、然らしむるなり、

桓公曰、皮幹筋角之徵、甚重、重籍於民、而貴市之皮幹筋角、非

爲國之數也、管子對曰、請以令高杠柴池、使東西不相睹、南北不相見、

桓公曰く、皮骨筋角の徵求甚だ多し、重く民に籍税し、皮骨筋角を貴く買ひて納めしむるは、國を治る法に非るなり、管子對て曰く、請ふ令を以て杠を高くし、池に柴を植てしめ、東西相睹す、南北相見ざらしめん、

桓公曰、諾、行事、期年而皮幹筋角之徵去、分民之籍去、分桓公召管子而問曰、此何故也、管子對曰、杠池平之時、夫妻服簞、輕至百里、

桓公曰く、諾と、その事を行ふ、一周年にして、皮骨筋角の徵求の半を去る、民の税も半を去る、桓公曰く、此れ何の故なるや、管子對て曰く、杠や池の平かなる

ときは、人民夫妻は、竹にて造りたる食器を持ち、辨當を用意して、容易に百里の路を往反す、

今高杠柴池、東西南北不相睹、天酸然雨、十人之力不能上、廣澤遇雨、十人之力不可得、而恃夫舍牛馬之力、無所因、

今や杠を高くし、池に柴を植て、東西南北相睹ざるに、天は酸然として雨ふる、十人の力にても杠に上るべからず、廣き澤も雨に遇へば、柴ありて東西相見ず、水の漲溢知るべからず、十人の力も恃むべからず、此の時に當りては、牛馬の力を捨て因る所なし、酸然、凄然と同じ、雨の甚しき貌なり、

牛馬絶罷、而相繼死其所者、相望、皮幹筋角、徒予人而莫之取、牛馬之賈、必坐長而百倍、天下聞之、必離其牛馬、而歸齊若流、

故高杠柴池、所以致天下之牛馬、而損民之籍也、道若祕云、物之所生、不若其所聚、

牛馬も絶だ罷れ、相繼て高杜廣澤の所に死するもの、前後相望む、皮骨筋角は、徒らに人に予へて、之を取らなし、牛馬の價は必ず即坐に長じて百倍となる、天下の人、之を聞て其牛馬を離ちて、齊國に歸る、水の流の如く、皆來るなり、故に杠を高くし、池に柴を植てるは、天下の牛馬を致して、民の税を減損する所以なり、道若祕といふ書に云く、物の生する所は、其聚る所に若かず、

桓公曰、弓弩多、匡軫者、而重籍於民、奉繕工、而使弓弩多、匡軫者、其故何也、

桓公曰く、弓弩に、偏戻するもの多し、其ねぢれたるものありながら、人民より重き税を收む、弩弓の繕工を奉じて猶其偏戻の多きを免れざるは、其故は何ぞ

匡軫、は、偏戻して用を成さざるなり、管子對曰、鵠鶩之舍近、鵠鶩之通遠、鵠鶩之所在、君請式、璧而聘之、桓公曰、諾、行、事、期、年、而、上、無、闕、者、前、無、趨、人、三、月、解、匱、而、弓、弩、無、匡、軫、者、

管子對て曰く、鵠や鶩は其時、近きにあり、射るに易し、鵠鶩や、鵠鶩は、其道遠し、射るに難し、鵠鶩の在る所の人民には、璧を與へて、之を厚遇せよと、桓公曰く、諾と、此事を行ふ、一周年にして、弓弩多く足る、上に闕乏することなく、前に趨求する人なし、弓弩既に成り、三月に其繫束したる繩を解きて、復た偏戻屈撓せず、

鵠鶩、鵠に似て、大なるもの、シャモの類なり、○鵠、鵠は雁に似て大なるもの、羽毛白澤なり、鵠は、雁よりも大なり、後趾なし、毛に豹文あり、○解匱、

匱は匱に作るべし、繫懸の意なり、○式、以なり、召管子而問曰、此何故也、管子對曰、鵠鶩之所在、君式、璧而聘之、菹澤之民、聞之、越平而射遠、非十鈞之弩、不能中、鵠鶩、彼十鈞之弩、不得、裴檠、不能自正、故三月解匱、而弓弩無匡軫者、此何故也、以其家習其所也、管子を召し、問ひて曰く、此れ何の故ぞや、管子對て曰く、鵠鶩の在る所の人民には、既に璧を與へて、之を厚遇せり、故に菹澤に在るの民は、之を聞き、平地を越えて、遠地に射る、然るに、十鈞の弩にあらざれば、鵠鶩鵠鶩に中る能はず、而して十鈞の弩は、裴檠といふ、弓を正すの器械を得ざれば、自ら正すこと能はず、故に三月に匱を解きて、弓弩に偏戻屈撓の無きは、其家に事とする弓弩を造るに習ふを以てなり、

菑澤。菑澤とは、草木の茂りたる澤なり、○棗。楸。棗。楸に作るべし、

桓公曰、寡人欲籍於室屋、管子對曰、不可、是毀成也、欲籍於萬民、管子曰、不可、是隱情也、

桓公曰、寡人は屋室に税せんと欲す、管子對て曰く、不可なり、是れ成るものを毀つなり、税を避けんとして、室屋を毀つものあらん、桓公又萬民に残らず、税せん、管子曰く、不可なり、是れ情を隠すなり、税を避くる爲に、一家の人口を隱匿するあればなり、

欲籍於六畜、管子對曰、不可、是殺生也、欲籍於樹木、管子對曰、不可、是伐生也、然則安籍而可、
牛羊豚鷄狗馬の六畜に税せんと欲す、管子對て曰く、不可なり、是れ生物を殺すなり、税を避くるもの皆之

計議すれば、事の包有する所は大なり、王者は勢に乗じ、聖人は細微なる事を知りて、之れに乗じ、物情と一致して、其宜しきを制す、
○幼。は微小なり、
○罔。は有に通ず、

桓公曰、行事奈何、管子對曰、昔堯之五吏、五官無所食、君請立五厲之祭、祭堯之五吏、春獻蘭、秋斂落原魚、以爲脯、鯢以爲醢、若此、則澤魚之正、伯倍異日、則無屋粟、邦布之籍、此之謂設之以祈祥、推之以禮義也、然則自足、何求於民也、

桓公曰、然らば鬼神に税する事を行ふは、奈何ん、管子對て曰く、昔し堯帝の時に、五行の政を司りたる官吏は、其死後に祭られたるもの無し、請ふ此五官五吏の靈祭を立て、春は蘭を獻じ、秋は落原とて、草木

を殺せばなり、樹木に税せんと欲す、管子對て曰く、不可なり、是れ發生するものを伐ふなり、桓公曰く、然らば寡人は安くに税して可なるか、

管子對曰、君請籍於鬼神、桓公忽然作色曰、萬民室屋六畜樹木、且不可得籍、鬼神乃可得而籍夫、

管子は對て曰く、君請ふ鬼神に税せよ、桓公忽然と色を作して曰く、萬民又は室屋又は六畜、又は樹木も、且つ税するを得べからず、鬼神乃ち得て、税すべきかな、

管子對曰、厭宜乘勢、事之利得也、計議因權、事之罔大也、王者乘勢、聖人乘幼、與物皆宜、

管子は對て曰く、厭として權を爲し、宜として社を祭り、鬼神に祈請すれば、事の利を得るなり、權によりて、

の實熟し、原野に在るものを斂め、これを祭り、魚は脯となし、鯢は醢となせよ、此の若くすれば、澤に生する魚の征稅は、異日に百倍すべし、三家組合納むる粟を、屋粟といふ、邦中納むる布を邦布といふ、此等の税は廢すべし、此れ之を設くるに祈祥を以てし、之を推し尊ぶに禮義を以てすと謂ふなり、然らば自ら足るに至らん、何ぞ民に求むることあらんや、
○五吏。大なるを官といひ、小なるを吏といふ、
○五厲。村の政を分掌するなり、
○鯢。魚の子なり、
○澤魚。正。澤に生ずる魚を捕る税なり、
○伯。是れ征に同じ、
○祈祥。吉祥の幸福を祈ること、
○厲。は祭られざる靈鬼なり

桓公曰、天下之國莫強於越、今寡人欲北舉事、孤竹離枝、恐越人之至、爲此有道乎、

桓公曰、天下の國は、越より強きはなし、今や寡人は北方に事を舉げ、孤竹と離枝との二國を伐たんと欲す、越人が我の虚に乗じて、襲ひ至らんことを恐

る、此を制する道あるか、

管子對曰、君請遏原流、大夫立沼池、令以矩游爲樂、則越人安敢至、桓公曰、行事奈何、管子對曰、請以令隱、三川立員都、立大舟之都、大身之都、有深淵壘十仞、令曰、能游者賜千金、未能用金、千齊民之游水、不避吳越、

管子對て曰く、請ふ源流の水を遏めて、之を深くし、大夫は沼池に立て、游泳を以て樂と爲さしめん、此くすれば、越人は安んぞ敢て至らん、桓公曰く、其事を行ふ奈何、管子對て曰く、請ふ號令を以て之を隱密にし、越人に知らしめず、三川に圓き澗を立て、大舟大身の兩地にも、澗を造り、深き淵の八十尺あるものを作り、令して曰はん、能く遊ぶものには、千金を賜はんと、既にして、此策を行ひ、未だ千金を用ひざるに、

有百倍之利矣、是歲租稅九月而具、粟又美、

齊の北澤大火にして、其火光は齊君の堂下を照らすに至る、管子入りて、桓公を賀して曰く、吾が田野も辟け、農夫は必ず百倍の利あらんと、其年は租稅も、九月にして、全く納り、粟も美し、

桓公召管子而問曰、此何故也、管子對曰、萬乘之國、千乘之國、不能無薪而炊、今北澤燒、莫之續、則是農夫得居裝而賣其薪、糞一束十倍、則春有以割、夏有以決、芸、此租稅所以九月而具、

桓公は管子を召し、問ひて曰く、此れ何の故ぞ、管子對て曰く、萬乘の國も千乘の國も、薪無ければ炊くこ

齊民の游泳するもの、吳越の人に譲らざるに至れり、矩游、矩は句なり、水を遊ぶものは、必ず其身を句むに、因りていふ、○員都、圓形に水を澗する所なり、○不避、譲らずといふことなり、○壘、は累なり、

桓公終北舉事於孤竹、離枝、越人果至、隱曲、蓋以水齊、管子有扶身之士五萬人、以待戰於曲蓋、大敗越人、此之謂水豫、

桓公は、終に北の方に、事を孤竹と離枝との國に舉ぐ、越人果して至り、曲蓋とて、士卒を牆壁に隱匿し、齊國に水を灌んとす、管子は、水に習ひたる士、五萬人あり、戰を曲蓋に待ちて、大に越人を敗りたり、此れ之を水豫といふ、豫め水に備ふるを以てなり、扶身之士、身を水に浮ぶ士なり、扶は浮に同じ、齊之北澤燒、火光照堂下、管子入賀、桓公曰、吾田野辟、農夫必

と能はず、今や北澤焼けたり、此に薪を續くことなれば、農夫は負販を要せず、居ながら裝ひて、其薪を賣ることを得、一束の價は十倍すれば、春の租を割すことも十分なるべく、夏の芸を決することも十分なるべし、此れ粟の實ること、必ず多し、租稅の九月にして全く納まる所以なり、薪糞、大なるを薪といひ、小なるを糞といふ、

桓公憂北郭民之貧、召管子而問曰、北郭者、盡屨縷之眈也、以唐園爲本利、爲此有道乎、管子對曰、請以令禁、

桓公は、北郭の民の貧なるを憂へ、管子を召し問ひて曰く、北郭は盡く屨を捆ち、婦は縷を鬻きて糊口する貧民なり、又塘を築き、水を防ぎ小園を爲り、菜果を種ゑて、纔に本業の利益を取る窮民なり、之を治めて富ましむるに、道あるか、管子對て曰く、請ふ禁令を以て北郭の便を圖らん、唐園、唐は塘に同じ、

百鍾之家不得事、トスルヲクツテ 鞮千鍾之家不得爲唐園、去市三百步者、不得樹葵菜、若此則空聞、有以相給資則北郭之甿、有所讎、其手搔之功、唐園之利、故有十倍之利、

其禁令に曰く、粟百鍾を得る家は、草屨を作ることを得ず、粟千鍾を得る家は、築塘の園を爲すを得ず、市を去る三百歩以内のものは、葵菜を種ゆることを得ずと、此の若く令するときは草屨葵菜の供給減少す、故に空く此令を聞きても、既に以て北郭の貧民に資本を貸して、産出を助るものあらん、北郭の貧民も、其産物の賣れ易きに由り、手搔し勞したる功に酬ゆるを得ん、斯くして築塘の園の利益も、従前に十倍せん、蓋し此供給を減じて、需用を増し、以て北郭の民を富ますなり、
葵菜。唐國に生ずる菜の名なり、○鞮は草屨なり、

金吾能令農毋耕而食、女毋織而衣、

且つ楚の黄金あるは、齊の牆を築く石あるに中る、苟も之を操るに工ならず、之を用ゆる善からざる時は、天下の人は、睨みて之を見ん、唯だ人の怨を受けるのみ、夷吾をして、楚の黄金を使用せしめば、吾れ能く農をして耕すなくして食ひ、女をして織るなくして衣ることを得しめん、
○是は視るなり、○居は置なり、使用なり、

今齊有渠展之鹽、請君伐菹薪、煮水爲鹽、正而積之、桓公曰、諾、十月始正、至於正月、成鹽三萬六千鍾、召管子而問曰、安用此鹽而可、

今や齊に渠展の鹽あり、請ふ君は枯草及び薪を伐り

○手搔之功。其手爬したる功とは、草屨を作り、或は縷を造りたる功なり、○讎。酬なり、○甿。民なり、
管子曰、陰王之國有三、而齊與在焉、桓公曰、此若言可得聞乎、管子對曰、楚有汝漢之黄金、而齊有渠展之鹽、燕有遼東之煮、此陰王之國也、

管子曰く、諸侯にして、其實は王者の利あるものを、陰王の國といふ、此國は天下に三つあり、齊もこれに與りて在り、桓公曰く、此れ若の言の意は、聞くを得べきか、管子對て曰く、楚に汝漢の黄金あり、而して齊には渠展の地に産する鹽あり、燕には遼東に煮て造る鹽あり、此れ皆陰王の國なり、
且楚之有黄金、中齊有蓄石也、苟有操之不工、用之不善、天下倪而是耳、使夷吾得居楚之黄

て、海水を煮て、鹽を爲れ、之を征税として、政府に積み置くべし、桓公曰く、諾と、十月より始めて行ひ、明年の正月に至り、鹽を成すこと三萬六千鍾あり、管子を召して曰く、如何に此の鹽を用ひて可ならんか、
菹。は枯草なり、○正而始正。の兩正字は、征税の意なり、

管子對曰、孟春既至、農事且起、大夫無得繕冢墓、理宮室、立臺榭、築墻垣、北海之衆、無得聚庸、而煮鹽、若此、則鹽必坐長而十倍、桓公曰、善、行、事、奈何、

管子は對て曰く、孟春既に至る、農事まさに起らんとす、大夫には、塚墓を繕ひ、宮室を理め、臺榭を立て、墻垣を築く等の事を許すなかれ、北海の衆には、傭徒を聚めて、鹽を煮ることを許すなかれ、此の若くせば、鹽の價は、必ず即坐に長じて、十倍とならん、桓公曰く、善し、其販賣を行ふ奈何、

管子對曰、請以令糶之梁趙宋衛濮陽、彼盡饋食之國也、無鹽則腫、守圉之國、用鹽獨甚、桓公曰、諾、乃以令使糶之、得成金萬一千餘斤、

管子對て曰く、請ふ令を以て、之を梁、趙、宋、衛、濮陽に糶ん、彼は盡く他國より鹽を仰ぐ、饋食の國なり、鹽なければ、人民腫れ、病となる、故に敵兵を防禦する國は、鹽を用ゆること獨り甚し、桓公曰く、諾と、乃ち令を以て、之を糶しむ、良金一萬一千餘斤を得たり、
饋食之國 他國より鹽を取りて、之を食ふ、故に、饋食の國といふ、○成金 良金なり、○圉 は禦なり、○糶 は賣り出すなり、

桓公召管子而問曰、安用金而可、管子對曰、請以令使賀獻、出

乘之國、必有百金之賈、非君之所賴也、君之所與也、

管子曰く、萬乘の國は、必ず萬金の賈あり、千乘の國は、必ず千金の賈あり、百乘の國は、必ず百金の賈あり、然れども、是等の富家は、國君を助くる者に非ず、唯國君より財貨を與ふるのみ、

故爲人君而不審其號令、則中一國而二君二王也、桓公曰、何謂一國而二君二王、管子對曰、今君之籍取、以正萬物之賈、輕去其分、皆入於商賈、此中一國而二君二王也、

故に人君となりて、其號令を審にせざれば、一國にして、二君二王あるに中なるなり、桓公曰く、何をか、一國にして、二君二王といふ、管子對て曰く、今君の賦課法に由り、以て萬物に征稅する價輕し、僅に其半分を去

正籍者必以金、金坐長而百倍、運金之重、以衡萬物、盡歸於君、故此所謂用、若挹於河海、若輸之給馬、此陰王之業、

桓公は管子を召し問ひて曰く、安くに金を用ひて可なる、管子對て曰く、請ふ大利を得たるを賀して、物を獻せしめ、其獻上の物品が、人民の本業より出るときは、必ず金を以て納めしめよ、斯くすれば金は需用多きに由り、即坐に價百倍に騰貴すべし、此金の重き貴きを運轉して、萬物を買ふ、故に、萬物は盡く君に歸す、是れ所謂運用の術なり、水を河海に挹むが如く盡ることなし、運輸に馬を給する如く便利なり、此れ隱然たる王者の業なり、
衡 は平なり、金價と物價と相平均す、故に買ふ意なり、

管子曰、萬乘之國、必有萬金之賈、千乘之國、必有千金之賈、百

乘之國、必有百金之賈、非君之所賴也、君之所與也、

管子曰く、萬乘の國は、必ず萬金の賈あり、千乘の國は、必ず千金の賈あり、百乘の國は、必ず百金の賈あり、然れども、是等の富家は、國君を助くる者に非ず、唯國君より財貨を與ふるのみ、

故爲人君而不審其號令、則中一國而二君二王也、桓公曰、何謂一國而二君二王、管子對曰、今君之籍取、以正萬物之賈、輕去其分、皆入於商賈、此中一國而二君二王也、

故に人君となりて、其號令を審にせざれば、一國にして、二君二王あるに中なるなり、桓公曰く、何をか、一國にして、二君二王といふ、管子對て曰く、今君の賦課法に由り、以て萬物に征稅する價輕し、僅に其半分を去

桓公曰、此若言何謂也、管子對曰、山林菹澤草萊者、薪蒸之所出、犧牲之所起也、故使民求之、使民籍之、因以給之、

桓公曰、此れ若の言は何の謂ぞや、管子對て曰く、山林菹澤草萊は薪蒸の産出する所にて、犧牲たる牛羊の起る所なり、故に、人民をして、之を求めしめ、人民をして之を買はしめて、之を給す、此利源の地を遺棄せざるを要す、

私愛之於民、若弟之與兄、子之與父也、然後可以通財交殷也、故請取君之游財、而邑里布積之、

私愛の情の人民に於けるや、弟と兄と子と父との若くなるべし、然る後に、以て財を通じて、交情の盛なるを得べし、故に君の餘財あるときは、之を邑里に布

且至、趣芸壅培、六時制之、臣給至於國都、善者鄉、因其輕重、守其委廬、故事至而不妄、然後可以立爲天下王、

春日には田を耕し、稻を割し、土を深く耕す、次日には麥を刈る、次日には芋を植ゆ、次日には麻を樹ゆ、次日には菜を抜き、次日には大雨まさに至らんとす、芸り壅ぎし培するを促かし、此の六時を以て、農民を制す、臣下の下邑に在るもの、未納の税を供給して、國都に至り、又國策を善くするもの、郷邑に居り、物價の輕重に因りて、農産蓄積の廬を守り謹しむ、故に事至りて、妄謬することなし、心を用ひて周密なる、此の如し、然る後に、立て天下の王となる可きなり、次日、次日とは、其次の季節の變する時をいふ、今日の次日といふにあらず、○芸壅培、芸は草を刈り、壅は缺けたる堤防等を理め、水の入るを壅ぐ、培は糞肥を入ることなり、○臣給、至於國都、給は拾に作るも可なり、臣下の下邑に在るもの、四方の税の至らざる

き積み、人民に貸すこと便なるべし、
游は餘なり、
陽春蠶桑、且至、請以給其口食、
箇曲之彊、若此、則絳絲之籍、去分、而斂矣、且四方之不至、六時制之、

陽春至れば、蠶を養ひ、桑の葉を採る事起らんとす、請ふ以て、其口食の粟や、箇と曲との錢を給し足さん、此の如くすれば、債を償ふに、絳絲を以て上納するるとき、半分を去りて、斂めしむべし、且四方の税の至らざるは、次章に述る如く、六時を以て之を制せん、箇曲、箇の字は箇に作るべし、曲は葦薄をいふ、箇と曲とは養蠶の具なり、○彊、鋤と通ず、錢のことなり、○絳絲、繭の滓より引き取るもの、俗に玉絲といふ絲の粗なるものなり、

春日傳耜、次日穫麥、次日薄芋、次日樹麻、次日絕菹、次日大雨

管子曰、一農不耕、民或爲之飢、一女不織、民或爲之寒、故事再其本、則無賣其子者、事三其本、則衣食足、事四其本、則正籍給、事五其本、則遠近通、死得藏、

管子曰く、一農の耕さざる、民或は之が爲に飢ることあり、一女の織らざる、民或は之が爲に寒のことあり、故に農事に其本ある、培、芸を再度するときは、五穀の熟する寡少なれども、其子を賣りて糊口するには至らず、其本を三度すれば、米穀の熟する多きゆゑに、衣食足る、其本を四度するときは、定制の納税も完済す、其本を五度するときは、遠近の交際も通じ、人死して葬ることを得、
其本、農事の本とは、培ひ耘り或は灌ぐことをいふ、

今事不能再其本而上之求焉
無止是使姦涂不可獨行遺財
不可拘止隨之以法則是下艾
民

今や、政府は人民を使役する多し、故に農事は、其本なる培と耘とを、再度續行する能はず、而して上より租税を要求すること、止む無し、是を以て官道の外の私道には、盜賊多くして、獨り行くべからず、餘財を有するものは、これを家に置く能はず、盜賊に奪ひ去らる、政府はこれに隨ふに、法律を以てして、盜賊を捕縛し、罪に行ふ、是れ下に向ひて、人民を艾り傷るなり、
姦涂。官道に非ずして、人民の私に爲りたる小道なり、○遺財。人民の私に貯へ遺したる金をいふ、○艾は艾なり、

食三升則鄉有正食而盜食二升則里有正食而盜食一升則

五穀三分賈而去是君朝令一怒布帛流越而之天下

且つ君は、朝に收税の號令を發して、夕に具るを求む、是に於て、民の資力有るものは、其財を出し、無きものは、其衣や屨を賣りて、これを調達す、農夫は其五穀を糶り、常價三分の一に賣りて去る、是れ君の朝令一怒に由り、布帛は流れ越えて、天下に散じ之くなり、

君求焉而無止民無以待之走
亡而棲山阜持戈之士顧不見
親家族失而不分民走於中而
士遁於外此不待戰而內敗

君の責め求ること止むなきゆゑに、人民は、其徵税に應ずる供給を爲すもの無し、皆走り亡げて、山阜に隠れ棲む、君は侍衛の士を賤み、戈を持つ者は、却て親しまれず、其家族も亡失して、財は分たれず、故に人民は國中を逃げ走りて、士は國外に遁る、此の如き

家有正食而盜今操不反之事
而食四十倍之粟而求民之無
失不可得矣

男は月に四石を食ふ、女は月に三石、兒童は月に二石、これを通じて、一人毎月三石を食ふ、蓋し玄米なり、之を常年の食とす、今や日に食ふ三升、(我邦の二合五勺餘となる、之を春けば二分を去り、二合零五撮餘となる)、常年の三分一、即ち毎月九斗の食に當らず、故に郷中には、一家の生計を立て、正食しながら、盜みするものあり、食二升となるときは、里中に正食しながら、盜みするものあり、食一升となれば、家中に正食しながら、盜みするものあり、今日農民は、重税を政府に納む、是れ物を出して、反らざる事を操るなり、而して平時より貴き四十倍の粟を食ふ、其困乏は甚し、然るに政府は人民の過失なきを求む、是れ得べからざるなり、蓋し君が輕重の法に通せざるなり、
且君朝令而求夕具、有者出其財、無有者賣其衣屨、農夫糶其

は、敵と戦ふを待たず、先づ、内において敗亡する道なり、

管子曰、今爲國有地牧民者、務在四時、守在倉廩、國多財則遠者來、地辟舉則民留處、倉廩實則知禮節、衣食足則知榮辱、

此は、牧民篇の一節を重ねて述るなり、管子曰く、今や國を爲め、地を有ち、人民を牧養する要務は、春夏秋冬の號令を宜しくし、五穀を産殖するに在り、倉廩を守るに在り、國に財多ければ、遠きもの來る、地辟け起れば、荒蕪の處なきゆゑに、人民は留り處る、倉廩充實すれば、禮儀節操を知るに至り、衣食足れば、榮譽恥辱を辨するを得べし、

今君躬犁墾田、耕發草土、得其穀矣、民人之食、有人若干步畝之數、然而有餓餒於衢閭者、何

也、穀有所藏也、

今や君は、躬ら墾きたる田を犂き、草土を耕し發き、其穀を得る、民人の食は、人ごとに、若干歩畝の數ありて、一年の食は足るなり、然るに、街道里門の内に、餓死するものあるは何ぞや、是れ富豪が穀を貯藏して、流通せしめざればなり、

人若干歩畝之數。一人ごとに、一年に食するは、十畝の收むる所を以て率とす、○衢閭。衢は街道なり、閭は里門なり、

今君鑄錢立幣、民通移、人有百十之數、然而民有賣子者、何也、財有所并也、故爲人君、不能散積聚、調高下、分并財、君雖疆本趣耕發草立幣、而無止、民猶若不足也、

今や君は、錢を鑄て、貨幣を成し、人民の通移する、一人に幾百幾十との數あり、然るに、民の貧にして、子を賣るものあるは何ぞや、財幣を併合して、一人に多く有つものあればなり、故に人君となりて、貨物の積聚を散じ、物價の高下を調へ、併財を分たしむる能はざれば、君は本農を勉めて、耕作を促がし、草萊を發き、貨幣を成して、止むなしといへども、人民は猶ほ足らざるが如し、

人有百十之數。貨幣を造るに、其國其時の人口を算して配當す、一人には幾百幾十との率あり、

桓公問於管子曰、今欲調高下、分并財、散積聚、不然則世且并兼而無止、蓄餘藏羨、而不息、貧賤、鰥寡、獨老、不與得焉、散之有道、分之有數乎、

桓公は、管子に問ひて曰く、今や高下を調へ、併財を分ち、積聚を散せんと欲す、若く爲さざれば、世人猶併兼して止むなく、餘りを蓄へ、羨を藏めて息まず、

數、欺諸侯者、無權與、

桓公獨り先づ、之を問ふもの四たび、因て癸乙管子寧戚と相與に、四人對坐す、桓公曰く、輕重する術數を請ひ問ふ、癸乙曰く、重く其人民に税するときは、其人民の心を失ふ、數く諸侯を欺くときは、權威あるもの其欺くを怒り、肯て同盟國とならず、

管子差肩而問曰、吾不籍吾民、何以奉車革、不籍吾民、何以待鄰國、癸乙曰、唯好心爲可耳、

管子は、肩を差へ並び坐し、問ひて曰く、吾は吾が下民に税せざれば、何を以て、兵車甲冑に奉せんや、吾が下民に税せざれば、何を以て、鄰國を待遇せんやと、癸乙曰く、唯だ好心とて、智慮を以て可とするのみ、

好心。好は孔なり、智慮あるものの心に、孔竅ありとの古説に由り、智慮のことを好心といふ、

故に、貧、賤、鰥、寡、獨、老の六者は、財を得るに與からず、因て此積財を散するに道あるか、之を分つに法あるか、

鰥。は妻を喪ひたる者なり、○寡。は夫を喪ひたる者なり、○獨。は獨身なり、

管子對曰、唯輕重之家、爲能散之耳、請以令輕重之家、桓公曰、諾、東車五乘、迎癸乙於周下原、

管子は對て曰く、唯だ物價の輕重を行ふ理財家は、能く之を散することを爲すのみ、請ふ令を輕重家に下さん、桓公曰く、諾と、乃ち車五乘を東方に向はしめ、周下原に往きて、癸乙といふ、輕重家を迎へたり、

周下原。齊東の地名なり、

桓公問、四、因與癸乙、管子寧戚、相與四坐、桓公曰、請問輕重之數、癸乙曰、重籍其民者、失其下、

夫好心則萬物通、萬物通則萬物運、萬物運則萬物賤、萬物賤則萬物可因、知萬物之可因而、不因而奪於天下、奪於天下者、國之大賊也、

夫れ智慮を運らす時は、萬物流通す、萬物流通すれば、萬物運轉す、萬物運轉すれば、萬物賤し、萬物賤しければ、其賤しきに因り、之を蓄積して、價の昂騰するを待つべし、萬物の因りて利すべき時機を逸し、之を取るを知らざる時は、其利は必ず天下に奪ひ去らるべし、利を天下に奪はるゝ是れ國の大害賊なり、桓公曰、請問好心萬物之可因、癸乙曰、有餘富、無餘乘者、責之、卿諸侯、足其所、不賂其游者、責之、令大夫、

を以て之を貴くす、之を三淮同策と稱す、此術を知れば、天下を治るを得べし、

不知三淮之同策者、不能爲天下、故申之以號令、抗之以徐疾也、民乎其歸我、若流水、此輕重之數也、

穀と金と幣の、三淮同策するを知らざるものは、天下を爲ること能はず、故に之を申ぬるに號令を以てし、其時機に應じて、之を擧げ行ふに、徐と疾とを以てす、斯くすれば、民の我に歸すること流水の若し、此れ輕重の理法なり、

桓公問於管子曰、今傳戟十萬、薪菜之靡、日虛十里之衍、頓戟一譟而靡幣之用、日去千金之積、久之且何以待之、

桓公問ひて曰く、好心にして、萬物の因る可きは如何、癸乙曰く、餘富ありながら、餘る兵車のなきは、其人が吝嗇なるに由る、故に之を卿に責むべし、其居所にて、十分なる生活を爲しながら、游歴の士に、物を賂らざるは、其人が私利を貪るに由る、故に之を令大夫に責むべし、斯くして諸侯及び大夫を戒む、卿諸侯 諸侯に卿たるもの、即ち諸侯の臣の重きものにて、長大夫の上在り、○令大夫 都邑を領する長大夫なり、

若此則萬物通、萬物通則萬物運、萬物運則萬物賤、萬物賤則萬物可因矣、故知三淮同策者、能爲天下、

癸乙猶其説を述べて曰く、此の如くすれば、萬物流通す、萬物流通すれば、萬物運轉す、萬物運轉すれば、萬物は賤し、萬物賤しければ、萬物は因りて貯蓄すべきなり、故に、穀、金、幣、の三者を輕重し、金を中間に置き、穀貴ければ、金を以て之を賤くし、幣賤ければ、金を

桓公は管子に問ひて曰く、今や傳戟を持ちたる軍十萬を興せば、薪菜の消費すること、十里の廣野を虚しくす、戟を頓らし、軍を屯する、一譟して幣を靡すこと、一日に千金の積蓄を減じ去る、之を久しくすると、きは、何を以て之を待たんとするか、傳戟 敵を刺す戟をいふ、傳は刺と同じ、○靡 は費なり、○頓 は鈍なり、○譟 は喧なり、

管子對曰、粟賈平四十、則金賈四千、粟賈釜四十、則鍾四百也、十鍾四千也、二十鍾者爲八千也、金賈四千、則二金中八千也、

管子對て曰く、粟の價は、一釜に錢四十なり、金の價は、一金に錢四千なり、粟價一釜四十なれば、一鍾にて四百なり、十鍾にて四千なり、二十鍾にては、八千となる、故に、金價は錢四千なれば、二金にて錢八千に中り、粟二十鍾に當る、粟賈平四十則 の平は、釜に作るべし、則是衍字なり、○賈 は價に同じ、○釜 は六斗四升なり、○鍾

は六石四斗なり、

然則一農之事終歲耕百畝百畝之收不過二十鍾一農之事乃中二金之財耳故粟重黃金輕黃金重而粟輕兩者不衡立然らば一農の事は終歲百畝を耕し百畝の収入は二十鍾に過ぎず一農の事は乃ち僅に二金の財に中のみ故に粟重くして黃金輕し黃金重くして粟輕し此の兩の者は平衡に立つを得ず

故善者重粟之賈釜四百則鍾四千也十鍾四萬二十鍾者八萬金買四千則是十金四萬也二十金者爲八萬

故に輕重を善くするものは粟の價を重くす粟一釜にて錢四百なれば一鍾にて錢四千なり十鍾は四萬なり二十鍾は八萬なり金の價は一釜にて錢四

之所使也

管子曰く、漣然として太鼓を撃てば、士は忿り怒る、鎗然として金を撃てば、士は帥然として、急遽に桐鼓を策ち、之に従ふ、死屍を與ひ、傷者を扶け、争ひ進みて止むことなし、是れ、口は食を満たし、手は錢を満たす爲めなり、敵は惡むべきも、父母の仇より大なるにあらず、然るに斯の如く、士の進み戰ふは、何ぞや、蓋し重祿と重賞とに誘はれて、此に至るなり、桐は洞に作るべし、洞は深なり、深鼓は大鼓なり、○用は食用なり、祿米なり、

故軒冕立於朝爵祿不隨臣不爲忠中軍行戰委予之賞不隨士不死其列陳然則是大臣執於朝而列陳之士執於賞也

故に、軒に乗り冕服して、朝廷に立つも、爵位俸祿、これに隨はざれば、臣は忠を爲さず、軍中にて戰を行ふに、委ね予ふる賞與なければ、士は其の列陳に死せ

千なれば、十金にて錢四萬なり、二十金は八萬となる、斯くして粟價は、十倍に騰貴したる割合なり、故發號出令曰一農之事有二一十金之策然則地非有廣狹國非有貧富也通於發號出令審於輕重之數然

故に號を發し、令を出して曰く、一農の事は、二十金の策ありと、然らば、地は廣狹を變ずるにあらず、國は貧富を改るに非ず、唯能く號を發し、令を出すに通じ、輕重の法を審にすれば、此の如く、米價を貴くするを得るなり、

管子曰、漣然擊鼓士忿怒鎗然擊金士帥然策桐鼓從之與死扶傷爭進而無止口滿用手滿錢非大父母之仇也重祿重賞

す、然らば大臣も、朝廷に位祿ありて、其節義を守る、列陳の士も、賞與ありて、其忠烈を致すなり、

故使父不得子其子兄不得弟其弟妻不得有其夫唯重祿重賞爲然耳故不遠道里而能威絕域之民不險山川而能服有恃之國發若雷霆動若風雨獨出獨入莫之能圍

故に父も其子を子とするを得ず、兄も其弟を弟とするを得ず、妻も其夫を有することを得ず、子弟夫は、父兄妻を捨て、戰に死す、是れ唯だ重祿と重賞とに由りて、然るを致すのみ、故に道里を遠しとせずして、能く絶域の民を威すことあり、山川を險阻とせずして、能く險固の恃みある國を取るにあり、其發するは、雷霆の若く、其動くは、風雨の若く、獨り出で獨り入る、之を能く圍ぐ者無し、

桓公曰、四夷不服、恐其逆政、游於天下、而傷寡人、寡人之行爲、此有道乎、管子對曰、吳越不朝、珠象而以爲幣乎、發朝鮮不朝、請文皮、旌服而爲幣乎、

桓公曰く、四夷服従せず、恐らくは此類の逆政が、天下に流れて、寡人を傷るに至らん、寡人は之を服従せしめんと欲す、此に道あるか、管子對て曰く、是れ、彼に利益を示して招くべし、吳越來朝せざれば、珠と象牙とを以て、幣と爲して、入貢せしめん、發と朝鮮との兩國來朝せざれば、請ふ文皮とて、虎豹の皮、旌服とて、韋の裘、此の兩品を幣と爲して、入貢せしめん、禹氏、不朝、請以白璧爲幣乎、崑崙之虛、不朝、請以璆琳琅玕爲幣乎、故夫握而不見於手、含而

黃金を鍍化し、其廣を皮と均しくして、皮價は其金の如し、

懷而不見於抱、挾而不見於掖、而辟千金者、白璧也、然後八千里之禹氏、可得而朝也、簪餌而辟千金者、璆琳琅玕也、然後八千里之崑崙之虛、可得而朝也、

其形は小なり、之を懷にして抱くも見はれず、挾みても、掖に見はれず、而も能く千金を辟すものは、白璧なり、然る後に、八千里なる禹氏も、得て朝せしむべきなり、簪、珥にして、千金を辟すものは、璆琳琅玕といふ寶石なり、彼は小石を以て、大金を獲る巨利あり、斯くて、崑崙の墟の夷も、來朝すべし、掖、腋と同じ、脇のことなり、○簪餌は、カンザシとミミダマとなり、餌は珥の誤なり、

故物無主、事無接、遠近無以相

不見於口、而辟千金者、珠也、然後八千里之吳越、可得而朝也、

禹氏の來朝せざる、白璧を以て、幣とせん、崑崙の墟の來朝せざる、請ふ璆琳琅玕との名石を以て、幣とせん、蓋し洵に、握りて手より見はれず、含みて口より見はれず、其の小き品にて、千金の交換價格あるものは、珠なり、此珠を持ち來りて、中國の千金と交易せしむ、斯くして、八千里の遠き吳越も、來朝すべし、不見於手、は手中より露はれざる、至小の物なり、○璆琳琅玕は、玉に次ぐ珍石なり、○辟千金は、千金に直るなり、一豹之皮、容金而金也、然後八千里之發、朝鮮、可得而朝也、一豹の皮は、黃金を包容して、其皮の價は、包容する所の黃金の如し、遠夷も、此の皮を以て、金を取る利益に由り、入貢す、然る後に、發と朝鮮との遠國も、來朝せしむべし、容金而金、而は如なり、或は曰く、容は讀て鎔とす、

因、則四夷不得而朝矣、

故に、物に之が主となるなく、事に之を接待するなく、遠きと近きと、利益の相因縁することなきときは、四夷の國も、來朝せしむるを得ず、四夷を來朝せしむる策として、彼に産する珠、象、文皮、白璧、琳琅等の物を幣と定め、千金を以て換ふるゆゑに、彼は遠き地より、中國に至る、是れ中國の夷狄を御する術數なり、

輕重乙第八十一

管子輕重十四

此は前編に續きて、事の繁細なるを述ぶ、

桓公曰、天下之朝夕、可定乎、管子對曰、終身不定、桓公曰、其不定之說、可得聞乎、管子對曰、地之東西二萬八千里、南北二萬

六千里天子中而立

桓公曰、天下は朝夕に定む可きか、管子は對て曰く、終身定らざるものなり、桓公曰く、其定らずといふ説は、聞くを得べきか、管子對て曰く、地の東西は、二萬八千里ありて、南北は二萬六千里なり、天子は其中央にして立つ、

國之四面、面萬有餘里、民之入正籍者、亦萬有餘里、故有百倍之力而不至者、有十倍之力而不至者、有倪而是者、則遠者疏疾怨上、

國の四面は、面ごとに萬有餘里あり、人民の納稅資格に入る地方も、萬有餘里なり、故に我は百倍の力を用ゆるも、歸服せざるもの有り、十倍の力を用ゆるも來らざるものあり、睨みて視れば、遠方のものは、疏外して、我を疾み怨む、倪而是者、倪は睨に作るべし、是は視るなり、

爲君憂

桓公曰く、其霸の事を行ふは奈何、管子對て曰く、請ふ之が爲めに、封土班列を、天下の傍側に立てん、天子は中立して、其地は方千里とす、諸侯を兼ね並せて覇たる地は、三百有餘里とす、小諸侯は、方百里とす、負海の地の子男爵は、方七十里とす、此の如く、大小強弱を定れば、大の小に於ける勢は、胸の臂を使ひ、臂の指を使ふが如し、然らば、小國も、人民より利を分ち取る能はず、物價の高低と、物財の多少とを、推移運轉する富豪が、下民の中に在るも、人君の憂患を爲すに至らず、

此は小なり、〇度は方なり、四方を度るなり、〇壤列は封土を領し、爵位を以て、班列することをいふ、〇負海子男は、遠僻に在りて、海を控へたる、子男爵の諸侯なり、〇徐疾は、物貨を徐し疾して、其價を高低せしむるなり、〇羨は餘なり、羨不足は多少なり、

夫海出沔無止、山生金木無息、草以時生、器以時靡、幣沔水之

邊竟諸侯、受君之怨、民與之爲善、缺然不朝、是天子塞其塗、熟穀者去、天下之可得而霸、

斯くして邊地境土に在る諸侯は、天子の怨民を受け、之と親しみ結び、缺然として不足の心を持ち、天子に朝せず、是れ天子の失計にて、其塗を塞ぎ來らしめざるなり、是に於て、穀を熟せしむる、農夫も、天子に背き去る、此時に天下は、霸業を興すべきなり、

桓公曰、行事奈何、管子對曰、請與之立壤列、天下之旁、天子中立、地方千里、兼霸之壤、三百有餘里、此諸侯度百里、負海子男者、度七十里、若此、則如胸之使臂、臂之使指也、然則小不能分於民、推徐疾羨不足、雖在下、不

鹽、以日消、終則有始、與天壤爭、是謂立壤列也、

夫れ海は、沔とて、潮水を沙にて漉し、煮て鹽となるものを出して、止むことなし、山は金や材木を生ずること息むなし、草は時を以て生じ、器は時を以て消費し弊る、沔水の鹽は、日々に賣り捌き、終れば更に始る、天地と共に永續す、其盡ることなし、是を壤列を立るといふ、即ち諸侯の領地を定めて、好位地に居るを善とす、

靡幣、靡は費ゆるなり、幣は弊に作るべし、武王問於癸、度曰、賀獻不重、身不親於君、左右不足、友不善於群臣、故不欲收穡戶籍、而給左右之用、爲之有道乎、

昔し周の武王は、癸度に問ひて曰く、賀して獻するに、其物重からざれば、我の仕ふる君に、親愛せられず、君の左右の臣に賂するに、其物足らざれば、交友

の際に於て、群臣に親厚なるを得ず、故に多く獻じ、多く賂せんと欲す、然れども、之を我領地の戸戸の正税より取るを欲せず、之を爲すに、道有るか、
 穡は畜と通じ用ゆ、收め聚るなり、○戸籍は、每户に課する正税なり、○君は殷の紂王なり、○給左右之用は、紂王の侍臣の費用として、差し出なり、
 癸度對曰、吾國者衢處之國也、遠結之所通、游客蓄商之所道、財物之所遵、故苟入吾國之粟、因吾國之幣、然後載黃金而出、
 癸度は對て曰く、其獻納贈賄の財源は、物價輕重の法に依るべし、蓋し吾周の國は、四方交通の國なり、遠國より粟を納むるものも通行し、游客及び富蓄の商人も通行し、天下の財物も經過す、故に苟くも來りて、吾周への粟を納め、吾周への貢物を獻するものは、其の交易に、黄金を取りて、出で去る、
 遠結は遠國より納むる粟なり、

故君請重、重而衡輕、輕運物、而相因、則國策可成、故謹毋失其度、未與民可治、武王曰、行事奈何、癸度曰、金出於汝漢、之右衢、珠出於赤野之末光、玉出於禺氏之旁山、此皆距周七千八百餘里、
 故に、君は黄金の價を重くせよ、黄金を重くして、他の輕き價の諸物品を平衡せば、輕價の物は、其類の品を運致して、相因らん、然るときは、輕重理財の國策成るべし、故に謹て、其輕重の度を失ふこと毋れ、是れ政府の術數に由るのみ、民と共に治む可らず、武王曰く、其金價引上の事を行ふ方法は、如何、癸度曰く、金は汝漢の川の流域の西北部より出づ、珠は赤野の末光といふ地より出づ、玉は禺氏の傍山より出づ、此れ皆周を距る、七千八百餘里なり、

其涂遠、其至隄、故先王度、用於其重、因以珠玉爲上幣、黃金爲中幣、刀布爲下幣、故先王善高下中幣、制下上之用、而天下足矣、
 斯の如く、金珠玉は、其産出の地遠くして其運び來る困難なり、故に先王は、其物の需用と供給とを考量して、其重價の品を利用す、因て珠玉を以て上幣とし、黄金を中幣とし、錢を下幣とす、故に先王は、善く中幣の價を高下して、下幣上幣の用を制す、而して天下足り、財政完し、必ずしも租税に頼るを要せず、

桓公曰、衡謂寡人曰、一農之事、必有一耜、一鋤、一鎌、一耨、一椎、一錘、然後成爲農、一車必有一斤、一鋸、一釘、一鑽、一鑿、一鉢、一鉢、一

軻、然後成爲車、

桓公曰く、臣衡といふもの、寡人に謂て曰く、一農の事は、必ず一耜、一鋤、一鎌、一耨、一椎、一錘の農具ありて、然る後に、農たるを成す、一の車には、必ず一斤、一鋸、一釘、一鑽、一鑿、一鉢、一鉢ありて、然る後に、車たるを成す、
 ○耨。草根を斫り除く具なり、○鉢。禾を穫る鎌なり、○釘。車の轂に在る鐵なり、○鉢。鑿の類なり、○軻。車の軸に接する具なり、

一女必有一刀、一錘、一箴、一鉢、一鋤、一鑽、一鑿、一鉢、一軻、然後成爲女、請以令、斷山木、鼓山鐵、是可以用毋籍而用足、
 一人の女には、必ず一刀、一錘、一箴、一鉢ありて、然る後に、女たる具を有す、是等は、世間必要の器なり、請ふ號令を以て、山の木を斷りて、炭となし、山の鐵を鑿に懸けて、鼓し鑄て、鐵器を作り、之に官の收利を算入して、重く賣らん、斯くすれば、諸民に籍税することなくして、國用は足るべしと、此の説は如何、

管子對曰、不可、今發徒隸而作之、則逃亡而不守、發民則下疾、怨上、邊竟有兵、則懷宿怨而不戰、

管子對て曰く、不可なり、今や官役に給する刑徒を發して、之を作らば、逃亡して守らず、人民を發すれば、下民は上を疾み怨む、邊境に兵あるも、宿怨を懷きて、戰はざるなり、徒隸 罪人にして、官役に給するものなり、○宿怨 久しく怨みたる心なり、

未見山鐵之利、而內敗矣、故善者、不如與民量其重、計其贏、民得其十、君得其三、有襍之以輕重、守之以高下、若此、則民疾作、而爲上虜矣、

斯くては、未だ山鐵の利益を見ざるに、内において敗るなり、故に輕重の策を善くするものは、人民と共に其重きを量り、其贏餘を計るに如かず、人民は其七分を得て、君は其三分を取る、而して雜ゆるに、輕重の術數を以てし、守るに高下の貨物を以てす、此の如くすれば、人民は疾く作りて、君上の虜獲となる、民の貧富死生は、唯だ君上の意の自由となる、恰も敵人を虜獲したるに同じ、民得其十、の十は、七に作るべし、

桓公曰、請問壞數、管子對曰、河淤諸侯、畝鍾之國也、磧、山諸侯之國也、河淤諸侯、常不勝山諸侯之國者、豫戒者也、

桓公曰く、壞の法を請ひ問ふ、管子對て曰く、河邊の沃野を領したる諸侯は、一畝に六石四斗の粟を收む、磧とて、瘠せたる山中を領したる諸侯は、貧なり、然れども、河淤の諸侯は、山諸侯の國に勝つことなし、是れ、山諸侯は豫戒すればなり、

桓公曰、此若言何謂也、管子對曰、夫河淤諸侯、畝鍾之國也、故穀衆多而不理、固不得有、至於山諸侯之國、則斂蔬藏菜、此之謂豫戒、

桓公曰く、此れ若の言は何の謂ぞや、管子對て曰く、夫れ河淤の諸侯は、一畝に粟六石四斗を收む、故に穀は衆多にして理めず、固より之を蓄ふを得ず、山諸侯の國に至りては、蔬を斂め、菜を藏めて、儉約を守る、此れ之を豫戒すと謂ふ、磧 は瘠なり、○鍾 は六石四斗なり、○淤 は淤に同じ、泥なり、沃土なり、

桓公曰、壞數盡於此乎、管子對曰、未也、昔狄諸侯、畝鍾之國也、故粟十鍾、而鎰金、程諸侯、山諸

侯之國也、故粟五釜、而鎰金、

桓公曰く、壞數は此に盡るか、管子對て曰く、未だ盡きざるなり、昔し狄諸侯とて、北狄に近き諸侯は、皆一畝に一鍾の收入あり、故に粟十鍾にして、其價は鎰金、即ち六銖なり、程とて雍州に在る諸侯は、山諸侯なり、故に粟五釜にして、其價は鎰金、即ち六銖なり、斯の如くして、穀物の多き國の米價は、山國に比して、二十分の一に過ぎず、鎰金 六銖を鎰といふ、○釜 六斗四升にして、十釜を一鍾とす、

故狄諸侯、十鍾、而不得割戟、程諸侯、五釜、而得割戟、十倍、而不足、或五分、而有餘者、通輕重、高下之數、國有十歲之蓄、而民食不足者、皆以其事業、望君之祿也、

故に狄諸侯は、俸祿十鍾を出すも、剽戟の戰士を得ず、程諸侯は、五釜の祿を以て、剽戟の士を得るなり、十倍にして足らざるあり、或は五分にして餘るあり、蓋し輕重高下の法を施行すれば、國に十年の蓄あり、而も民の食の足らざるものは、皆其事業を以て、君の祿を望む、

剽は刺なり、○五分は半分なり、○五釜は一鍾の半分なり、

君有山海之財、而民用不足者、皆以其事業、交接於上者也、故租籍、君之所宜得也、正籍者、君之所强求也、

君には、山と海とより生ずる財あり、而も君は、營利の業を下民に委す、故に、民用の足らざる部分は、民皆其事業を以て、上に交り接す、故に、山海の營業に關する租税は、君の自然に取り得べき筋なり、然れども家長に月々三十錢を税するは、君の強制して求むる所なり、

其通貨、以御其司命、故民力可盡也、

蓋し五穀粟米は、人民の司命なり、黄金と錢とは、人民の通貨なり、先王は其通貨を制して、其司命を御す、故に、民力を盡くして、國用に供するを得るなり、管子曰、泉雨五尺、其君必辱、食稱之國必亡、待五穀者衆也、故樹木之勝霜露者、不受令於天、家足其所者、不從聖人、故奪然後予、高然後下、喜然後怒、天下可舉、

管子曰く、地を穿つ五尺にして、泉に及び、又雨露の浸み入る五尺の壤には、穀の熟すること豊穰にして、早凶の憂なし、民は必ず富む、故に其君は辱らるゝことあり、食料が人民と相稱ひて、缺乏せざる國は、亡ぶることあり、五穀を私に藏め備る人民衆多なれば

山海之財。山に金を出し、海に鹽を製する類の財をいふなり、○租籍。事業に税して取るなり、○正籍。家長即ち正戸主たるものは、月に一人三十錢を納むるなり、

亡君廢其所宜得、而斂其所强求、故下怨上、而令不行、民奪之、則怒、予之則喜、民情固然、先王知其然、故見予之所不見、奪之理、

國を亡す暴虐の君は、其自然に取り得べき所を廢して、其强求する所を斂む、故に下は上を怨みて、號令行はれず、蓋し之を奪へば怒る、之を予ふれば喜ぶ、民情は固より然り、先王は其然るを知るゆゑに、予ふる所の形を見せて、奪ふ所の理を見はさず、

故五穀粟米者、民之司命也、黄金刀布者、民之通貨也、先王制

なり、是れ皆上の號令が、下に行はれざる結果なり、蓋し樹木の霜露に勝つものは、天の凋零の令を受けず、家も其分に安んじ足るときは、聖人にも從はず、故に人君は輕重の術數を以て、號令の實効を力むべし、蓋し民に臨みては、法を以て之を奪ひ、然る後に予へ、先づ喜びて下に接し、然る後に怒り、物價を高めて、然る後に之を低くす、此の如くすれば、人民懐ひて之を畏るゆゑに、天下は合はせて取るを得べし、待五穀。待は時に作るべし、積み備ることをいふ、桓公曰、強本節用、可以爲存乎、管子對曰、可以爲益愈、而未足、以爲存也、昔者、紀氏之國、強本節用者、其五穀豐滿、而不能理也、四流而歸於天下、

桓公曰く、本農を勉め、財用を節約すれば、國を存すと爲す可きか、管子對て曰く、以て益す愈るを爲すべし、未だ以て存すと爲すに足らず、昔し紀氏の國は、

農を勉め費用を節約せり、其五穀は豐滿になりしも、
理る能はず、四方に流れ出で、天下の有となれり、
若是則紀氏其強本節用適足
以使其民穀盡而不能理爲天下
下虜

是の如くなるときは、紀氏が農を勉め、用を節したる
は、穀を積む手段なりしも、却て穀を失ひ、人民をし
て天下の虜とならしむるに足るのみ、

是以其國亡而身無所處故可
以益愈而不足以爲存故善爲
國者天下下我高天下輕我重
天下多我寡然後可以朝天下
是を以て、其國は亡びて、身を處く所なし、故に節約
のみにて、輕重を知らざるものは、以て益す愈るべき
のみ、以て存することを爲すに足らず、故に善く國を
爲るものは、輕重の術數に由る、天下の米價低けれ

麥を種るしめ、冬至の日に、之を種らしめん、斯くす
れば、春の雨の降らざる前に、農事を利せん、其收穫
は、兩都を取りたる利益に、均しかるべし、
方都は、四縣を併せたる方形の中都なり、○於乃は淤
泥なり、○九月は周正に據るを以て、陰曆の七月な
り、秋の初なり、

桓公曰、諾、令以九月種麥、日至
而穫、量其艾、一收之積、中方都
二、故此所謂善因天時、辯於地
利、而辟方都之道也、

桓公曰く、諾すと、號令して、九月に麥を種るしめ、冬
至の日に、穫り取らしむ、其艾を量るに、此の三川の
地の一收穫の積は、方都二の收入に中る、故に此れ所
謂る善く天の時に因り、地利を辯じて、方都を辟く道
なり、蓋し戰はず、地を取らずして、利を擧ぐる法な
り、

管子入復桓公曰、終歲之租金、

ば、我は之を高くす、天下は輕ければ、我は重くす、天
下は多ければ、我は寡くす、高重を以て、下輕を射る
ときは、天下の財を致すべし、寡といふも、實の寡に
あらず、其民間に在るものを寡くするなり、然る後
に、以て天下を服せしむべし、

桓公曰、寡人欲毋殺一士、毋頓
一戟、而辟方都、爲之有道乎、
管子對曰、涇水十二空、汶淵洙
浩、滿三之於乃、請以令、使九月
種麥、日至日穫、則時雨未下、而
利農事矣、

桓公曰く、寡人は一士を殺すなく、一戟を頓らすなく
して、中都二個處を辟かんと欲す、之を爲すに道ある
か、管子對て曰く、涇水の淵渚には、十二個處の乾き
たる空竅あり、墾して田と爲すべし、汶水の淵と、洙
水の浩渺たる處とは、其兩岸に水の三倍なる游泥の
堆積あり、是も田と爲すべし、請ふ令を以て、九月に

四萬二千金、請以一朝、素賞軍
士、桓公曰、諾、以令至、鼓期於泰
舟之野、朝軍士、

管子は入りて、桓公に上申して曰く、一年の租税金額
は四萬二千金あり、請ふ一朝を以て、軍士を素賞せ
ん、素賞とは、其の軍功の著はれざる前に、賞するな
り、桓公曰く、諾と、令を以て、鼓噪警戒の期に應じ
て、泰舟といふ野に至り、軍士を參朝せしむ、

桓公、乃即壇而立、甯戚、鮑叔、隰
朋、易牙、賓胥無、皆差肩而立、管
子執枹、而揖軍士曰、誰能陷陣、
破衆者、賜之百金、三問不對、

桓公は、乃ち壇に即て立つ、甯戚、鮑叔、隰朋、易牙、賓
胥無は、皆肩を差へて並び立つ、管子は枹を執りて、
太鼓を鳴らして、軍士に揖して曰く、誰か能く陣を陷
れ、衆を破らん、之を能くする者には、百金を賜はん、

三たび問ふも對へず、
有^リ一人、秉^ト劍^ヲ而前^ニ問^{ヒテ}曰^ク、幾^ク何^ノ人^ノ之^ノ衆^カ也[、]管子曰^ク、千^ノ人^ノ之^ノ衆^{ナリ}、千^ノ人^ノ之^ノ衆^{ナラバ}、臣^ハ能^ク陷^レ之^ヲ、賜^フ之^ニ百^ノ金^{ナリ}、管子又^テ曰^ク、兵^ヲ接^シ弩^ヲ張^ル、誰^ハ能^ク得^ル卒^ノ長^者、賜^フ之^ニ百^ノ金^{ナリ}、問^{ヒテ}曰^ク、幾^ク何^ノ人^ノ卒^ノ之^ノ長^{ナラバ}也[、]管子曰^ク、千^ノ人^ノ之^ノ長^{ナリ}、千^ノ人^ノ之^ノ長^{ナラバ}、臣^ハ能^ク得^ル之^ヲ、賜^フ之^ニ百^ノ金^{ナリ}、

一人有り、劍を乗り、前み問ひて曰く、幾何人の衆なるか、管子曰く、千人の衆なり、問ふもの曰く、千人の衆ならば、臣能く之を陥れんと、乃ち之に百金を賜ふ、管子又曰く、兵既に接し、弩も既に張るときに、誰れか能く敵の卒長を捕へん、之を能くする者には、百金を賜はん、一人問ひて曰く、幾何人の卒長なるか、管子曰く、千人の長なり、問ふもの曰く、千人の長ならば、臣能く之を得んと、乃ち之に百金を賜ふ、

管子又曰^ク、誰^ハ能^ク聽^ク旌^ノ旗^ノ之^ノ所^ニ指^ス而得^ル執^ル將^ノ首^者、賜^フ之^ニ千^ノ金^{ナリ}、言^フ能^ク得^ル者[、]壘^ノ千^ノ人^ノ、賜^フ之^ニ人^ノ千^ノ金^{ナリ}、其^ノ餘[、]言^フ能^ク外^ニ斬^ル首^者、賜^フ之^ニ人^ノ十^ノ金^{ナリ}、

管子は、又曰く、誰れか能く旌旗の指し向ふに聽せて、大將の首を執るを得ん、之を能くする者に、千金を賜はんと、此時能く得んといふもの數十人あり、乃ち之に一人ごとに、千金を賜ふ、其餘の能く陣列の外に出で、敵首を得んといふもの、之に一人ごとに、十金を賜ふ、
壘千人は、壘十人の誤なり、

一朝素賞、四萬二千金、廓然空、
桓公惕然大息曰、吾以曷識此、
管子對曰、君勿患、且使外爲名、
於其内郷爲功、於其親家爲德、

於其妻子若此、則士必爭名、報德、無北之意矣、吾舉兵而攻、破其軍、并其地、則非特四萬二千金之利也、五子曰、善、桓公曰、諾、
一朝に素賞を行ひて、四萬二千金は、廓然として消盡せり、桓公は惕然と恐れ、大息して曰く、吾は何を以て、此の賞を受けたるものを記識し、其成功を責ん、管子對て曰く、君は患ふること勿れ、彼等をして、外には名譽を郷に爲し、内には孝養を其親に爲し、家には恩德を其妻子に爲さしむ、此の如くなれば、士は必ず名を争ひ德に報じ、敗走する意なし、吾れ兵を舉げて、敵を攻め、其軍を破り、其地を并せば、特に四萬二千金の利のみに非るなり、審威以下五人曰く、善し、桓公曰く諾と、
内郷は、郷内に作るべし、○北は背と同じ、敗走なり、
○廓は空なり、○惕は恐るゝなり、
乃誠大將曰、百人ノ長、必爲之、

朝禮、千人之長、必拜而送之、降兩級、其有親戚者、必遺之酒、四石、肉、四鼎、其無親戚者、必遺其妻子酒、三石、肉、三鼎、

乃ち大將を誡めて曰く、百人の長たるもの、引見する時には、之を禮待せよ、千人の長たるもの、引見して、歸るときには、拜して之を送り、階を下る二級せよ、其長たるものに、父母あらば、之に酒四石と肉四鼎とを遺るべし、其父母なきものは、其妻子に、酒三石と肉三鼎とを遺るべし、
親戚、父母なり、

行教半歲、父教其子、兄教其弟、妻諫其夫、曰、見其若此、其厚而不死、列陳、可以反於郷乎、

右の如く、教訓を爲す、半歳にして、父は其子たるものを教へ、兄は其弟たるものを教へ、妻は其夫を諫

め、皆曰く、君より此の如く、厚く待遇せられながら、列陳に戦死せずして、郷里に反る可んやと、

桓公、終、擧兵、攻萊、戰於莒、必市里、鼓旗未相望、衆少未相知、而萊人大遁、故遂破其軍、兼其地、而虜其將、故未列地而封、未出金而賞、破萊軍、并其地、禽其君、此素賞之計也、

桓公は、終に兵を擧げ萊を攻む、莒必と市里との二邑に戦ふ、鼓と旗と、未だ相望まず、衆と少と、未だ相知らず、要するに、敵と我と、未だ接近せずして、萊人は大に通る、故に其軍を破り、其地を兼ねて、其君を捕虜とす、此れ素賞の計なり、戦功の以前に、恩賞を示したる、効果なり、
列地 土地を裂て封することをいふ、列は裂に同じ、

矣、是公家之馬不離其牧、阜而曲防之、戰略足矣、

此の若くなれば、馬の價は必ず坐ながら長じて、其本價を百倍にせん、是れ官府の馬は、其の牧する厩を離れずして、曲防の戦費を支拂ふに十分なり、
牧阜 牧する馬閑をいふ、○戰略 軍費なり、

桓公問於管子曰、崇弟、蔣弟、丁惠之功、世吾歲罔寡人、不得籍斗升焉、去菹菜、鹹鹵、斥澤、山間、壞墼、不爲用之壤、寡人不得籍斗升焉、

桓公は管子に問ひて曰く、崇と蔣との兩人は、吾弟にて功あり、丁惠は富豪にて功あり、故に此の三人の領地は、其税を彼等に與ふ、寡人は斗升の粟をも取ることを得ず、又菹菜、鹹鹵、斥澤、山間の墼等、の荒地

桓公曰、曲防之戰、民多假貸而給上事者、寡人欲爲之出賂、爲之奈何、管子對曰、請以令富商蓄賈、百符而一馬、無有者、取於公家、

桓公曰く、曲防の戦に、人民は物を富人に借りて、上の事に給するもの多し、寡人は之を支辨せんと欲す、之を爲す奈何ん、管子對て曰く、請ふ令を以て、富商及び貯蓄の賈人をして、人に金を貸し、券を持ち、百符に及ぶものは、一馬を獻せしめん、馬を有せざるものは、官府より馬を買取らしめて、獻せしめん、蓋し其割合は、五十符を持つもの二家にて、一馬を獻せしめ、二十五符を持つもの、四家にて、一馬を獻せしむるなり、
假貸は借なり、○出賂は支拂なり、

若此、則馬必坐長、而百倍其本、

は、租税を免除す、斗升の粟をも取るを得ず、世吾歲罔は、吾が歲々に、民間より網し取るべき税を、兩弟と丁惠の三人に與へて、代代永續せしむ、○鹵鹹斥澤は潮水浸入し、草木生殖せざる地なり、○壞墼は墼に同じ、險阻にして石多き所なり、

去一列稼、緣封十五里之原、強耕而自以爲落、其民寡人、不得籍斗升焉、則是寡人之國、五分而不能操、其二是有萬乘之號、而無千乘之用也、以是與天子提衡、爭秩於諸侯、爲之有道乎、
一組の人民が、封域に沿ひたる十五里の原野を稼穡し、勉強し、耕耘して、自ら村落を爲すものは、其困苦を察して、租税を免除す、寡人は斗升をも取るを得ず、さすれば、寡人の國は、五分して、其二分を操ることを得ず、是れ萬乘の號あるも、千乘の用なし、此の貧を以て、天子と衡を提げ、秩序を諸侯に争ふは難

し、之を爲すに道あるか、提衡 持平して、高低なく、衡を提るなり、即ち權勢を維持するなり、

管子對曰、唯籍於號令爲可耳、桓公曰、行事奈何、管子對曰、請以令發師、置屯籍農、十鍾之家不行、百鍾之家不行、千鍾之家不行、行者不能百之一、千之十、而困窮之數皆見於上矣、

管子は對て曰く、唯だ號令に因りて籍するを可と爲すのみ、桓公曰く、其事を行ふは如何、管子對て曰く、請ふ號令を發して、師を出し、屯戍の兵を置き、農民に課税せん、斯くすれば、貧民は兵役に就き、富者は税を上納して、家に留る、是に於て、十鍾百鍾千鍾等の歲入ある家は、皆行かず、其の行くものは、百中の一人、或は千中の十人も、無き程なるべし、因て

富者の米倉の數は、上に知らるべし、困窮 廩の圓形に造りたるを困といひ、土を穿ちて造りたるを窮といふ、

君案困窮之數、令之曰、國貧而用不足、請以平價取之子、皆案困窮而不能挹損焉、君直幣之輕重、以決其數、使無券契之責、則積藏困窮之粟、皆歸於君矣、故九州無敵、竟上無患、

斯くして、困窮の穀數を驗し知る、因て富者に令して曰ふべし、國貧にして用足らず、請ふ平價を以て、穀を子に取らんと、君既に困窮を案驗したれば、富民は其穀數を減すること能はず、君は幣の輕重を、穀價に當て、穀數を定め、錢と米との交換を完了せしめ、證書殘存の責無からしむべし、斯くすれば、富者の倉中の米は、擧げて君に歸すべし、故に天下に敵なく、上の地を開墾するなり、

に憂患無きを得べし、搯は汲み取るなり、○損は減するなり、○券契は證書なり、

令曰、罷師歸農、無所用之、管子曰、天下有兵、則積藏之粟、足以備其糧、天下無兵、則以賜貧眊、若此、則菹菜、鹹鹵、斥澤、山間、壞壘之壤、無不發草、此之謂籍於號令、

此時に令して曰ふべし、師を罷め、農に歸れ、兵を用ゆる所は無しと、斯くして、財政は整理す、管子曰く、天下兵あれば、積藏の米は、兵糧に備ふるに足り、天下兵なければ、其米を貧民に賜ふ、此の如くすれば、菹菜、鹹鹵、斥澤、山間の壞壘の地も、草を發きて、開拓せざる無きに至るべし、此れ之を號令に、籍税すといふなり、貧眊 貧民なり、俗に水飲百姓といふ、○發草 荒蕪

管子曰、滕魯之粟、釜百、則使吾國之粟、釜千、滕魯之粟、四流而歸我、若下深谷者、非歲凶而民飢也、辟之以號令、引之以徐疾、施平其歸、我若流水、

管子曰く、滕魯兩國の粟は、一釜の價百錢なれば、吾が國の粟は、一釜の價千錢ならしむ、斯くすれば、滕魯の粟は、四散し流れて、我に歸す、水の深谷に下る如し、歲凶なるに非ず、民飢るに非ず、故に民は米を要むるに非ず、但物價輕重の策を以て、米を招き、之を引き寄せるに、徐くすると、疾くするとの、兩法を以てす、斯くて、米は悠悠として、水の如く、我に流れ入る、施平 施々としたる貌なり、平は乎の誤なり、桓公曰、吾欲殺正商賈之利、而

益農父之事爲此有道乎、

桓公曰、吾は大商賈の利を殺ぎ減じて、農夫の利を増さんと欲す、其方如何、

正商賈 正は長なり、長商賈は、大商賈なり、

管子對曰、粟重而萬物輕、粟輕而萬物重、兩者不衡立、故殺正商賈之利、而益農夫之事、則請重粟之價、釜三百、若是則田野大辟、而農夫勸其事矣、

管子對て曰く、粟重くして、萬物輕し、粟軽くして萬物重し、此の兩者は並び立たず、故に大商賈の利を殺ぎて、農夫の利を増さんと欲せば、請ふ粟の價を重くし、一釜に三百錢とせん、是の如くせば、田野も大に開墾せられて、農父も其事業を振興するを得ん、

桓公曰、重之有道乎、管子對曰、請以令與大夫城藏、使卿諸侯

藏千鍾、令大夫藏五百鍾、列大夫藏百鍾、富商蓄賈藏五十鍾、內可以爲國委、外可以益農夫之事、

桓公曰く、之を重くするに道あるか、管子對て曰く、請ふ號令を布き、君は大夫と共に藏を城き、米を蓄へ、卿をして千鍾を藏め、長大夫をして五百鍾を藏め、中大夫をして百鍾を藏め、富商人及び貯蓄賈をして、五十鍾を藏めしめん、斯くすれば、内は官府の儲蓄を爲し、外は農夫の利を増すべし、卿は諸侯の重臣なり、之を卿諸侯と稱す、○令は長なり、○列は中なり、

桓公曰、善、下令卿諸侯令大夫、城藏、農夫辟其五穀、三倍其賈、則正商失其事、而農夫有百倍之利矣、

桓公曰く、善し、乃ち命令を卿及び長大夫に下し、藏を城かしむ、是に於て、米は官府に流れ入り、市は乏し、農夫は其五穀の藏したるを開き出して、之を賣る、其價は三倍となる、大商は利を失ひ、農夫は百倍の利を取るに至る、

桓公問於管子曰、衡有數乎、管子對曰、衡無數也、衡者使物一高一下、不得常固、桓公曰、然則衡數不可調耶、

桓公は、管子に問ひて曰く、物價を平准にするに、法あるか、管子對て曰く、衡は一定の法無きなり、物の價を高低變化せしめ、常に固滯することを得ざらむ、之を衡の要とす、桓公曰く、然らば衡數は、調和一定すべからざるか、

管子對曰、不可調、調則澄、澄則常、常則高下不貳、高下不貳則

萬物不可得、而使固、

管子對て曰く、調和一定すべからず、一定すれば、物價の高きものと、低きものと、明白に分る、分れば常に定る、其變を爲すを得ず、變を爲さざれば、物價の高下貳ならず、高下貳ならざれば、萬物流通することを得ずして、固滯す、

桓公曰、然則何以守時、管子對曰、夫歲有四秋、而分有四時、故曰農事且作、請以什伍農夫、賦耜鐵、此之謂春之秋、大夏且至、絲纊之所作、此之謂夏之秋、而大秋成、五穀之所會、此之謂秋之秋、大冬營室中、女事紡績、緝縷之所作也、此之謂冬之秋、桓公曰く、然らば何を以て、物價の時を守る、管子對

て曰く、夫れ歲に四度の秋收あり、而して別に四時あり、故に曰く、農事作らんとす、請ふ農夫を十人五人の組とし、中に相用の鐵を與へて、秋熟の時に、其價を償はしめん、此を春の秋收と謂ふ、大夏至らんとす、此時に蠶の絲と真綿とを作る、此れを夏の秋收といふ、而して大秋成る、五穀の聚る所、此れを秋の秋收といふ、大冬は室中に營作す、女事は紡績し、麻の縷を作る、之を冬の秋收といふ、
 四秋 一年に四度の收穫あり、秋の如し、○分は別なり、○相鐵は、相に用ゆる鐵なり、○絲縷 絲は絹絲なり、縷は真綿なり、○緝縷は、麻を緝ぎたる縷なり、
 故歲有四秋而分有四時、已得四者之序、發號出令、物之輕重、相什而相伯、故物不得有常固、故曰、衡無數、
 故に歲に四秋ありて、別に四時あり、已に此の四の者の序に應じて、號を發し、令を出せば、物の輕重は、相十倍し、或は相百倍す、故に物價は善く變ず、常固あり

ることなし、故に曰く、衡には一定の法なし、
 桓公曰、皮、幹、筋、角、竹、箭、羽、毛、齒、角、不足、爲此有道乎、管子曰、唯曲衡之數、爲可耳、
 桓公曰く、皮、幹、筋、肉、竹、箭、羽、毛、齒、角、の屬、充足せず、此を充足せしむるには、道あるか、管子曰く、唯だ委曲に平當の法を立つべし、是れ可となすのみ、
 曲衡之數 曲は委曲なり、詳悉なり、衡は平當なり、數は法なり、○筋角は、筋肉の誤なり、
 桓公曰、行事奈何、管子對曰、請以令爲諸侯之商賈、立客舍、一乘者有食、三乘者有菟菽、五乘者有伍養、天下之商賈、歸齊若流水、
 桓公曰く、其の詳悉平當の法を行ふは、如何、管子對

て曰く、請ふ號令を以て、諸侯の商賈の爲に、客舍を立ん、一車の貨物を持ち來るものは、食を給す、三車のものには、食を給するに加へて、馬に菟菽を給す、五車のものには、廝養の卒五人を給すべし、斯くすれば、天下の商賈は、齊に向ひて、皮角箭等を運び來ること、流水の如くなるべし、

輕重丙第八十二(七)

管子輕重十五

輕重丁第八十三

管子輕重十六

石壁謀

此は、石壁を造りて、天下の富を、我に收むる術數なり、

桓公曰、寡人欲西朝天子而賀

獻不足、爲此有數乎、管子對曰、請以令城陰里、使其牆三重、而門九襲、因使玉人刻石、而爲璧、尺者萬泉、八寸者八千、七寸者七千、珪中四千、瑗中五百、璧之數已具、

桓公曰く、寡人は西して、天子に朝せんとす、而して賀獻の品は足らず、此を爲すに術數あるか、管子對て曰く、請ふ令を以て、陰里といふ所に城しめ、其牆を三重にして、門を九重ならしめん、斯くして、此の壁城の中に、玉工を住ましめ、石を彫刻して、璧を爲らしめん、其直徑の一尺なるものを、價萬錢とし、八寸のもの、八千錢とし、七寸の者を七千錢とし、珪といふ方形の壁は、四千錢に中て、瑗といふ圓形の壁は、五百錢に中てんと、斯くして、璧の數は已に具備せり、
 泉は錢なり、○襲は重なり、○玉人は、玉を琢き作る

工人なり、管子西見天子曰、弊邑之君欲率諸侯而朝先王之廟、觀於周室、請以令使天下諸侯朝於先王之廟、觀於周室者、不得以形弓石璧、不以形弓石璧者、不得入朝、天子許之曰、諾、

管子は西の方、天子に見えて曰く、弊邑の君は、諸侯を率ゐて、先王の廟に謁し、周室に朝觀せんと欲す、請ふ號令を下し、天下の諸侯をして、先王の廟に朝し、周室に觀せしめん、而して形弓、及び石の琢きたる璧を獻せしめん、此兩品を獻せざるものは、入朝を禁せんと、天子之を許す、

觀は觀の誤なり、○形弓は赤く塗りたる弓なり、號令於天下、天下諸侯、載黃金、珠玉、五穀、文采、布泉、輪、齊、以收

石璧、石璧流、而之天下、天下財物流、而之齊、故國八歲而無籍、陰里之謀也、

斯くて、天子は、天下に號令せり、是に於て、天下の諸侯は、黃金、珠玉、五穀、錦繡、及び錢を載せて、齊に輸り、石璧を買ひ取る、故に、石璧は流れて、天下に去り、天下の財物は、流れて齊に入る、斯くする八歲にして、齊國は租税を要せざるに至る、是れ陰里に於ける、玉の製造の術數なり、
○文采 錦繡なり、○布泉 錢なり、

菁茅謀

此は、菁茅の專賣を以て、諸侯の黃金を王室に取る術數なり、

桓公曰、天子之養不足、號令賦於天下、則不信諸侯、爲此有道乎、管子對曰、江淮之間、有一茅

而三脊、毋至其本、名之曰菁茅、請使天子之吏、環封而守之、

桓公曰く、天子の費用不足す、號令を下して、天下に賦税を行へば、諸侯の信を失ふ、此を爲すに道あるか、管子對て曰く、江淮の間に、一枝の茅にて、脊筋の分れて、三條となるものあり、他國の人は、未だ其産地に至らずして、之を知らざるなり、名けて菁茅といふ、請ふ天子の吏をして、其地を環み封じ、之を守らしめん、

本は本地なり、産地なり、

夫天子則封太山、禪於梁父者、必抱菁茅一束、以爲禪籍、不如令者、不得從天子、下諸侯載其黃金、爭秩而走、江淮之菁茅、坐長而十倍、其賈一束而百金、故天子三日即位、天下之金、四流

而歸周、若流水、故周天子七年、不求賀獻者、菁茅之謀也、

夫れ天子は、太山に封じ、梁父の山に禪し、天地の祭を爲す、其隨行の諸侯は、必ず菁茅一束を抱き來りて、祭壇の敷物と爲さしむ、此令の如くせざるものは、天子に従ひ祭に與かることを得ざらしむ、是に於て、天下の諸侯は、黃金を載せ來りて、順序を争ひ、我れ先きに、菁茅を求めに走る、故に江淮の菁茅は、座ながら價まして十倍となる、一束にして百金なり、故に、天子三日祭位に即きて、天下の金は、四方より流れ來り、周に歸すること、流れの如し、斯くして、周の天子は七年費用充足し、賀獻の物を要せざるに至れり、是れ菁茅專賣の術數なり、
○禪籍 禪は地を清めて、祭壇を設くるなり、籍は其席の敷物なり、○秩は順序なり、
以上を、菁茅謀といふ、

桓公曰、寡人多務、令衡籍吾國、

之富商蓄賈稱貸家以利吾貧
萌農夫不失其本事反此有道
乎、

桓公曰、寡人は祇に専ら、吾が國の富商蓄賈及び稱貸家に、平准なる籍税を行ひ、其金を貧民農夫に貸附け、本事の農業を失はざらしむ、此の貸附金を償ひ還すに、法あるか、

多務。多は祇にと讀む、務は専らにすることなり、○稱貸家。貧民に金穀を貸し、利息を收るもの、○貧萌貧民なり、○反。此。反は償ふなり、○衡は平准なり、○籍は税なり、

管子對曰、惟反之以號令爲可耳、桓公曰、行事奈何、管子對曰、請使賓胥無馳而南、隰朋馳而北、甯戚馳而東、鮑叔馳而西、四子之行定、

管子は對て曰く、惟だ其貸附金を償却するは、號令を以てすれば、可となすのみ、桓公曰く、其事を行ふ如何、管子對て曰く、請ふ賓胥無を南方に、隰朋を北方に、甯戚を東方に、鮑叔を西方に、何れも馳せて行かしめんと、既にして、四子の行くこと決定す、

夷吾請號令謂四子曰、子皆爲我君視四方稱貸之間、其受息之氓幾何、千家以報吾、鮑叔馳而西、反報曰、西方之氓者、帶濟負河、菹澤之萌也、漁獵取薪蒸、而爲食、其稱貸之家、多者千鍾、少者六七百鍾、其出之鍾也、一鍾、其受息之萌、九百餘家、

夷吾は、桓公の號令を請ひ、四子に謂て曰く、皆我が君の爲に、四方の貸附金に就きて、利息の割合の多少

と、其利息支拂の義務を負擔する貧民の人数とを、調査して、千家に達すれば、吾に報せよ、鮑叔は馳せて西に行き、反り報じて曰く、西方の民は、濟水を帶び、河を負ひて、菹澤に住す、故に漁獵し薪蒸を取りて、生活を成す、其稱貸の家に、資本の多きものは、米千鍾を有し、少きものも、米六七百鍾を有す、其貧民に貸すに、一鍾を出せば、一年にして利息も一鍾なり、即ち元利同額となる、其借り受の利息を支拂ふべき義務あるもの九百餘家あり、

賓胥無馳而南、反報曰、南方之萌者、山居谷處、登降之萌也、上斷輪軸、下采杼粟、田獵而爲食、其稱貸之家、多者千萬、少者六七百萬、其出之中、伯伍也、其受息之萌、八百餘家、

賓胥無は馳せて南方に行き、反り報じて曰く、南方の民は、山に居り谷に處り、登降勞役す、山には、車の

輪、或は軸とする、木材を斷伐し、谷には、杼粟の實を採り拾ひ、田獵して食を爲す、其稱貸の家は、資本の多きもの、米千萬鍾にして、少きもの、六七百鍾なり、其貸し出すに、百錢を貸して、利息五十錢を收む、其利息支拂の義務あるもの、八百餘家あり、

伯伍は百なり、伍は五なり、五の下に、五十の字を挿入して、百五十とすべし、
甯戚馳而東、反報曰、東方之萌、帶山負海、若處上、斷福、漁獵之萌也、治葛縷爲食、其稱貸之家、丁惠高國、多者五千鍾、少者三千鍾、其出之中、鍾五釜也、其受息之萌、八九百家、

甯戚は馳せて東方に行き、反り報じて曰く、東方の民は、山を帶び海を負ひ、山上に處るもの、若きは、車の輻に造る木材を斷伐し、下地に住するものは、魚鼈

を網し、鳥獸を捕へ、葛の縷を製して、生計と爲す、其稱貸の家は、丁惠氏、高氏、國氏等の富豪とす、其資本の多きものは、五千鍾あり、少きものも、三千鍾あり、其貸し出すに、一鍾即ち十釜に、利息五釜を收む、其利息支拂の義務あるもの、八九百家あり、

隰朋馳而北、反報曰、北方之萌者、衍處負海、煮沔爲鹽、梁濟取魚之萌也、其稱貸之家、多者千萬、少者六七百萬、其出之中伯二十也、受息之萌、九百餘家、

隰朋は馳せて、北方に行き、反り報じて曰く、北方の民は、平なる低き地に處り、海を負ひ、潮水を煮て、鹽を製し、濟水に魚梁を設けて、魚を取る、其稱貸の家は、資本の多きもの、千萬鍾あり、少なきもの、六七百萬なり、其貸出の利率は、百分の二十なり、其借り受人は九百餘家あり、

者、以鑿枝蘭鼓、則必坐長什倍、其本矣、君之棧臺之職、亦坐長什倍、

桓公曰く、此富豪の利を殺ぐに、道あるか、管子曰く、惟だ其貸金を償還するは、號令を以てすれば、可なり、請ふ臣下の賀獻をして、樂器を懸くる木と、鼓を載せる木とに、限らしめん、斯くすれば、此兩木の價は、座ながら増して、元價より十倍せん、是に於て、棧臺の官庫に在る杙は、此兩木を作る爲めに、價十倍とならん、

鑿枝は、樂器を懸くる木の具なり、○蘭鼓は、鼓を架する木なり、○棧臺之職、棧臺といふ地に、官庫あり、其中に杙を藏す、職は織なり、杙なり、

請以令、召稱貸之家、君因酌之、酒、太宰行觴、桓公舉衣而問曰、寡人多務、衡籍吾國、聞子假貸、

凡稱貸之家、出泉參千萬、出粟參千萬鍾、受子息民參萬家、四子已報、管子曰、不棄我君之有萌、中一國而五君之正也、然欲國之無貧、兵之無弱、安可得哉、右の如くして、貸出人は、錢を出す參千萬にして、粟を出す參千萬鍾なり、其借受人は、參千家あり、鮑叔等四子歸り來りて、之を報告す、管子曰く、此稱貸の家をして、其利息を棄てしめざれば、我君の人民は、一國にして、五君より租税を徵收せらるゝに均し、蓋し、一君と四方の貸出人との、要求を受くるなり、斯くして、國の貧と兵の弱とを、避けんと欲するも、得べからざるなり、

參萬家は、參千家の誤なり、桓公曰、爲此有道乎、管子曰、惟反之、以號令爲可、請以令賀獻、

吾貧崩、使有以終上、令寡人有鑿枝蘭鼓、其賈中純萬泉也、願以爲吾貧崩、決其子息之數、使無券契之責、

此の時に請ふ、號令を以て、稱貸家を召集せんと、斯くして、此の手續にて、稱貸家至る、君は因て之に酒を酌ましめ、接待の長官をして、酒觴を巡らさしむ、桓公は衣袂を擧げ、禮容を爲し、問ひて曰く、寡人は祇に専ら、吾國民に、平准なる賦税を行ふ、今聞く、子等は金穀を、吾が貧民に貸附け、春秋の農事を完くし、官の命令を終へしむと、吾に鑿枝と蘭鼓とありて、其價は一束萬錢に中る、願くは此の兩品を、子等に授與して、吾貧民の爲めに、其の利息を支拂ひ、借金證書の責を免れしめん、

太宰 官名なり、膳部等の事を掌る、大官なり、○純萬泉 純は屯と通ず、束なり、泉は錢なり、稱貸之家、皆齊首而稽顙曰、君、

之憂萌至於此、請再拜以獻堂
 下、桓公曰、不可、子使吾萌春有
 以傳相、夏有以決芸、寡人之德
 子無所寵、若此而不受、寡人不
 得於心、故稱貸之家曰、皆再拜
 受、

稱貸の家は、皆齊く首を地に垂れて曰く、君の民を憂
 ふる、此に至る、請ふ再拜し、貸金證書を、堂下に獻納
 して、之を帳消とせん、桓公曰く、不可なり、子は吾民
 をして、春は相を傳すことを得しめ、夏は草を除くこ
 とを得しむ、寡人は子に感謝する深し、然れども別に
 子を寵愛する方法無し、今此兩種の品をも、授けざる
 ときは、寡人は心に安する能はずと、故に稱貸家は曰
 く、皆再拜して、恩賜を受けんと、
 稽顙 額を地に留めて、丁寧に拜すること、稽は留
 む、顙は額なり、
 所出棧臺之職、未能參千純也、

四面望於天下、天下高亦高、我
 獨下、必失其國於天下、桓公曰、
 此若言曷謂也、

管子曰く、昔の癸度といふ人は、理財家なり、一國に
 居るも、必ず四面天下の物價を觀察す、天下高けれ
 ば、我も之を高くす、我獨り物價を下れば、必ず其國
 を天下に失はん、故に癸度は、之を思量せり、桓公曰
 く、此れ汝の言は、何の意ぞ、

管子對曰、昔萊人善染、練苳之
 於萊、純緇、縹緲之於萊、亦純緇
 也、其周中十金、萊人知之、聞纂
 苳空、周且斂馬、作見於萊人、操
 之、萊有推馬、是自萊失纂苳、而
 反準於馬也、故可因者、因之、乘
 者乘之、此因天下、以制天下、此

管子下 輕重丁第八十三 昔者癸度

而決四方子息之數、使無券契
 之責、四方之萌聞之、父教其子、
 兄教其弟、曰、夫墾田發務、上之
 所急、可以無庶乎、君之憂我、至
 於此、此之謂反準、

斯くして、君が出したる棧臺の棧は、未だ參千束に至
 らざるに、四方貧民の借金の利息を償却して、券契の
 責を免れしめたり、是に於て、四方の民は、之を聞き、
 父は其子に教へ、兄は其弟に教へて曰く、夫の田地を
 開墾し、事務を興發するは、君上の急要とする所な
 り、我等は君上の爲めに、之を企圖す可し、君の我を
 憂ふる、此に至ると、斯の如く農利を完くし、物價を
 理む、此を反準といふ、
 反準は、償還平準なり、

管子曰、昔者癸度居人之國、必
 之謂國準、

管子は對て曰く、昔し萊といふ地の人は、善く染物を
 爲す、練緇を、紫に染むるは、萊において、一束の染賃
 金六朱なり、紫の緲の染賃も、萊において一束金六朱
 なり、然れども周においては其同分量の染賃金
 十兩なり、即ち萊に比して、四十倍の高價なり、萊人
 は之を知る、故に周に向ひて、紫染を高賣せり、既に
 して、周が紫染を買収して、餘り無く、更に馬を買は
 んとするを聞き、萊人は馬を賣る商策に由り、周に向
 ひて、馬を推し賣せり、斯くして、萊は紫染の利を失
 ひしも、却て馬に由りて、商利を完くせり、故に、事の
 因るべきに因り、乗すべきに乗ず、此れ天下に因り
 て、天下を制す、之を國準と稱す、周は此策を失ふ、故
 に萊に利獲せらる、

練苳 練緇を紫色に染むるなり、苳は紫色の草なり、
 ○純緇 純は束のこと、一束の染料、金一緇なり、緇
 は六銖なり、二十四銖は壹兩なり、○作見於萊人操
 之 作は起なり、見は有るなり、萊人が馬を賣る商
 策を執ること有るなり、○縹は紫の絲なり、○纂は集
 るなり、買収の事なり、

桓公曰、齊西水潦而民飢、齊東豐庸而糶賤、欲以東之賤、被西之貴、爲之有道乎、管子對曰、今齊西之粟、釜百泉、則鑷二十也、齊東之粟、釜十泉、則鑷二錢也、桓公曰、齊西は洪水にて、人民食乏し、齊東は豊作にて、用足り、米の賣價低し、因て東地の低價を移して、西地の高價を引下げ、以て民を惠まんと欲す、其術如何、管子對へて曰く、今や齊西の粟は、一釜百錢なれば、一鑷は二十錢なり、齊東の粟は、一釜十錢なれば、一鑷二錢なり、

斗而決其籍、齊東出三釜而決其籍、請ふ號令を以て、人ごとに三十錢を課税し、五穀菽粟を以て、其税を納むるを許さん、此の如くすれば、齊西は米三升を出して、其税を納了し、齊東は三斗八升四合を納む、斗は、升の誤なり、然則釜十之粟、皆實於倉廩、西之民飢者得食、寒者得衣、無食者予之陳、無種者予之新、若此則東西之相被、遠近之準平矣、然るときは、齊東の一釜十錢の低價なる米は、官倉に充滿せん、之を低價にて拂ひ下ぐれば、齊西の民の、飢ゑたるものは食を得て、寒ゑたるものは、衣を得ん、其赤貧にして、食を得るに道無きものには、古米を與へ、種を得ざるものには、新米を與へん、此くすれば、東西相助け、遠近の米價平均せん、

桓公曰、衡數吾已得聞之矣、請問國準、管子對曰、孟春且至、溝瀆阮而不遂、谿谷報上之水、不安於藏、

桓公曰く、物價平均の法は、吾れ已に之を聞くを得たり、國準の法を請ひ問ふ、管子對て曰く、孟春まさに至らんとす、溝瀆は塞がりて、水進まず、谿谷は上流の水を推し反して受けず、故に水も其藏る所に安んぜず、

大秋、甲兵求繕、弓弩求弦、謹絲麻之謝、物且爲之舉、大冬、任甲兵糧食不給、黃金之賞不足、謹守五穀黃金之謝、物且爲之舉、已守其謝、富商蓄賈、不得如故、此之謂國準、

ふ、是れ春の水の害なり、故に君は謹て金錢を守りて、其の去ることを防ぐべし、斯く爲さざれば、物價騰貴の弊を生ず、大夏に至り、帷蓋、衣、幕等の、供給不足す、是れ夏の民業不振の害也、故に君は謹みて幣錢の去るを防ぐべし、斯く爲さざれば、物價騰貴の弊を生ず、謝は去るなり、○舉は騰貴する貌なり、○爲之は物品不足なるが爲めなり、

糧食供給せず、黄金の賞も足らず、是れ冬の軍事の害
なり、故に君は、五穀黄金を守る、斯くして君は、能く
其の有する貨幣及び要品を保留して、之を市場に逸
せしめず、然るときは、物價騰貴の弊を、制し得るを
以て、富商大賈は、舊の如き利益を貪るを得ず、之を
國の物價の平均と稱す、

龍鬪於馬謂之陽、牛山之陰、管子
子入復於桓公曰、天使使者臨
君之郊、請使大夫初飭左右、立
服天之使者乎、

齊國に龍出で、馬謂山の南と牛山の北とにて、交鬪
す、管子入りて、桓公に上申して曰く、天より使者を
降して、君の郊に臨ましむ、請ふ大夫を首とし、左右
の臣を飭め、大夫等をして、天の使者と稱せしめ、黒
色の禮服を着けしめん、

天下聞之曰、神哉齊桓公、天使

使者臨其郊、不待舉兵而朝者
八諸侯、此乘天威而動天下之
道也、故智者役使鬼神而愚者
信之、
斯くして、其事を行ふ、天下之を聞きて、其術を知ら
ず、皆曰く、神なるかな、齊の桓公は、天より使者を降
して、其郊に臨ましめたりと、遂に兵を擧るを待た
ず、自から服して、來朝するもの八諸侯あり、此れは
天威に乗じて、天下を動かす術數なり、故に智者は、
鬼神を役使して、愚者は之を信す、

桓公終神、管子入復桓公曰、地
重投之哉、兆國有慟、風重投之
哉、兆國有槍星、其君必辱、

桓公は、鬼神を役使する説を聞き、神の理を極め終
る、管子入りて、桓公に上申して曰く、地の厚重なる

も、之に災の兆を投すれば、國に哀慟のことあり、風
力の厚重なるも、之に災の兆を投すれば、國に災あ
り、國に槍星の見はるるときは、其君は必ず辱しめら
る、
風重投之哉、兆の下に、國は災有りとの一語を、挿入
すべし、○哉は裁と通ず、裁は災に同じ、○槍星は、櫓
槍といふ惡星なり、

國有彗星、必有流血浮丘之戰、
彗之所出、必服天下之仇、今彗
星見於齊之分、請以令朝功臣
世家、

國に彗星の見はるゝあれば、必ず血を流し丘を浮ぶ
る戰あり、彗星の出る所は、必ず天下の兵を受ること
あり、今や彗星は、齊の分野に見はる、請ふ號令を以
て、功臣及び世襲の顯官を召集せん、
○齊之分は、齊の分野なり、分野とは、天上の星を、地下
の國に割り當てたる、分界なり、

號令於國中曰、彗星出、寡人恐
服天下之仇、請有五穀收粟布
帛文采者、皆勿敢左右、國且有
大事、請以平賈取之、

是に於て、君は國中に號令して曰く、彗星出づ、寡人
恐らくは天下の兵を受けん、請ふ五穀菽粟布帛錦繡
を有する人は、其品物を移動せしむる勿れ、國に大事
起らんとす、請ふ相當なる價を以て、之を買はんと、
收粟は、菽粟の誤なり、

功臣之家、人民百姓、皆獻其穀
菽粟泉金、歸其財物、以佐君之
大事、此謂乘天嗇而求民鄰財
之道也、

此の令を聞きて、功臣及び衆民は、皆其穀菽粟錢金を
獻し、其布帛錦繡を上納し、以て君の大事を援助せ

り、此れを政府が、天災を利用して、民に求め、財を取
る法と稱す、
歸は、上納なり、○天。齋は、天が吝みて、福を降さざる
なり、即ち天災なり、○鄰。は、近く取るなり、

桓公曰、大夫多并其財、而不出、
腐朽五穀、而不散、管子對曰、請
以令召城陽大夫、而請之、桓公
曰、何哉、管子對曰、城陽大夫、嬖
寵被絺紵、鵝鶩含餘糝、齊鐘鼓
之聲、吹笙篴、同姓不入、伯叔父
母、遠近兄弟、皆寒、而不得衣、飢
而不得食、子欲盡忠於寡人、能
乎、故子毋復見寡人、滅其位、杜

其門而不出

桓公曰く、大夫多く其財を并せ集めて出さず、其五穀
を蓄へて、腐るも散せず、之を制する如何、管子對て
曰く、請ふ號令を以て、城陽の大夫を召して、之を請
ふべし、桓公曰く、何ぞや、管子對て曰く、城陽の大夫
は、嬖寵の女に、絺紵の衣を與へ、家に飼へる鶩鶩に、
餘糝の食を饒にす、其堂上には、鐘鼓の聲を齊しく
し、笙や篴を吹きて、豊かに日を送る、然れども、同姓
のものも、其門に入らず、伯叔父母も、遠近の兄弟も、
皆寒えて衣を得ず、飢て食を得ず、是れ自身を利し
て、他人を害する者なりと、是に於て、桓公は城陽の
大夫を召して曰く、子は忠を寡人に盡さんと欲する
も、能くせんや、故に子は、向後寡人を見ることが母れ
と、其位を削り滅し、其門を杜ぎて出さず、
絺紵。紵は綌と同じ、細なる麻織を絺といひ、粗なる
を綌といふ、

功臣之家、皆爭發其積藏、出其
資財、以予其遠近兄弟、以爲未

足、又收國中、之貧、病、孤、獨、老、不
能自食之萌、皆與得焉、故桓公
推仁立義、功臣之家、兄弟相戚、
骨肉相親、國無飢民、此之謂繆
數、

是に於て、功臣の家は、皆争ひて、其積み藏めたる五
穀を發散し、其資財を出し、以て其遠近の兄弟に與
へ、以爲らく未だ足らずと、又國中の貧者、病者、父母
無き者、妻子無き者、老衰者等の、自から食する能は
ざる民を收めて、皆金穀を與へ得しむ、故に桓公は、
仁を推し義を立て、功臣の家は、兄弟相戚み、骨肉も
相親しみ、國は飢民無きに至る、此は詐りて、陽に義
を唱へ、陰に利を擧ぐる術數なり、故に之を繆數と
いふ、
遠近兄弟は、血縁の親疎なり、○萌は民なり、

桓公曰、崢丘之戰、民多稱貸、負

子息、以給上之急、度上之求、寡
人欲復產業、此何以治、

桓公曰く、崢丘の戰に、人民は大概、富豪より金を借
りて、利息を負ひ、以て政府の急に應じ、其要求を濟
せり、寡人は、その産業を復活せしめんと欲す、此れ
何の術を以て、其財産を普く有せしめん、
度は濟すなり、○民稱貸とは、貧民が、富豪の金を借
り入ることなり、○稱貸家とは、富豪が貧民へ金を貸
し出すことなり、

管子對曰、惟繆數爲可耳、桓公
曰、諾、令左右州曰、表稱貸之家、
皆墜白其門、而高其閭、州通之
師、執折筭曰、君且使使者、

管子對て曰く、惟虚偽の術數を可とするのみ、桓公曰
く、諾すと、是に於て、都の附近の州に、號令して曰
く、貧民へ金を貸したる富豪を旌表して、其門を白く

塗るべし、而して其里の門を高くせよと、此の令に次ぎて、更に州長通長の兩役人をして、命を傳へしむ、曰く、貸出したる富豪へは、君より使者を差遣はすべしと、

策は篆に作るべし、折篆とは折簡なり、○通は十井なり、方十里なり、○師は長なり、○聖は白き土なり、

桓公使八使者式璧而聘之、以給鹽菜之用、稱貸之家、皆齊首稽顙而問曰、何以得此也、

桓公は乃ち八人の使者をして、璧を以て之に贈らしめて曰く、聊か以て鹽菜の用に給すと、富豪は、此の寵遇に感佩し、首揃へ地に低れ問ひて曰く、何を以て、此の厚禮を得るかと、

稽顙は、首を地に低れて、暫く留るなり、敬禮の貌なり、○式は以なり、○鹽菜は、輕微なる品物の意なり、謙遜したる辭なり、

使者曰、君令曰、寡人聞之、詩曰、

稱貸之家、皆折其券、而削其書、發其積藏、出其財物、以賑貧病、分其故貨、故國中、大給崢丘之謀也、此之謂謬數、

是に於て、貸し方の富豪は、皆其券を折り、其書を削り、證券を破棄して、其積藏したる米を發し出し、其財物を散じ、以て貧者病者を賑はし、貧困者の舊資産に相當する金を還し與へたり、故に國中満足せり、是れ崢丘の戰を利用したる、虚偽の術數なり、之を謬數と稱す、

○ 桓公曰、四郊之民貧、商賈之民富、寡人欲殺商賈之民、以益四郊之民、爲之奈何、管子對曰、請以令決瓊洛之水、通之杭、莊之

愷悌君子、民之父母也、寡人有崢丘之戰、吾聞子假貸吾貧、萌使有以給寡人之急、度寡人之求、使吾萌春有以傳耜、夏有以決芸、而給上事、子之力也、是以式璧而聘子、以給鹽菜之用、故子中民之父母也、

使者曰く、君は令して曰く、寡人之を聞く、温和の君子は、人民の父母なりとは、古き詩の語なり、寡人が崢丘の戰のとき、子は吾が貧民に金を貸して、寡人の急に給し、寡人の求を濟すことあらしめ、吾が民をして、春は耜を傳すを得しめ、夏は芸を決去るを得せしめ、以て、上の事に給せしめたり、是れ子の力なり、是を以て、璧を子に贈り、聊か以て鹽菜の用に給す、蓋し子は、人民の父母たるに中るを以てなりと、

問、桓公曰、諾、

桓公曰く、四郊の民は貧にして、商賈の民は富む、寡人は商賈の民の産を減じて、四郊の民の産を益さんと欲す、之を爲す如何、管子對て曰く、請ふ號令を以て、瓊水と洛水とを決して、之を杭、莊の兩市に通せよ、桓公曰く諾すと、

行令未能一歲、而郊之民殷然益富、商賈之民廓然益貧、桓公召管子而問曰、此其故何也、

令を行ひて、未だ一歲ならざるに、四郊の民は、殷然として益、富み、商賈の民は、廓然として益、貧なり、桓公は管子を召し問ひて曰く、此は其故何ぞ、

管子對曰、決瓊洛之水、通之杭、莊之間、則屠酤之汁肥流水、則蟲虻巨雄、翡翠燕小鳥、皆歸之、宜

昏飲此水上之樂也

管子對て曰く、瓊洛の兩水を決し、之を杭莊の兩市に通すれば、魚肉を屠る家、及び酒を賣る家の汁の肥しものが、水に流るゝゆるに、蠱虻や、巨雄や、翡翠や、小鳥の類は、皆此水上に來り集る、因て市人は水に臨み鳥を觀て、夜の酒宴を張るに宜し、大に樂しむべきなり、

巨雄は商蜺なり、大蛟なり、○翡翠は翡翠なり、

賈人蓄物、而賣爲讎、買爲取、市未央、畢而委舍、其守列、投蠱虻、巨雄、新冠、五尺、請挾、彈懷丸、游水上、彈翡翠、小鳥、被於暮、故賤賣而貴買、四郊之民、賣賤、何爲不富哉、商賈之人、何爲不貧哉、桓公曰善、

賈人は物を蓄ふ、之を賣るを售と稱し、之を買ふを取と稱す、售取共に重要なり、然るに、今や昏飲せんと欲するゆるに、市場の賣買、未だ半ならずして、之を止め、其守る所の市列を委棄し去り、賈人は水上に來り遊び、蠱虻巨雄を、空中に投げ棄つ、翡翠小鳥の屬は、争ひ聚りて、之を食ふ、此時、丁年の若者、及び十二三歳の童子は、父兄に請ひて、彈を挾み、丸を懷にし、水上に來り、翡翠小鳥を彈して、日暮に及ぶ、長者は既に昏飲に耽り、少年は彈丸に溺る、故に賤賣貴買して、市場を早く委て、間を偷む、賣る賤きゆるに、四郊の民は、財物を得易し、自然に富を成す、商賈の人は、低賣の損に由り、貧となる、桓公曰く善し、新冠は、年二十前後のもの、○五尺は十二三歳の童子なり、

桓公曰、五衢之民、衰然多衣弊、而屨穿、寡人欲使帛布絲纈之賈賤、爲之有道乎、管子曰、請以

令沐途傍之樹枝、使無尺寸之陰、桓公曰諾

桓公曰く、都府の民は、衰然として衣弊れ屨破れたるもの多し、寡人は帛布絲纈の價をして、賤からしめんと欲す、之を爲す道あるか、管子曰く、請ふ令を以て、途傍の樹枝を伐り拂ひ、少しの陰も無からしめよ、桓公曰く諾す、

履穿は、屨の裏の穴あくこと、○沐は、頭髮を洗ひ沐する如く、樹枝を伐り去るなり、
行令、未能一歲、五衢之民、皆多衣帛、完屨、桓公召管子、問曰、此其何故也、管子對曰、途傍之樹、未沐之時、五衢之民、男女相好、往來之市者、罷市相睹樹下、談語終日不歸、

其令を行ひて、未だ一歲なること能はざるに、都府の

民は、皆多く帛を衣て屨も完くなる、桓公は管子を召し、問ひて曰く、何の故にて、此の如くなるか、管子對て曰く、是れ人民を勉強せしめ、物産を増したる結果なり、蓋し路傍の樹の枝を伐り拂はざる時は、都府の民は、樹陰にて、遊び暮さん、其男女の相愛し、相來往して、市に之くものは、市の賣買を罷め、樹下に相睹て談語し、終日歸らず、

男女當壯、扶輦推輿、相睹樹下、談語戲笑超距、終日不歸、父兄相睹樹下、論議立語、終日不歸、是以田不發、五穀不播、麻桑不種、蠶繭不治、內嚴一家、而三不歸、則帛布絲纈之賈、安得不貴、桓公曰善、

其男女の年壯なるものは、輦を扶け輿を推し、樹下に相睹て、戲笑し超距して、終日歸らず、其父兄は、樹下

に相睹て、老莊の玄理を議論し、終日歸らず、皆空しく時日を暮す、是を以て、田地も開發せず、五穀も播かず、麻桑も種えず、鹽繭も治めず、内は一家の課督を、嚴重に定めながら、其出で、歸らざるもの、三人もあるときは、産業荒廢し、商品減少す、帛布絲織の價、安んぞ貴からざるを得んや、桓公曰く善し、超距 飛越え、距離することなり、○玄語 老莊の學理なり、○鹽繭 蠶の絲なり、鹽は繭に同じ、

桓公曰、糶賤、寡人恐、五穀之歸於諸侯、寡人欲爲百姓萬民藏之、爲此有道乎、管子曰、今者夷吾過市、有新成困京者二家、君請以璧而聘之、

桓公曰く、米の賣價低し、吾は五穀の諸侯に歸せんことを恐る、寡人は百姓萬民の爲に五穀を留め藏めん

聞、是民上則無功、顯名於百姓也、功立而名成、下則實其困京、上以給上、爲君一舉、而名實俱在也、民何爲也、

管子は曰く、米倉を建るもの二家あり、君は之を賞して、璧を贈り、二家の名は、國中に顯はる、國中聞かざるなし、是の二家は、國に功なくして、名を百姓に顯はし、功立て名成る、下においては、困京を實して、穀粟を藏し、上に向ひては、以て上の用に給す、是れ君の爲めに一舉して、名實俱に成るなり、民は何ぞ爲さ

民何爲也、何の下に、不の字を挿入すべし、桓公問管子曰、請問王數之守終始、可得聞乎、管子曰、正月之朝、穀始也、日至百日、黍稷之始也、九月斂實、平麥之始也、

と欲す、之を爲すには道あるか、管子曰く、此頃夷吾は、市を過りしに、新に大小の米倉を建設したるもの二家あるを見たり、君は其れ璧を贈物として、此の二家を迎へよ、

桓公曰、諾、行令、半歲、萬民聞之、舍其作業、而爲困京、以藏菽粟五穀者、過半、桓公問管子曰、此其何故也、

桓公曰く、諾すと、令を行ふ、半歲にして、萬民之を聞き、其作業を捨て、困京を爲り、以て菽粟五穀を藏むるもの、國民全數の半を超ゆ、桓公は管子に問ひて曰く、此れ何の故ぞ、

管子曰、成困京者二家、君式璧而聘之、名顯於國中、國中莫不

桓公は管子に問ひて曰く、問ふ、王たるもの、法として、終始を守ることは、聞くを得べきか、管子曰く、正月の朝は、穀を生ずる始なり、田を耕し、種を下すことを準備す、冬至より百日後は、黍稷を種ゆる始なり、九月は、穀の實を取り入る、此時は、麥田を平治する始なり、

管子問於桓公、敢問、齊方于幾何里、桓公曰、方五百里、管子曰、陰雍、長城之地、其於齊國、三分之一、非穀之所生也、

管子は桓公に問ひて曰く、齊は方面積において、幾何里なるか、桓公曰く、方五百里なり、管子曰く、陰雍と長城との地は、齊國に於て、全國の三分の一に當る、然れども穀の生ずる所にあらざるなり、方子 於方の如し、齊の方面に於けるといふことなり、池、龍夏、其於齊國、四分之一也、

朝夕外之所帶齊地者五分之一、非穀之所生也、然則吾非託食之主耶、

池といふ所と、龍夏とは、齊國に於ける四分の一なり、然れども、潮汐浸入し、陸地に滯る海水は、齊國の五分の一を占む、是れ穀の生ずる所にあらず、然るときは、齊國は、方五百里と稱するも、其實は狭小なり、吾君は他に寄食する、貧主と謂ふべし、朝夕外之。潮汐其外を遶るなり、齊は東北海に瀕する故なり、○滯は滯なり、

桓公遽然起曰、然則爲之奈何、管子對曰、動之以言、潰之以辭、可以爲國基、且君幣藉而務、則賈人獨操國趣、君穀藉而務、則農人獨操國固、君動言操辭、左

右之流、君獨因之、物之始、吾已見之矣、物之終、吾已見之矣、物之賈、吾已見之矣、

桓公は遽然起ちて曰く、然らば之を爲すこと如何ん、管子對て曰く、人民を動かすには、號令を以てし、之を遂ぐるには、辭令を以てす、以て國基を爲すべし、且君は幣を以て、税を納めしむれば、賈人獨り國の趣勢を採る、君は穀を以て税を納めしむれば、農人常に國の堅固を操る、君は號令を動かし、辭命を操りて、或は左にし或は右にし、輕重の在る所に隨ひて、金穀を流移す、是れ、君獨り之を能くす、農商は與からず、斯くして、物の始は、穀生より麥の始に至るまで、君已に之を見る、物の終りは、國趣を操り、國固を操るに在り、君已に之を見る、物の價の輕重も、因りて見るべきなり、

管子曰、長城之陽魯也、長城之陰齊也、三敗殺君、一重臣、定社

稷者、吾此皆以孤突之地、封者也、故山地者、山也、水地者、澤也、薪芻之所生者、斥也、

管子曰く、長城といふ地は、山地なり、其南は魯なり、其北は齊なり、齊軍三たび敗れて、二重臣は、之に死せり、斯く困難して、國家を維持するは、吾國が敵中に孤立し、突出したる地を封域とすればなり、蓋し洵に山地とは、山嶽なり、水地とは、沼澤なり、薪芻の生ずる所は、瘠土なり、此の三地は、少しも税するを得ざるなり、斥は斥鹵なり、大木の生せざる瘠土なり、

公曰、託食之主、及吾地、亦有道乎、管子對曰、守其三原、公曰、何謂三原、管子對曰、君守布則籍於麻、十倍其價、布五十倍其賈、此數也、

桓公曰く、我は他に寄食する貧主なり、吾地は山澤瘠土なり、之を理むるに術あるか、管子對て曰く、其三原を守るべし、桓公曰く、三原とは何ぞや、管子對て曰く、麻絲と、五穀と、六畜と是なり、君は布を守り、之を貴賣せんとすれば、先づ布を製する原料なる麻に税すべし、麻價十倍となれば、布は其價五十倍となるに至る、此れ自然の數なり、麻は布の原料なり、○布は麻の人工を経たるもの、君以織籍於糸、未爲糸、籍糸撫織、再十倍其價、如此、則云五穀之籍、是故、籍於布、則撫之、糸籍於穀、則撫之、山籍於六畜、則撫之、術、籍於物之終始、而善御以言、公曰善、

君は、織物に税せんと欲すれば、先づ絲の未だ絲とならざるものに税すべし、既に絲に税して、織物を持す

れば、織物の價は、二十倍に上る、斯くすれば、五穀の税を去るも可なり、是の故に、布に税するときは、之を絲に持し、穀に税するときは、穀を植ゆる山に持すべし、六畜に籍するときは、六畜の蕃殖する所の、郷外の術に持すべし、物の製品と原料とに税法を行ひ、善く人民を御するに、號令を以てし、民をして、其術數たるを覺らざらしむべし、桓公曰く、善し、云は去の誤なり、○撫すとは、持重して、容易に販賣せざるなり、○六畜は、馬牛羊豕鶏狗なり、○術は遂と通ず、郷外の地なり、○物之終始とは、布帛織の類を終即ち製品として、絲麻を始即ち原料とするなり、

管子曰、以國一籍臣、右守布萬兩、而右麻籍四十倍其賈、術布五十倍其賈、公以重布決諸侯賈、如此而有二十齊之故、

管子曰く、國の力を以て、民より徵稅せず、専ら臣僚

に賦課す、蓋し布を貴び守り、之を高く賣る術なり、蓋し麻の製品なる布を、官府に蓄へ藏めて、其原料なる麻を貴び、之に税するときは、藏むる所の布は、其價四十倍となる、郷外の僻地にて賣り捌く布は、其價五十倍となる、斯くして、政府は貴重なる布を以て、諸侯の商賈を決取せば、齊の金幣は、本來の有する所の、二十倍となるべし、右は貴ぶなり、○兩は二反なり、布萬兩は、布二萬反なり、

是故輕軼於賈穀制畜者、則物軼於四時之輔善爲國者、守其國之財、湯之以高下、注之以徐疾、一可以爲百、未嘗籍求於民、而使用若河海、終則有始、此謂守物而御天下也、

是の故に、政府が穀を買ひ、畜を取り扱ふに、其賈低きに過ぐれば、功は勞を償はず、春夏秋冬の産物も、

其利を失ひて、何の用も成さず、故に善く國を治るものは、其國の財を守り、之を盪げ推すに、價の高下を以てし、之を注流するに、掛引の徐と疾とを以てす、斯くすれば、一を百に増すを得べし、未だ嘗て、人民より徵稅せずして、使用の金幣は、河海の水の如し、終れば始あり、此を物を守りて、天下を御すと謂ふなり、

公曰、然則無可以爲有乎、貧可以爲富乎、管子對曰、物之生未_レ有形、而王霸立其功焉、是故以_レ人求人、則人重矣、以_レ數求物、則物重矣、

桓公曰く、然らば無も以て有と爲す可きか、貧も以て富と爲す可きか、管子は對て曰く、無を有となし、貧を富となすは、物價輕重の術なり、蓋し物は發生し

て、未だ形を成さざるも、王霸は功を未形の前に立つ、是の故に、君を以て民に求むれば、之を取捨する權は、民に歸す、故に民は重くなり、君は輕くなる、之を反して、物價輕重の術に由り、物に求むれば、物は重くなり、民は輕くなる、斯くして君は重し、

公曰、此若言何謂也、管子對曰、舉國而一則無貲、舉國而十則有百、然則吾將以徐疾御之、若左之授右、若右之授左、是外內不蹇、終身無咎、

桓公曰く、此れ汝の言は、何の謂ぞや、管子は對て曰く、國を舉て、物品を一定し、之を轉賣せざれば、唯其物あるのみにして、別に貲を得ることなし、國を舉て貿易し、賣買十度を重ぬれば、一は長じて百となる、然るときは、吾は徐と疾との號令を以て、之を御せんとす、左の右に授け、右の左に授くるが如く、吾が爲んと欲する所のまゝなり、此の如くすれば、是れ外内

に屈することなく、終身咎もなし、
蹠は屈なり、不蹠は流通する貌なり、

王霸之不求於人而求之終始
四時之高下令之徐疾而已矣
源泉有竭鬼神有歇守物之終
始身不竭此謂源究

故に、王たり覇たるものは、國庫の收入を、民に求め
ずして、物價輕重の術に求む、例へば麻に税して、布
の價を高め、絲に税して、織物の價を高むる如し、是
れ春夏秋冬の物價の高下と、其時機に應ずる命令の
緩急とに由るのみ、蓋し水源の流は、竭ることあり、
鬼神の力は、止むことあり、然れども、物産の原料と
製品とに、輕重の術を施し守れば、永久に窮極する無
し、之を財源深究の要法と稱す、

輕重戊第八十四

管子輕重十七

桓公問於管子曰、輕重安施、管
子對曰、自理國、慮戲以來、未有
不以輕重而能成其王者也、

桓公は、管子に問ひて曰く、物價輕重の法は、何時よ
り始て之を施すか、管子對て曰く、國を理むる慮戲氏
より以來、皆輕重の法を用ゆ、之に由らずして、能く
其王たるを成すもの有らず、

慮戲 伏羲氏以前は、荒唐として辨じ難し、故に、慮
戲より説く、慮戲は伏羲に同じ、

公曰、何謂管子對曰、慮戲作、造
六釜、以迎陰陽、作九九之數、以
合天道、而天下化之、神農作、樹
五穀、淇山之陽、九州之民、乃知
穀食、而天下化之、

桓公曰く、何の謂ぞ、管子對て曰く、慮戲氏作り、易の
六卦を造りて、陰陽の理を迎へ取り、更に、九九の
算法に由り、曆を作りて、天道に合同す、天下は其德
に感化せり、神農氏作り、五穀を淇山の陽に樹るて、
全國の民は、穀食することを知るを得たり、天下は其
德に感化せり、
六釜 釜は、古の卦の字なり、慮戲始めて天、風、山、
水、地、雷、澤、火、の八卦を作る、其一卦は六畫線より
成る、故に之を六卦と稱す、

黃帝作、鑛、鑿、生、火、以、熟、葷、臊、民
食之、無、茲、謂、之、病、而、天、下、化、之、
黃帝之王、童、山、竭、澤、有、虞、之、王、
燒、曾、藪、斬、群、害、以、爲、民、利、封、土、
爲、社、置、木、爲、閭、始、民、知、禮、也、當
是、其、時、民、無、慍、惡、不、服、而、天、下
化、之、

黃帝作り、燧を鑛り、火を生じて、惡臭ある草、及び鳥
獸の肉を煮る、民は之を食ひて、胃病を免れ、天下其
德に感化せり、陶唐氏の王たるや、山の木を斫り、澤
の水を乾して、豺狼蛟蛇を除き、有虞氏の王たるや、
深き草藪を燒きて、衆害を掃ひ、民の利を成す、更に
土を築きて、神を祭る處を定め、木を建て、里門を
設けたり、是に於て、民は禮を知るに至れり、是時に
當り、民は怒らず、怨まず、皆服従し、天下は其王の德
に感化せり、
鑛燧は、木と木とを摩擦して、火を生ずるなり、○
茲、鑛之病、茲は益なり、膾は胃なり、胃を益すとは、
胃腑の膨脹するをいふ、○黃帝之王の黃帝は、陶唐の
誤なり、陶唐氏は堯帝なり、○有虞氏は舜帝なり、○
曾は層に同じ、層は重なり、
夏人之王、外鑿二十蟲、鞮十七
湛、疏三江、鑿五湖、道四涇、之水、
以商九州之高、以治九藪、民乃
知城郭門閭室屋之築、而天下

化之

夏の禹王は、境外に向ひて、二十個所の大水を穿ち流
れしめ、十七個所の湛たる水を決し、三江を通じ、五
湖を穿ち、江河淮濟の水を導く、斯く天下の大水を治
めて、九州の高きを商量し、九州の蕪澤を治む、是に
於て、人民は城郭門閭室屋の建築を知り、天下は其王
の徳に感化せり、
蠱は讀て沘となす、沘とは大水の貌なり、○鞮は決な
り、○涇は經なり、經水は、江河淮濟の四水なり、○三
江は、岷、松、浙なり、○五湖は、隔、洮、射、貴、太、な
り、

殷人之王、立帛牢、服牛馬、以爲
民利、而天下化之、周人之王、循
六憲、合陰陽、而天下化之、公曰、
然則當世之王者、何行而可、

殷の湯王は、阜牢を建て、牛馬を畜ひ、人民の利益を
爲し、天下は其徳に化せり、周の文王武王は、易の六

卦に循ひ、陰陽を合はせて、天下之に化せり、桓公曰
く、然らば、當世の王たるものは、何を行ひて可なる
か、
帛 阜の誤りなり、阜は廐なり、○憲は峯に作るべ
し、易の卦なり、

管子對曰、并用、而毋俱盡也、公
曰、何謂、管子對曰、帝王之道、備
矣、不可加也、公其行義而已矣、
公曰、其行義、奈何、

管子對曰、先王の道は、并び用ふべし、永く用を
成して、盡くること無し、桓公曰く、何の謂ぞや、管子
對て曰く、帝王の道は備はる、これに加ふ可らず、公
は其れ義を行ふのみ、桓公曰く、其の義を行ふとは、
奈何するか、

管子對曰、天子幼弱、諸侯亢強、
聘享不上、公其弱強、繼絕、率諸
侯、以起周室之祀、公曰善、

管子對て曰く、方今天子は幼弱なり、諸侯は驕傲な
り、貢獻の品物は、天子に奉らず、公は其れ強きを挫
きて、之を弱くすべし、絶えたる家を繼がしめて、之
を奮ひ興すべし、諸侯を率ゐて、周室の祭祀を起すべ
しと、桓公曰く善し、
充はたかぶりて、驕るなり、○聘享は貢獻なり、

桓公曰、魯梁之於齊也、千穀也、
蠶螯也、齒之有屑也、今吾欲下
魯梁、何行而可、管子對曰、魯梁
之民俗爲綈、公服綈、令左右服
之、民從而服之、公因令齊勿敢
爲、必仰於魯梁、則是魯梁釋其
農事、而作綈矣、

桓公曰く、魯と梁との齊國におけるは、阡上の穀な
り、人争ひて之を食はんとす、又蠶の螯すが如く害す
ることあり、又は齒の屑あるがごとく、取りて衛とな

すべきなり、今吾は魯梁を取らんと欲す、何を行ひて
可なるか、管子對て曰く、其策は魯梁を欺くに在り、
蓋し魯梁の民俗は、厚き緇を爲る、公は其れ厚き緇を
服用せよ、且近臣にも、之を服せしめよ、斯くすれば、
人民従ひて之を服せん、公因て齊國の民に厚き緇を
作ること厳禁すべし、民は魯梁に向ひて、之を買
入れん、是に於て、魯梁は農事を釋て、綈を作り競
ふべし、
千は阡なり、田間の道なり、○綈は緇の厚きもの、

桓公曰、諾、即爲服於泰山之陽、
十日而服之、管子告魯梁之賈
人曰、子爲我致綈千匹、賜子金
三百斤、什至、而金三千斤、則是
魯梁不賦於民、財用足也、

桓公曰く、諾と、即ち服を泰山の陽に爲る、十日にし
て成り、之を服す、管子は、魯梁の賈人に告げて曰く、
子は我が爲に、綈千匹を致せ、子に金三百斤を與へん

と、是に於て、魯梁の賈人は、綈千匹の十倍即ち萬匹を持ち來れり、因て之に金三千斤を與ふ、斯くして、魯梁の君は、人民より租税を取らざるも、財用の十分なる割合となれり、

魯梁之君聞之、則教其民爲綈、十三月、而管子令人之魯梁、魯梁郭中之民、道路揚塵、十步不相見、綈繻而踵相隨、車轂鬻、騎連伍而行、

魯梁の君は、之を聞て、其人民に教令して、専ら綈を爲らしむ、十三月を経たり、管子人をして魯梁に之かしましむ、魯梁の郭中の人民は、道路に塵を揚げて、十歩相隔れば、相見えす、袴の紐を地に曳くもの、踵相隨ひ、車の轂は相摩し、齧み合ひ、騎馬も東西に伍を連ねて行く、甚だ繁昌を成せり、

なり、管子曰、魯梁可下矣、公曰、奈何、管子對曰、宜服帛、率民去綈、閉關、毋與魯梁通使、公曰、諾、後十月、管子令人之魯梁、魯梁之民、餓餒相及、應聲之正、無以給上矣、

管子曰く、魯梁は取る可し、桓公曰く、奈何ん、管子對て曰く、公は宜しく帛を服すべし、人民を率ゐて綈を去るべし、關を閉ぢ、魯梁に使を通ずる毋れ、桓公曰く、諾すと、後十月にして、管子人をして、魯梁に之かしましむ、魯梁の人民は、餓死するもの相接し、急速の命令に應ずる租税は、上納する能はず、正は征なり、税なり、魯梁之君、即令其民去綈、修農穀、不可以三月而得魯梁之人

糴十百、齊糴十錢、二十四月、魯梁之民歸齊者、十分之六、三年、魯梁之君請服、

魯梁の君は、即ち其人民をして綈を爲るを止め、農穀を修めしむ、然れども、穀は三月を以て得べからず、魯梁の人は、米を買ふに、壹斗の價十百、即ち千錢なり、齊の國は、米を買ふに、一斗にて十錢なり、故に二十四箇月にして、魯梁の人民は、齊に歸服し來るもの、十分の六なり、三年の後、魯梁の君も、遂に降服せんことを請ふに至れり、

桓公問管子曰、民飢而無食、寒而無衣、應聲之正、無以給上、室屋漏而不居、墻垣壞而不築、爲之奈何、

桓公は管子に問ひて曰く、人民飢て食なく、寒て衣なし、號令に應じて、即刻上納すべき税も、上納する能

はず、室屋は雨漏れて住居すべからず、墻垣は壞れて、築かず、之を救治する、如何、管子對曰、沐塗樹之枝也、桓公曰、諾、令謂左右伯、沐塗樹之枝、左右伯受沐塗樹之枝、潤其年、民被白布、清中而濁、應聲之正、有以給上、室屋漏者得居、墻垣壞者得築、

管子對て曰く、路傍の樹の枝を伐り去るべし、桓公曰く、諾すと、令して左右の伯に謂て、路傍の樹枝を伐り去らしむ、左右の伯受けて、之を伐り去る、路廣し、其年に人民は産業を勉め、白布を被ることを得たり、其布も精緻にして、表裏を看透すべからず、急速に聲に應ずる租税も、上納するを得たり、室屋の雨漏も、修繕して住居するを得たり、墻垣の破壊したるも、築くことを得たり、濁は途なり、○濁は細密なり、

公召管子問曰此何故也管子對曰齊者夷萊之國也一樹而百乘息其下者以其不培也

桓公は管子を召し問ひて曰く此れ何の故ぞや管子對て曰く齊は禮俗未だ開けず萊といふ夷の風習に従ふもの多く游傲する民の國なり故に一樹の蔭の下には車百乘も來り遊ぶ是れ枝の茂り合ふに由るなり

衆鳥居其上丁壯者胡丸操彈居其下終日不歸父老柎枝而論終日不歸歸市亦惰倪終日不歸

衆鳥は其樹上に居るゆゑに二十歳三十歳のものは丸を囊にし彈を操りて其樹下に居り終日歸らず父老は其樹枝の下に就き論談して終日歸らず市に

歸するものも亦樹下に惰り睨めて終日歸らず産業は荒廢す丁は二十歳なり○壯は三十歳なり○柎は就なり○倪は睨なり

今吾沐塗樹之枝日中無尺寸之陰出入者長時行者疾走父老歸而治生丁壯者歸而薄業彼臣歸其三不歸此以郷不資也

今や吾は路傍の樹枝を爰り盡し日中には尺寸の陰無し樹下を出入するものも時を長しとし行歩するものは疾走して歸り父老も歸りて生計を治め二十歳三十歳の者も業を勉む故に民皆産を増すに至れり彼の前年は奴婢のみ歸りて其丁壯父老及び市に之くもの三人歸らず此を以て郷には資産を得ることなかりしなり

桓公問於管子曰萊莒與柴田

相并爲之奈何管子對曰萊莒之山生柴君其率白徒之卒鑄莊山之金以爲幣重萊之柴賈

桓公は管子に問ひて曰く萊と莒との二縣は柴を産する利あり之に田業の利益を加へて齊の國を防ぐ之を爲す奈何せん管子對て曰く萊莒の山は柴を生ず君は其れ臨時募集の兵卒を率ゐて莊山の金を掘り之を鑄て貨幣を爲り萊の柴價を引き上げ之を買入るべしと桓公乃ち其策を行ふ

萊君聞之告左右曰金幣者人之所以重也柴者吾國之奇出也齊可并也萊即釋其耕農而治柴

萊の君は之を聞て左右の臣に告げて曰く金幣は人の重んずる所なり柴は吾國の餘り多き産出なり此

の多き産物を以て齊の重寶を盡し取らば齊國も并せて取るべきなりと萊は即ち其耕農を止めて柴を作る事に勉めたり奇出は餘り物なり

管子即令隰朋反農二年桓公止柴萊莒之糴三百七十齊糴十錢萊莒之民降齊者十分之七二十八月萊莒之君請服

管子は即ち隰朋をして金を掘る兵卒を解散せしめ彼等を農業に反り就かしむ二年にして桓公は柴を買ふことを止む是に於て萊莒は米價高く一斗の價三百七十錢なるも柴を賣るに道無し齊にては米一斗僅に十錢なり故に萊莒の民は齊に降るもの十分の七に達す二十八個月を経て萊莒の君は齊に降服せんことを請ふに至れり

桓公問於管子曰楚者山東之強國也其人民習戰鬥之道舉

兵伐之、恐力不能過、兵弊於楚、功不成於周、爲之奈何、

桓公は管子に問ひて曰く、楚は山東の強國なり、其人民は戰鬪の道に習ふ、兵を擧げ之を伐つ、恐らくは力の過る能はずして、我兵は楚に弊るゝあらん、斯くては、周の天子を奉ずる我功は成らず、之を奈何せん、

管子對曰、即以戰鬪之道與之矣、公曰、何謂也、管子對曰、公貴買其鹿、桓公即爲百里之城、使人之楚買生鹿、楚生鹿當一而八萬、

管子は對て曰く、即ち戰鬪の道を以て、之に與せん、桓公曰く、何の謂ぞ、管子對て曰く、公は楚の鹿を貴く買へよ、桓公は即ち百里の城を爲り、人をして楚に之を、生鹿を買はしむ、楚の生鹿は、一匹にして、八萬錢に當る、

管子即令桓公與民通輕重、藏穀什之六、令左司馬伯公將白徒、而鑄錢於莊山、令中大夫王邑載錢二十萬、求生鹿於楚、

管子は即ち桓公をして、人民と物價の輕重を通じ、穀の十分の六を藏めしむ、左司馬の伯公をして、臨時募集の兵卒を率ゐて、錢を莊山に鑄造せしむ、中大夫の王邑をして、錢二十萬を載せて、生鹿を楚に求めしむ、

楚王聞之、告其相曰、彼金錢人之所重也、國之所以存、明主之所以賞有功、禽獸者群害也、明主之所棄逐也、

楚王之を聞て、其相に告げて曰く、彼の金錢は、人の重んずる所なり、國の存する所以なり、明主の有功を賞する所以なり、禽獸は群害なり、明主の棄て逐ふ

所のものなり、

今齊以其重寶、貴買吾群害、則是楚之福也、天且以齊私楚也、子告吾民、急求生鹿、以盡齊之寶、楚民即釋其耕農、而田鹿、

今や齊は、其の重寶の金錢を以て、吾が群害なる鹿を貴買す、是れ楚の福なり、天は齊を以て、楚に賜はんとなす、子は吾民に告げ、急に生鹿を求めて、齊の寶を取り盡せよ、楚王の此令に由り、楚民は農業を止め、鹿を獵することに従事す、

私は恩惠なり、○田は獵なり、

管子告楚之賈人曰、子爲我致生鹿二十、賜子金百斤、什至而金千斤也、則是楚不賦於民、而財用足也、

管子は、楚の賈人に告げて曰く、子は我が爲に、生鹿

二十四を持參せよ、其代價として、子に金百斤を與へんと、斯くして、十倍即ち鹿二百匹至れば、金千斤となる、是れ楚は人民より賦税を取らずして、財用自ら足るなり、

致は贈なり、○斤は十六兩なり、楚之男子居外、女子居塗、隰朋教民藏粟五倍、楚以生鹿藏錢五倍、管子曰、楚可下矣、公曰、奈何、

是に於て、楚は鹿を獵るに勉め、男子は農を止めて、外に出で、女子は内を棄て、途上に在り、齊の隰朋は、人民に教へて、粟を藏めしむること、平常より五倍す、楚は生鹿を以て、錢を藏むること、平常より五倍す、管子曰く、楚は取るべし、桓公曰く、奈何、

管子對曰、楚錢五倍、其君且自得而修穀、錢五倍、是楚強也、桓

公曰、諾、因令人閉關、不與楚通使、楚王果自得而修穀、穀不可三月而得也、楚糴四百、齊因令人載粟處芊之南、楚人降齊者十分之四、三年而楚服、

管子對て曰く、楚の錢は五倍せり、楚君は是より自から満足して、穀を買ひ集めん、錢は既に五倍あれば、是れ楚の強きなり、桓公曰く、諾すと、因て人をして、關門を閉ぢ、楚と使を通せざらしむ、楚王は果して自から満足して、穀を買ひ集む、然れども穀は三箇月にして得べからず、楚の米は、一斗四百錢に騰貴す、齊は因て人をして、粟を積み載せ、楚の北境の芊といふ地の南端に居らしむ、是に於て、楚人の齊に下るもの、十分の四に達し、三年を経て、楚は降服せり、

桓公問於管子曰、代國之出何有、管子對曰、代之出、狐白之皮、

王師北將人徒、載金錢之、代谷之上、求狐白之皮、

離枝といふ國は、之を聞けば、必ず代の北方を侵し攻めん、離枝其北を攻めば、代は必ず齊に歸服すべし、公は因て齊人に命じ、金錢を載せて、往かしめよ、桓公曰く、諾すと、即ち中大夫の王師といふものに令して、北の方に向ひ、兵卒を將ゐて、金錢を載せ、代谷の上に至り、狐白の皮を求めしむ、

代王聞之、即告其相曰、代之所以弱於離枝者、以無金錢也、今齊乃以金錢求狐白之皮、是代之福也、子急令民求狐白之皮、以致齊之幣、寡人將以來離枝之民、代人果去其本、處山林之中、求狐白之皮、二十四月而不

公貴買之、管子曰、狐白應陰陽之變、六月而一見、公貴買之、代人忘其難得、喜其貴買、必相率而求之、則是齊、金錢不必出、代民必去其本、而居山林之中、

桓公は管子に問ひて曰く、代國の產出するものは、何か有る、管子對て曰く、代國の產物は、狐白の皮なり、公其れ之を貴買せよ、管子の曰く、狐白は陰陽の變化に應じ、六箇月に一たび見はる、公之を貴買せば、代人は得がたきを忘れて、貴買を喜び、必ず相率ゐて狐白を求めん、斯くて、齊の金錢は、出るを必せず、代の人民は、必ず其本業の農を去りて、山林に住むに至らん、

離枝聞之、必侵其北、離枝侵其北、代必歸於齊、公因令齊載金錢、而往、桓公曰、諾、即令中大夫、

得レ一、

代の王は、之を聞き、其相に告げて曰く、代の離枝より弱き所以は、金錢なきを以てなり、今や齊は金錢を以て、狐白の皮を求む、是れ代の福なり、子は急に民をして狐白の皮を求め、齊の金幣を取らしめよ、寡人は因て、離枝の民を來服せしめんとすと、代人遂に其本業の農を去り、山林の中に住み、狐白の皮を求む、二十四箇月を経て、一を獲る能はず、

離枝聞之、則侵其北、代王聞之、大恐、則將其士卒、葆於代谷之上、離枝遂侵其北、王即將其士卒、願以下齊、齊未亡一錢幣、修使三年而代服、

離枝の國は、之を聞て、其北を侵伐す、代王は之を聞て、大に恐れ、其士卒を將て、代谷の上に保つ、離枝遂に其北を攻む、代王は士卒を率ゐて、齊に下らんと願ふ、齊は未だ一錢幣を亡はずして、使を修むるより、

三年にして、代國は服従せり、
葆は保ち守るなり、

桓公問於管子曰、吾欲制衡山、
之術、爲之奈何、管子對曰、公其
令人貴買衡山之械器而賣之、

桓公は管子に問ひて曰く、吾は衡山統治の術を行は
んと欲す、之を爲す奈何、管子は對て曰く、公其れ人
をして、衡山の械器を貴買し、之を賣らしめよ、
衡山は、齊魯の間に在りし附庸の小國なり、

燕代必從公而買之、秦趙聞之、
必與公爭之、衡山之械器、必倍
其賈、天下爭之、衡山械器、必什
倍以上、

燕と代と、必ず公に従ひて、之を買はん、秦趙も之を
聞きて、必ず公と之を争はん、衡山の械器は、必ず其
價を一倍にすべし、天下之を争ふに至らば、衡山の械

き、人をして、衡山に之き、械器を求め買はしむ、衡山
の君は、其相に告げて曰く、天下吾が械器を争ひ買ふ
より、其價を二十倍以上ならしめたりと、是に於て、
衡山の人民は、其本業の農作を止めて、械器の製造を
勉めたり、

齊即令隰朋漕粟於趙、趙糶十
五、隰朋取之、石五十、天下聞之、
載粟而之齊、齊修械器、十七月、
修糶五月、即閉關、不與衡山通
使、

齊は即ち、隰朋をして粟を買ひ、趙より運漕せしむ、
趙の買米は、一釜十五錢にして、一石二十三錢餘なる
を、隰朋之を取るに、一石五十錢とす、倍額の價なり、
天下の人之を聞き、粟を載せて、齊に之く、齊は械器
を買ふ十七箇月にして、糶を買ふ五箇月を経たり、即
ち關を閉ち、衡山と使を逐せず、

燕代、秦、趙、即引其使而歸、衡山、

器は、必ず十倍以上の價とならん、

公曰、諾、因令人之衡山求買械
器、不敢辯其貴賈、齊修械器於
衡山、十月、燕代聞之、果令人之
衡山求買械器、

桓公曰く、諾すと、因て人をして、衡山に之き、械器を
求め買はしむ、敢て其貴價を辯論せず、齊は械器を衡
山に買ふこと、十月にして、燕代之を聞き、人をして
衡山にゆき、械器を求め買はしむ、

燕代修三月、秦國聞之、果令人
之衡山求買械器、衡山之君告
其相曰、天下爭吾械器、令其賈
再什以上、衡山之民、釋其本修
械器之功、

燕代も買ひ修むること、三箇月にして、秦國之を聞

械器盡、魯削衡山之南、齊削衡
山之北、內自量、無械器以應二
敵、即奉國而歸齊、

燕代秦趙の四國も、其使を引て歸る、衡山の械器盡き
たり、魯は衡山の南地を削り取り、齊は衡山の北地を
削り取る、衡山の君は、内に量るに、械器の以て二敵
に應ずるもの無し、即ち國を奉じて、齊に歸服せり、

輕重己第八十五

管子輕重十八

清神生心、心生規、規生矩、矩生
方、方生正、正生曆、曆生四時、四
時生萬物、聖人因而理之、道徧
矣、

氣の清くして神なるもの、心を生ず、心は智を主とす、智は圓なり、故に規を生ずといふ、規とは圓を爲る器具なり、智より矩を生ず、矩は法なり、法は方形を生ず、物方なれば正し、故に方は正しきを生ず、正しきは曆より大なる無し、曆は春夏秋冬の四時を生ず、四時ありて萬物を生ず、聖人は因りて、之を理め、道徧く至る、

以冬至始數四十六日冬盡、而春始、天子東出其國、四十六里而壇、服青而統、青摺玉、摺帶、玉監、朝諸侯、卿大夫、列士、循於百姓。

冬至より、日數の計算を起し、四十六日にして、冬盡き春始る、天子は東郊の外に出で、四十六里にして、祭壇を設け、青衣を服し、青布を冠り、玉笏を帯に挿み、玉監を帶飾となし、諸侯、卿、大夫、列士、を朝せしめ、人民を巡視せしめ、命令を傳へしむ、

民爲酒食所以爲孝敬也、

又命令して曰く、鋤に耜といふ鐵具を附けよ、大鎌に柄を附けよ、更に禾を刈ること、禾を車に積むこと、紐を作ること、繩を結ぶこと等を、扶け整へよ、是は春夏の農事の準備を成す所以なり、此の諸器を必らず備へよ、而る後に、民をして酒食を作らしむべし、是れ父兄に孝敬を致す所以なり、未耨は、芸の具なり、○懷鉛鉛、鉛は大鎌にて、鉛は鎌の柄なり、懷は用意し置くこと、○權は稷の誤なり、○渠は車の軸外の木なり、○緹は紐なり、○縹は繩なり、

民生而無父母謂之孤子、無妻無子謂之老鰥、無夫無子謂之老寡、此三人者、皆就官而衆可事者、不可事者、食如言而勿遺、多者爲功、寡者爲罪、是以路無

○摺は笏なり、手版なり、○摺は挿なり、○監は鑑と同し、○帶飾といふ、帶飾なり、

號曰祭日、犧牲以魚、發號出令、曰生而勿殺、賞而勿罰、罪獄勿斷、以待期年、教民樵室、鑽鑿、竈泄井、所以壽民也、

此日を號して、祭日と曰ふ、犧牲には魚を以てす、號を發し、令を出して曰く、生すべし、殺す勿れ、賞すべし、罰する勿れ、罪獄を斷行する勿れ、滿一年を待ち、來冬に至りて、罪人を處置せよ、人民をして、室内に薪を焚き、火を新にし、竈を塗り、井を浚へ、陰邪の氣を掃ひ除かしむべし、是れ人民を長生せしむる所以なりと、樵は焚なり、○墼は塗なり、○泄は浚なり、○期年は滿一年なり、

耜、耨、懷鉛鉛、又摺權、渠、縹、緹、所以御春夏之事也、必具教

行乞者也、路有行乞者、則相之罪也、天子之春令也、

又命令して曰く、民の生れて、父母を喪ふ者、之を孤子と謂ふ、妻を喪ひ、子を喪ふ、之を老鰥といふ、夫を喪ひ、子を喪ふ、之を老寡といふ、此三人のものは、皆官において、食に就かしむべし、此の衆の中には、官に使事すべきあり、使事すべからざるあり、然れども、之に食を與ふるは、彼等の言ふ所の如くせよ、決して違ふことある勿れ、吏の其事を掌るものは、此の窮民を收むる多きを功とし、收むる寡きを罪とす、是を以て、路に食を乞ふもの無きに至る、路に行き乞ふものあるは、宰相たるもの、罪なりと、以上はこれ、天子の春令なり、

以冬至始數九十二日、謂之春至、天子東出其國、九十二里而壇、朝諸侯、卿大夫、列士、循於百姓、號曰祭星、

冬至を以て數を起して、九十二日に達すれば、春分と謂ふ、天子は東方に向ひ、其國都を出て、九十二里の郊外に壇場を設けて、諸侯、卿、大夫、列士、を朝せしめ、百姓に循ひ令せしむ、號して祭星と曰ふ、

十日之内、室無處女、路無行人、苟不樹藝者、謂之賊人、下作之地、上作之天、謂之不服之民、處里爲下陳、處師爲下通、謂之役夫、三不樹而主使之、天子之春令也、

十日の内に、民は皆農事に従ふ、故に、室に處女なく、路に行人なし、此の場合に、苟くも五穀を植附けざるものは、之を人を賊ふと謂ふ、下は之を地に任せ、上は之を天に任し、五穀を自然に任す、是れ力を勞せずして、收穫を望む、農事に勉めざるものなり、之を務に服せざる民といふ、耕作の始るに、空しく里に處るものを、下列の民とす、軍隊に留り、農に就かざるを、

下等とす、春夏秋の三時、植附を怠るものは、役夫として、之を驅役す、是亦天子の春令なり、

以春日、至始數、四十六日、春盡而夏始、天子服黃而靜處、朝諸侯、卿、大夫、列士、循於百姓、發號出令、曰、毋聚大衆、毋行大火、毋斷大木、毋誅大臣、毋斬大山、毋戮大術、滅三大、而國有害也、天子之夏禁也、

春の日至は春分なり、之れより數を始め、四十六日にして、春盡き夏始る、天子は黃衣を服し、靜に處り、諸侯、卿、大夫、列士を朝せしめて、百姓を巡視せしめ、號令を出して曰く、大衆の人を聚る毋れ、大火を行る毋れ、大木を伐る毋れ、大臣を誅する毋れ、大山の土石を取る毋れ、大數を伐る毋れ、此の六大禁の三大を犯せば、國に凶害を生ず、況んや六に滿つるをや、其

害恐るべし、是れ天子の夏禁なり、
○穀は麥なり、○穀は麥り伐るなり、

以春日、至始數、九十二日、謂之夏至、而麥熟、天子祀於太宗、其盛以麥、麥者穀之始也、宗者族之始也、同族者入、殊族者處、

春分より數を始め、九十二日に達すれば、之を夏至と謂ふ、麥熟するの時なり、天子は太宗を祀るに、其盛りものには、麥を供ふ、蓋し麥は五穀の始に熟し、太宗は一族の始なるを以てなり、同族の者は、皆宗廟に入りて、祭を助け、異族の者は、家に引籠りて居る、
皆齊大材、出祭王母、天子之所以主始而忌諱也、

既にして、同族殊族の別なく、牛を齋らして、王母といふ外神を祭る、蓋し是れ、天子が始宗を祭るも、別に忌諱する所ありて、壽を外神に祈るに由るなり、

齊は齋の誤なり、○大材は牛なり、
以夏日、至始數、四十六日、夏盡而秋始、而黍熟、天子祀於太祖、其盛以黍、黍者穀之美者也、祖者國之重者也、

夏至より數を始め、四十六日にして、夏盡き秋始る、此時黍熟す、天子は太祖を祀る、其供物は黍を以てす、黍は五穀の美なるものなり、祖は國家の重んずるものなり、故に黍を獻す、

大功者大祖、小功者小祖、無功者無祖、無功者皆稱其位而立、沃有功者、觀於外祖者、所以功祭也、非所以戚祭也、天子之所以以異貴賤而賞有功也、

大功あるものは、國を建つ、故に祖廟を大にす、小功

あるものは、家を興す、故に祖廟を小にす、功なきものは、祖廟を設るを得ず、唯其家に祖靈の坐位を稱して立つ、功あるものの祖廟には、供物を十分にす、功なきものは、唯其門外に傍觀するのみ、蓋し祖廟は、其功績の大小に應じて祭る所以なり、其親戚の縁故に應じて祭るに非ず、是れ天子が貴賤を分ち、有功を賞する所以なり、

沃は讀んで飲とす、飽食することなり、

以夏日至始數九十二日謂之
秋至秋至而禾熟天子祀於大
崧西出其國百三十八里而壇
服白而紕白摺玉摠帶錫監吹
填箎之風鑿動金石之音

夏至を以て數を始め、九十二日に達すれば、之を秋分といふ、此時禾熟す、天子は大崧といふ星を祀る、爲めに、其國都を出で、西方百三十八里に至り、壇を設け、白色の衣を服し、白色の冠を戴き、玉笏を帯に

予ふる勿れ、誅すべし、生す勿れ、終歳の罪は、赦す所あること勿れ、牧地を作り、牛馬を畜ふもの、實在すれば、之を官に徵收す、是れ天子の秋計なり、

以秋日至始數四十六日秋盡
而冬始天子服黑紕黑而靜處
朝諸侯卿大夫列士循於百姓
發號出令曰毋行大火毋斬大
山毋塞大水毋犯天之隆天子
之冬禁也

秋分の日を以て、數を始め、四十六日にして、秋盡き冬始まる、天子は黒衣を服し、黒色を冠にして、靜かに處る、諸侯、卿、大夫、列士、を朝せしめ、百姓に循はしむ、號を發し令を出して曰く、大火を行ふ勿れ、大山を斬伐する勿れ、大水を塞ぐ勿れ、天の隆盛の氣を犯す勿れと、是れ天子の冬禁なり、

挿み、錫の帶飾を爲し、樂器の塤と箎との春調を吹き、金や石の秋聲を開き動かす、

塤は、上を鋭くし、底を平にす、形は稱錘に似て、大は雁の卵の如く、八の孔あり、○箎は長一尺四寸、圍三寸、八孔あり、一孔は上に出づ、○鑿動金石之音、金は鉦なり、石は磬なり、之を開き鳴す、秋の聲樂なり、塤箎は春分の聲なれども、秋氣の盛なるを、調和する爲めに用ゆ、鑿は開く意なり、

朝諸侯卿大夫列士循於百姓
號曰祭月犧牲以彘發號出令
罰而勿賞奪而勿予罪獄誅而
勿生終歲之罪毋有所赦作衍
牛馬之實在野者王天子之秋
計也

此時節に、諸侯、卿、大夫、列士、を朝せしめ、人民を巡視せしめ、號して祭月と曰ひ、犧牲は彘を供ふ、乃ち號令を發して曰く、罰すべし、賞する勿れ、奪ふべし、

以秋日至始數九十二日天子
北出九十二里而壇服黑而紕
黑朝諸侯卿大夫列士號曰發
絲趣山人斷伐具械器趣蒞人
薪藿葦足蓄積

秋分の日を以て、數を始め、九十二日にして、天子北方に出づ、九十二里にして壇を設け、黒衣を服し、黒色を冠にし、諸侯、卿、大夫、列士、を朝せしめ、號して役夫徵發と曰ふ、山居の人を督促して、木を伐らしめ、械器の準備を爲さしむ、沼澤の住民を督促して、藿、葦を薪にせしめ、之を蓄へ積ましむ、

三月之後皆以其所有易其所
無謂之大通三月之蓄凡在趣
耕而不耕民以不令不耕之害

也、宜芸而不芸、百艸皆存、民以
僅存、不芸之害也、

斯くして、三箇月の後は、皆其有る所のものを以て、
其無き所のものに易ふ、之を三月の蓄を流通すと謂
ふ、凡そ耕を促す時に在りて、耕へさゝるは、民の不
善なるなり、是れ不耕の害なり、芸るべくして、芸ら
ざるは、百艸皆存し、民は食少く、僅かに生存す、是れ
不芸の害なり、

宜穫而不穫、風雨將作、五穀以
削、士民零落、不穫之害也、宜藏
而不藏、霧氣陽々、宜死者生、宜
蟄者鳴、不藏之害也、

禾の熟して、穫るべきもの穫らず、風雨忽ち至り、五
穀の收入減削し、士民困窮す、是れ不穫の害なり、藏
るべきもの藏れず、霧氣陽々として暖なり、死すべき
草生じ、蟄すべき蟲鳴く、是れ不藏の害なり、
將は以に通ず、

名言拔萃

明珠を大海より取る、愈取りて、愈竭きず、解釋は本篇に在り上卷の例に依る、
鷗臯數至、而欲封禪、

封禪第五十

假而禮之、厚而勿欺、

小問第五十一

曲木已傅、直木無所施、

同

浩浩者水、育育者魚、

同

君子善謀、而小人善意、

同

力地而動於時、則國必富矣、

同

一人之治亂、在其心、

七臣七主第五十二

天下得失、道一人出、

同

主好文采、則女工靡、

同

楚王好小腰、而美人省食、吳王好劍、而國士輕死、

同

張耜當弩、鈔耨當劍戟、獲渠當
脇鞞、蓑笠當採櫓、故耕械具、戰
械備矣、

耜を張り列ねて、弩に當て、鈔耨は、劍戟に當て、獲
渠は脇鞞に當て、蓑笠は採櫓に當て用ゆ、故に耕作の
器械の具はるは、戰爭の器械の備はるなり、
獲渠は禾を穫りたるを積む車なり、採は扞の誤りな
り、○脇鞞は盾板なり、○櫓は大盾なり、

輕重庚第八十六(七)

管子輕重十九